

第 3 次かつしか健康実現プラン

令和 7（2025）年度～令和 12（2030）年度

（案）

目次

第 1 章	計画の策定に当たって	1
1	これまでの取組	2
（1）	国の取組	2
（2）	東京都の取組	3
（3）	葛飾区の取組	4
2	計画の位置付け	5
3	計画の期間	6
4	計画の推進体制	6
第 2 章	葛飾区の現状	7
1	区民の健康を取り巻く現状	8
（1）	人口	8
（2）	合計特殊出生率	10
（3）	高齢化率	11
（4）	65 歳健康寿命（要支援 1 以上）	12
（5）	65 歳平均余命	14
（6）	65 歳平均余命と 65 歳健康寿命（要支援 1 以上）の推移	16
（7）	死因別死亡者数の割合	17
（8）	自殺死亡率	18
（9）	年代別の死因順位	19
（10）	国民健康保険被保険者の医療費・疾病分類別医療費	20
2	区民の意識調査の結果	21
（1）	主観的健康観	21
（2）	健康のために心がけていること	21
（3）	健康への関心	22
3	第 2 次かつしか健康実現プランの評価	23
（1）	評価方法	23
（2）	評価結果	23
（3）	個別指標評価	25
第 3 章	計画の基本的な考え方	26
1	基本理念	27
2	基本目標	28
3	計画の体系	30

第4章 基本施策別目標と取組	31
基本目標1 すべての区民の健康づくりの推進	32
基本施策1 地域と進める健康づくり	32
基本施策2 次世代・親子の健康づくり	38
基本施策3 働く世代の健康づくり	44
基本施策4 高齢者の健康づくり	52
基本施策5 こころの健康づくり（自殺対策の推進）	61
自殺対策の推進【葛飾区自殺対策計画】	68
基本施策6 障害や疾病に応じた療養支援	90
基本目標2 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の定着	97
基本施策1 がんの予防と早期発見	97
基本施策2 糖尿病・循環器病などの予防と重症化予防	104
基本施策3 適切な食生活による健康づくり【葛飾区食育推進計画】	109
基本施策4 生活習慣の改善	122
基本施策5 喫煙・受動喫煙対策	130
基本施策6 歯と口の健康づくり	135
基本目標3 安全安心な生活環境の確保	141
基本施策1 感染症対策	141
基本施策2 食品の衛生	146
基本施策3 生活環境の衛生	149
基本施策4 動物の適正飼養	153
基本目標4 医療環境の充実	156
基本施策1 在宅医療の推進	156
基本施策2 災害医療の充実	160
基本施策3 医療サービスの確保	167
基本目標5 健康づくり環境の整備	171
基本施策1 自然に健康になれる環境づくり	171
基本施策2 多様な主体による健康づくりの推進	176
資料編	179
1 計画の策定経過	180
2 葛飾区健康医療推進協議会要綱	181
3 葛飾区健康医療推進協議会名簿	184
4 葛飾区健康政策推進委員会設置要綱	185
5 用語集	188

コラム一覧

● 早寝早起き朝ごはん	43
● できることから健康づくりを！	51
● フレイルリスク度セルフチェックリスト	60
● 最近、こころや体の疲れを感じていませんか？	64
● つらい気持ちに「気づき、受け止め、つなぐ」ゲートキーパー	72
● がんになるリスクを「減らす」ためにできること	103
● 糖尿病・循環器病を予防しよう！	104
● 食生活で、未来の自分に健康投資を！	121
● 適切な飲酒方法を知りましょう	125
● 適切な睡眠が十分確保できない方へ	129
● たばこ、やめませんか？	134
● はちまるにいまる 8020を目指して	140
● その咳、本当に風邪ですか？	145
● アニサキスとは？	147
● 宿泊施設（旅館・民泊）で特に注意すべき衛生害虫	151
● 知っていますか？「地域猫」	154
● 快適に医療機関を探そう	168
● アプリで楽しく健康づくり	175
● はじめよう健康経営	176

- 本文中で、「＊」マークの付いた用語は、巻末の「用語集」にて用語解説を掲載しています。
- 本文中には、「葛飾区保健医療実態調査報告書」をはじめ、区で行ったアンケート調査の結果を掲載しています。そのうち、一部でクロス集計の図表（年齢別等）を掲載していますが、年齢等への質問の無回答者を除いているため、個々の質問の回答数である N（number of cases の略）の合計が、全体の回答数である N と合わない場合があります。

第1章 計画の策定に当たって

1 これまでの取組

誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らし続けていくためには、健康で日常生活を支障なく送ることができる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」を図ることが極めて重要です。

健康寿命の延伸に向けては、多面的で多様な取組が必要になります。健康に関する情報や知識を広く提供し区民の健康意識を高めることや、定期的な健康診査・検診の受診、適切な食生活や運動等による生活習慣病の予防、感染症対策や食品・生活環境の衛生などの安全安心な生活環境の確保、医療環境の充実、健康づくりの視点を取り入れた環境の整備などが求められます。これらの取組を継続的に行うことで、区民の健康意識の向上や健康状態の改善を図ることができます。

（１）国の取組

令和5（2023）年に策定された「健康日本 21（第三次）」では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、その実現のため、以下の4つを基本的な方向として設定しています。

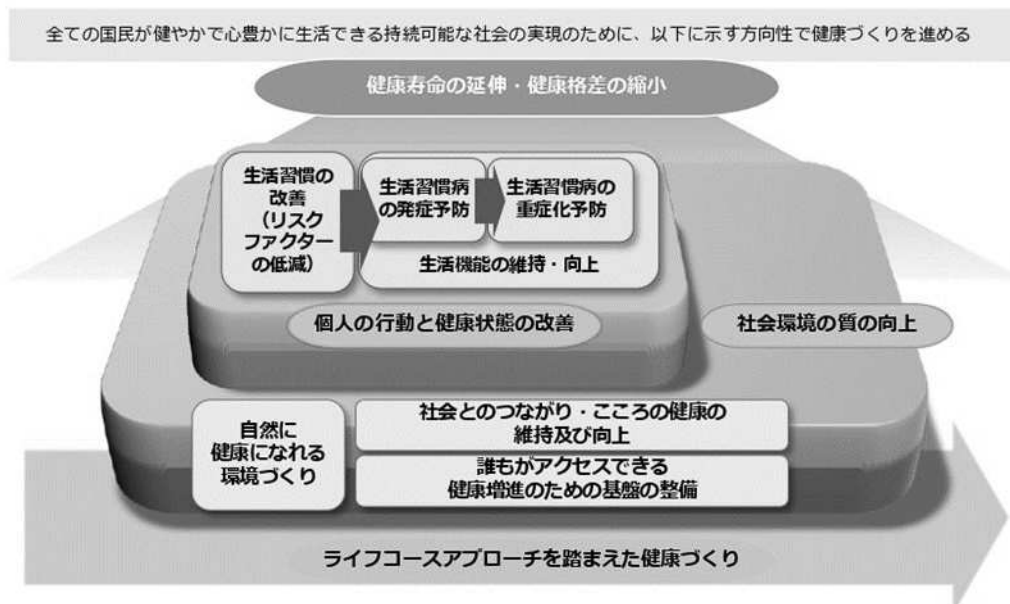
- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 個人の行動と健康状態の改善
- ③ 社会環境の質の向上
- ④ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

母子保健においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の更なる充実を目的とした「母子保健法」の改正（令和3（2021）年4月施行）など、社会情勢の変化に応じた法律の改正が行われています。

がん対策としては、令和5（2023）年に「がん対策推進基本計画（第4期）」が策定され、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」という全体目標のもと、目標や施策が設定されました。

食育推進においては、令和3（2021）年に「第4次食育推進基本計画」が策定されました。重点事項として、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を掲げ、総合的な推進が図られています。

自殺対策については、令和4（2022）年に、「第4次自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。子ども・若者の自殺対策の更なる推進と強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、総合的な自殺対策の更なる推進・強化がポイントとなっています。



出典：厚生労働省 「健康日本 21（第三次）推進のための説明資料」

（２）東京都の取組

東京都では、令和6（2024）年3月に「東京都健康推進プラン 21（第三次）」が策定されました。「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を総合目標とし、3つの領域と、18の分野及び分野別目標を設定しています。

また、同じく令和6（2024）年3月に、保健医療施策の方向性を明らかにする計画である「東京都保健医療計画（第七次）」が策定されました。今回の改定では、新型コロナウイルス感染症や近年の災害の経験を踏まえた、基本目標の追加（「基本目標Ⅳ 有事にも機能する医療提供体制の強化」）などが行われています。

食育推進においては、令和3（2021）年3月に「東京都食育推進計画」の改定が行われ、「健康長寿を実現するライフスタイルに応じた食育の推進」、「「生産」から「流通」「消費」まで体験を通じた食育の推進」、「SDGsの達成に貢献する食育の推進」の3つの方向性が定められています。

自殺対策においては、国の新たな自殺総合対策大綱や都における自殺の現状等を踏まえ、令和5（2023）年3月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～（第2次）」が策定されました。

（３）葛飾区の実施

葛飾区においては、平成 26（2014）年 3 月に「かつしか健康実現プラン」を策定し、区民の健康づくりを進めてきました。平成 31（2019）年 3 月には、「第 2 次かつしか健康実現プラン」を策定し、「すべての区民が健康でいきいきと安心して暮らせるまち」を基本理念とし、「健康寿命の延伸」に取り組んできました。

食育推進については、平成 20（2008）年度に「葛飾区食育推進計画」を策定して以降、適宜改定を行い、平成 31（2019）年 3 月に「葛飾区食育推進計画【平成 30（2018）年度改定】」を策定しました。

自殺対策としては、平成 28（2016）年の「自殺対策基本法」、平成 29（2017）年の自殺総合対策大綱の改正に伴い、令和 2（2020）年 3 月に「葛飾区自殺対策計画」を策定しました。

また、世界的流行となった新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和 4（2022）年 12 月に一部改正された「感染症法」に基づき、国の基本指針及び「東京都感染症予防計画」に即して令和 6（2024）年 3 月に「葛飾区感染症予防計画」を策定しました。また、新興感染症が発生する健康危機に備えるために令和 6（2024）年 4 月に「保健所における健康危機対処計画」を策定しました。

このたび、「第 2 次かつしか健康実現プラン」の計画期間が終了することから、令和 7（2025）年度を始期とする「第 3 次かつしか健康実現プラン」を策定し、区民や関係機関と連携しながら「すべての区民が健康でいきいきと安心して暮らせるまち」を目指した取組を進めていきます。



2 計画の位置付け

本計画は、健康増進法で定める「市町村健康増進計画」、食育基本法で定める「市町村食育推進計画」、自殺対策基本法で定める「市町村自殺対策計画」に位置付けられます。

策定に当たっては、国が策定した「健康日本 21（第三次）」（令和6（2024）年度～令和 17（2035）年度）や東京都が策定した「東京都健康推進プラン 21（第三次）」（令和6（2024）年度～令和 17（2035）年度）等の関連計画を踏まえつつ、本区の上位計画である「葛飾区基本計画」やその他の関連計画等と整合性を図っています。



また、「葛飾区基本計画」では、SDGs の理念を取り入れており、本計画もこの方針に基づき、SDGs の目標を踏まえて策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

平成 31 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度
第 2 次かつしか 健康実現プラン						第 3 次かつしか 健康実現プラン					
葛飾区食育推進計画											
葛飾区自殺対策計画											

4 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくために、学識経験者・医療関係団体・関係団体の代表者等で構成する「葛飾区健康医療推進協議会」を毎年度開催し、計画の進捗状況について報告・協議します。

第2章 葛飾区の現状

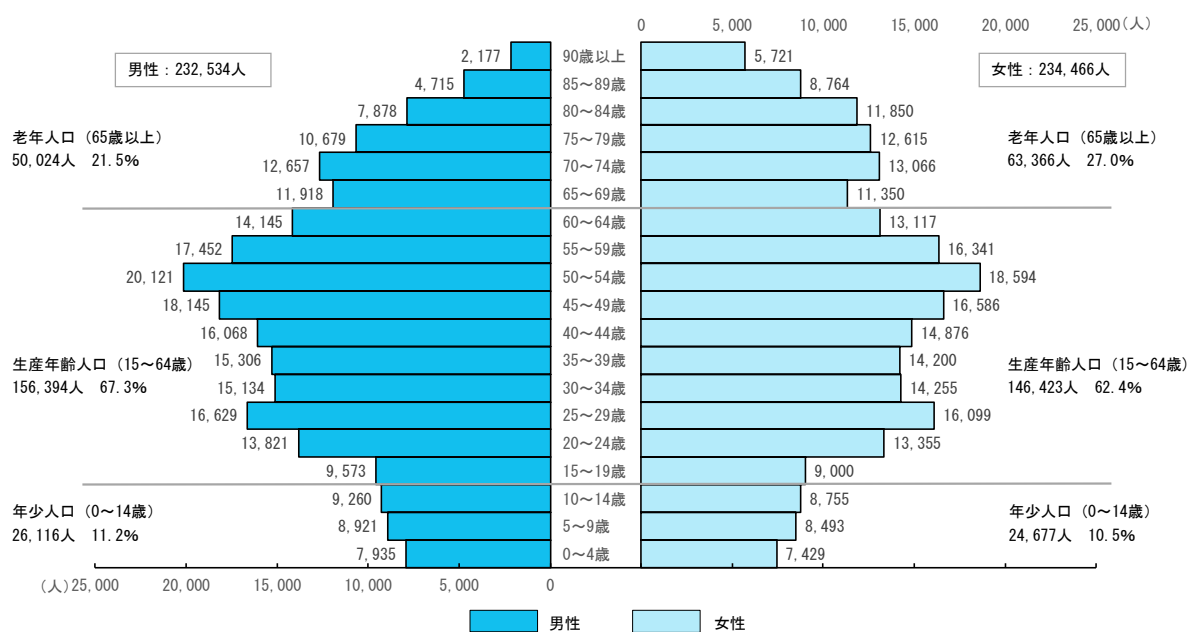
1 区民の健康を取り巻く現状

(1) 人口

① 年齢階級別人口構成（人口ピラミッド）

令和6（2024）年1月1日現在の人口は467,000人（外国人含む）です。
人口構成は、第2次ベビーブーム世代を中心とした50代前半が多くなっています。

葛飾区の年齢階級別人口構成図



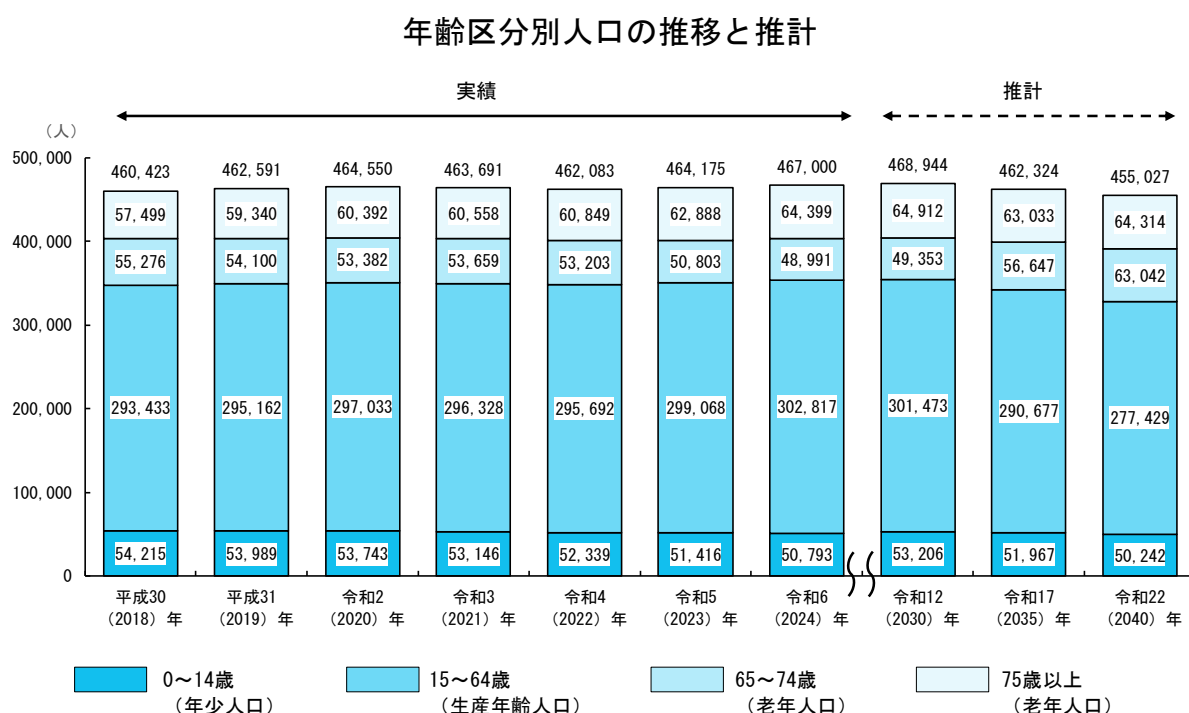
出典：葛飾区「住民基本台帳による葛飾区の世帯と人口」（令和6（2024）年1月1日現在）

② 人口の推移と推計

総人口は、近年は増加傾向にあるものの、徐々に減少が進み、令和22(2040)年には約45万5千人になると見込まれています。

年齢別にみると、年少人口は、近年減少傾向にあり、令和22(2040)年には約5万人になると見込まれています。生産年齢人口については、近年微増傾向にありますが、今後は減少傾向に転じ、令和22(2040)年には約27万7千人になると見込まれています。

一方、老年人口は今後も増加傾向が継続し、令和22(2040)年には約12万7千人になると見込まれています。

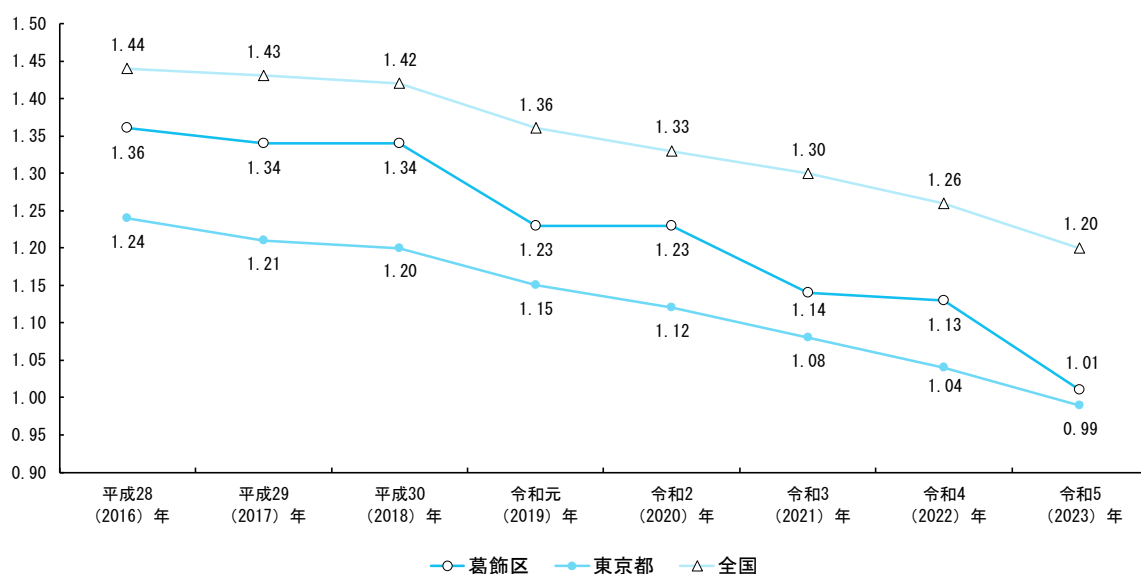


出典：(推移) 葛飾区「住民基本台帳による葛飾区の世帯と人口」(各年1月1日現在)
(推計) 葛飾区「庁内資料」

(2) 合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを推計した合計特殊出生率は、全国・東京都・葛飾区のいずれにおいても減少傾向となっています。葛飾区は、東京都より高いものの、人口維持に必要な 2.07 及び全国よりも低くなっています。

合計特殊出生率の推移



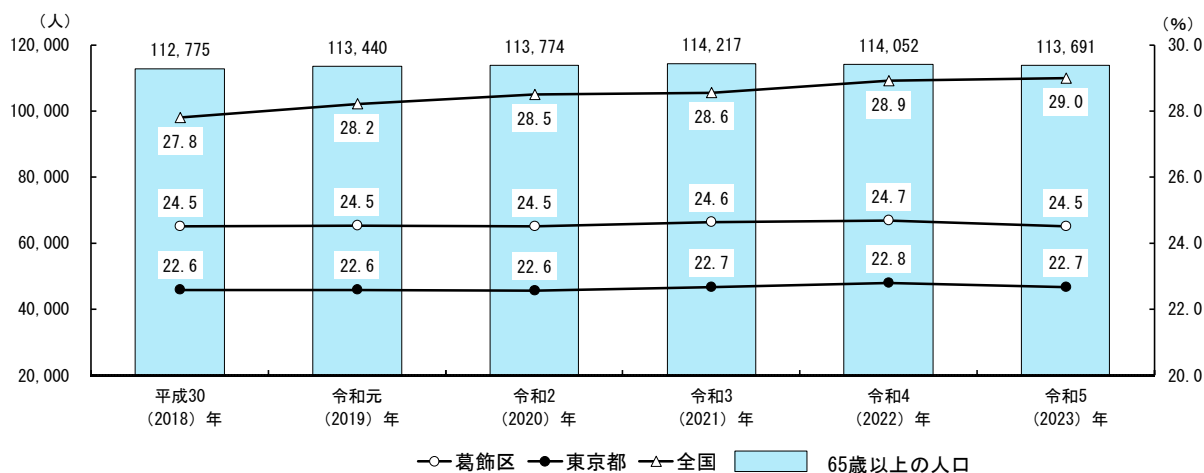
出典：厚生労働省「人口動態統計（確定数）」



(3) 高齢化率

葛飾区における65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）はほぼ横ばい状態となっています。また、令和5（2023）年における高齢化率は24.5%で、全国よりも4.5ポイント低く、東京都より1.8ポイント高くなっています。

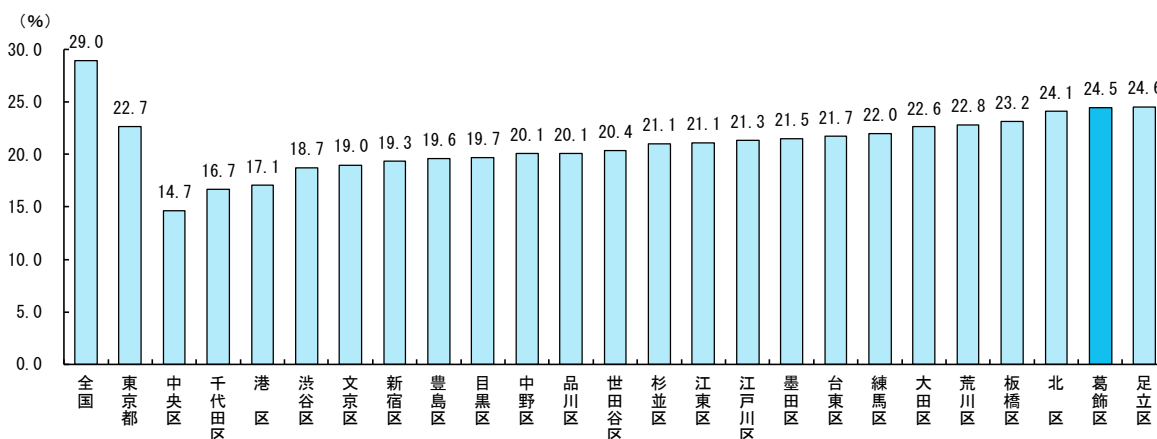
高齢化率の推移



出典：(葛飾区) 葛飾区「住民基本台帳による葛飾区の世帯と人口」(各年1月1日現在)
 (東京都) 東京都「東京都の統計」(各年1月1日現在)
 (全国) 総務省統計局「人口推計(確定値)」(各年1月1日現在)
 をもとに算出

葛飾区の令和5（2023）年1月1日現在の高齢化率は24.5%で、東京23区中2番目となっています。

全国・東京都・東京23区との高齢化率の比較



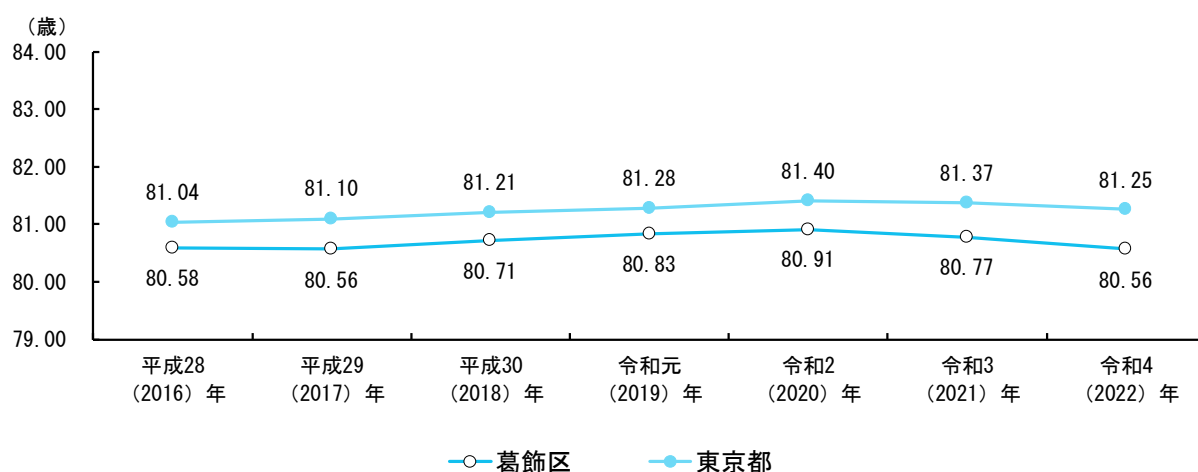
出典：(東京23区) 東京都「東京都の統計」(令和5（2023）年1月1日現在)
 (全国) 総務省統計局「人口推計(確定値)」(令和5（2023）年1月1日現在)
 をもとに算出

（４）65歳健康寿命（要支援１以上）

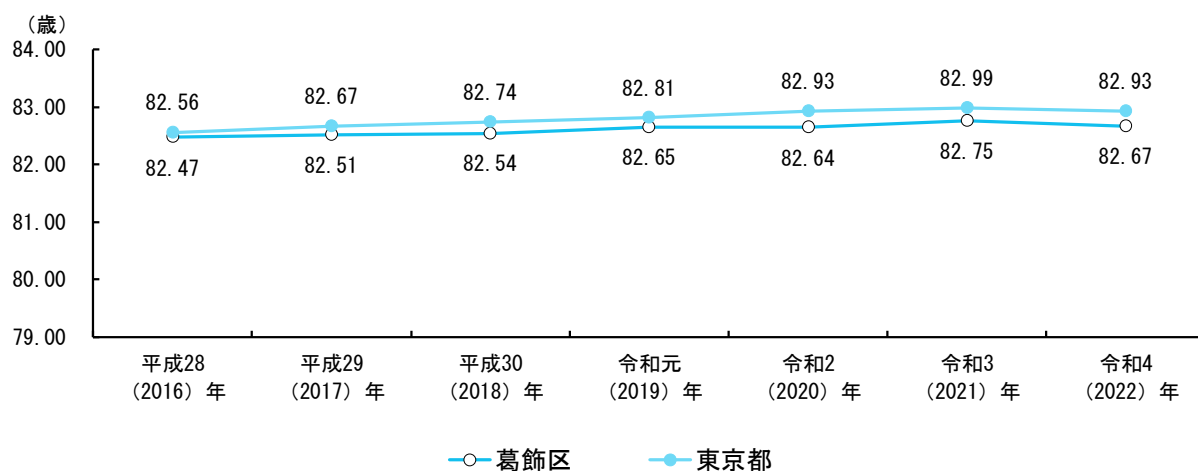
介護保険制度において要支援１以上の認定を受けるまでの期間を表す65歳健康寿命（要支援１以上）の推移をみると、葛飾区の男性は令和２（2020）年までは増加傾向にありましたが、令和３（2021）年から減少傾向に転じました。女性は令和３（2021）年まで増加傾向にありましたが、令和４（2022）年は微減となっています。

また、東京都と比べると、男女ともに低い年齢で推移しています。

65歳健康寿命（要支援１以上）の推移（男性）



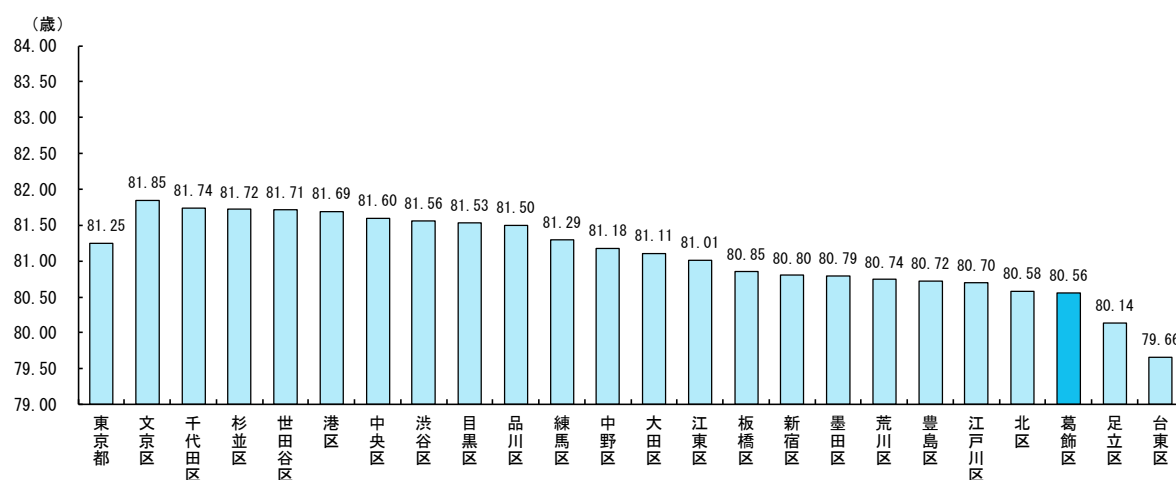
65歳健康寿命（要支援１以上）の推移（女性）



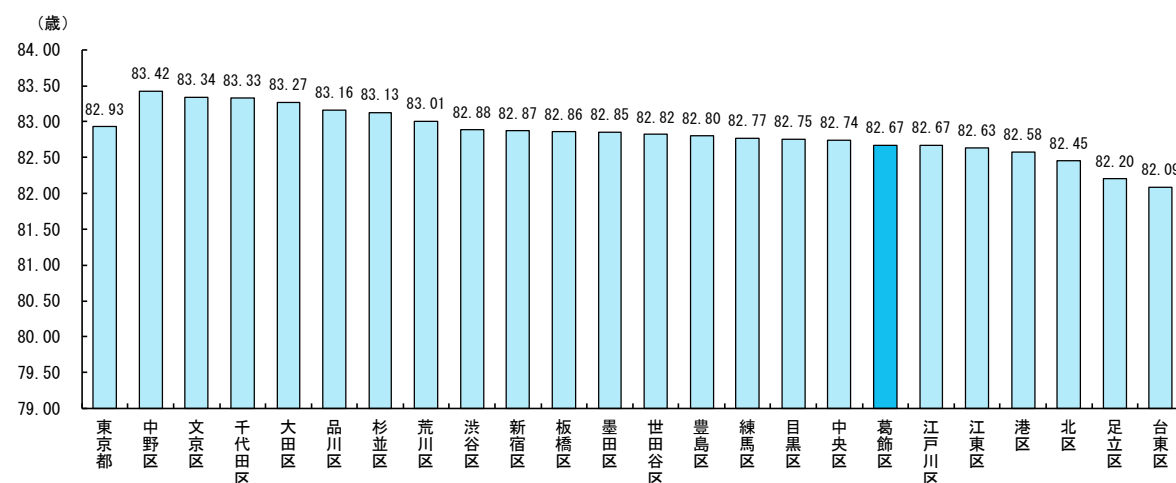
出典：東京都保健医療局「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」

葛飾区の令和4（2022）年における男性の65歳健康寿命（要支援1以上）は80.56歳で、東京23区中21番目となっています。また、女性の65歳健康寿命（要支援1以上）は82.67歳で、東京23区中17番目となっています。

東京都・東京23区との65歳健康寿命（要支援1以上）の比較（男性）



東京都・東京23区との65歳健康寿命（要支援1以上）の比較（女性）



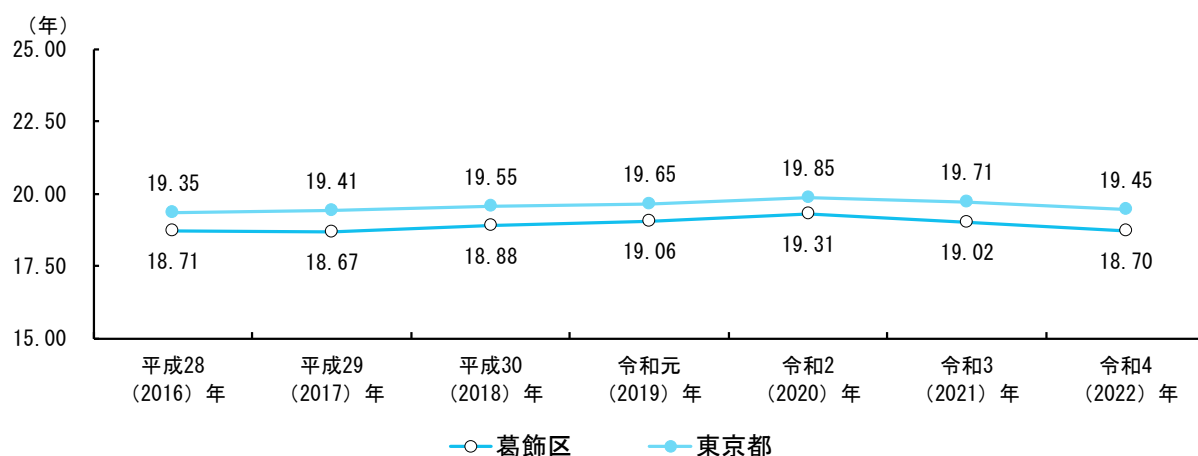
出典：東京都保健医療局「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」（令和4（2022）年）

(5) 65歳平均余命

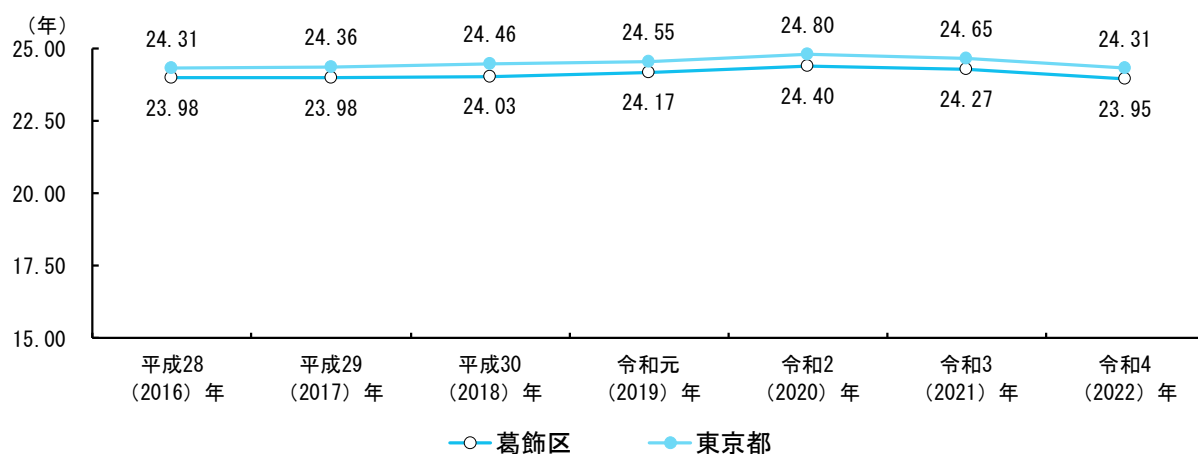
葛飾区における65歳平均余命の推移をみると、男女ともに平成28(2016)年から令和2(2020)年までは増加傾向でしたが、令和3(2021)年からは減少傾向に転じ、令和4(2022)年は平成28(2016)年とほぼ変わらない値となっています。

また、東京都と比べると、男女ともに低い年数で推移しています。

65歳平均余命の推移（男性）



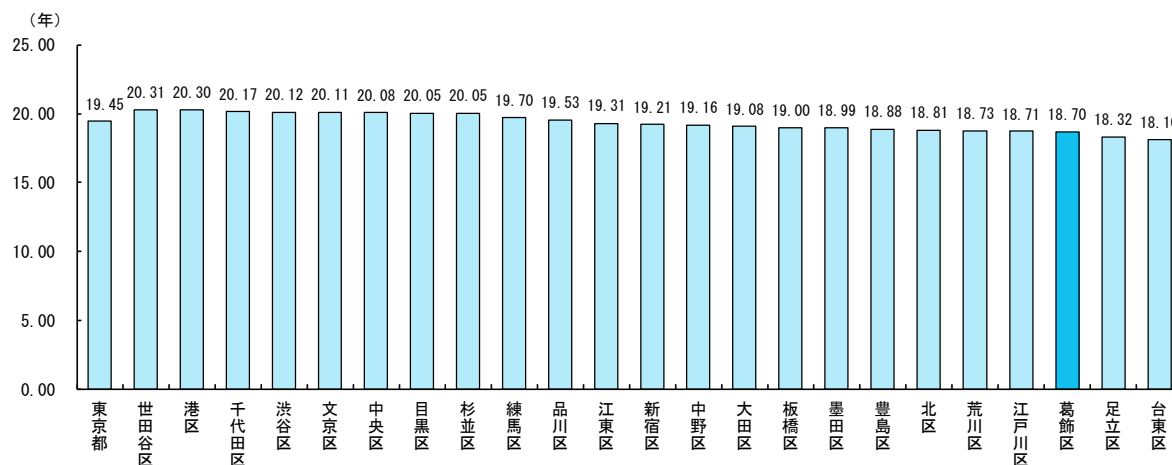
65歳平均余命の推移（女性）



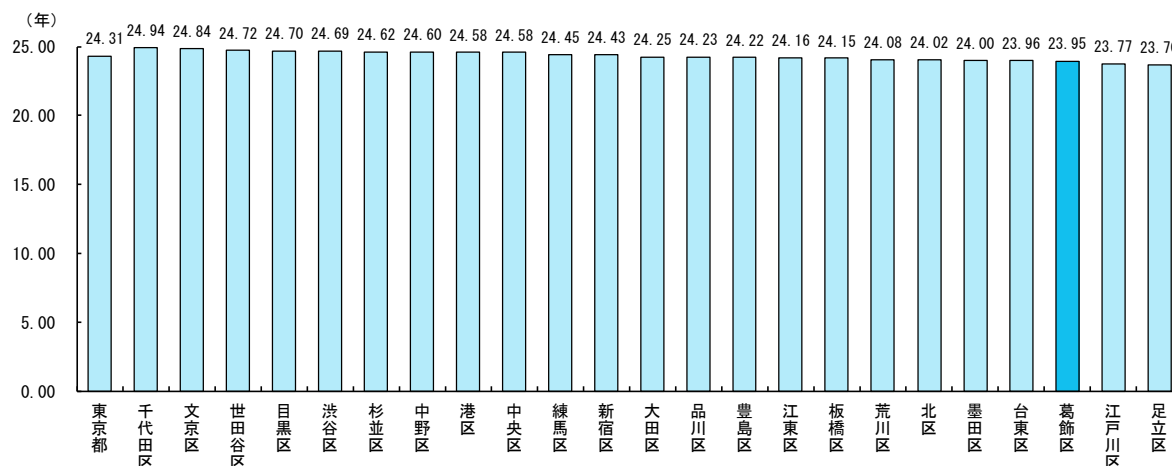
出典：東京都保健医療局「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」

葛飾区の令和4（2022）年における65歳平均余命は男性が18.70年、女性が23.95年であり、男女ともに東京23区中21番目となっています。

東京都・東京23区との65歳平均余命の比較（男性）



東京都・東京23区との65歳平均余命の比較（女性）

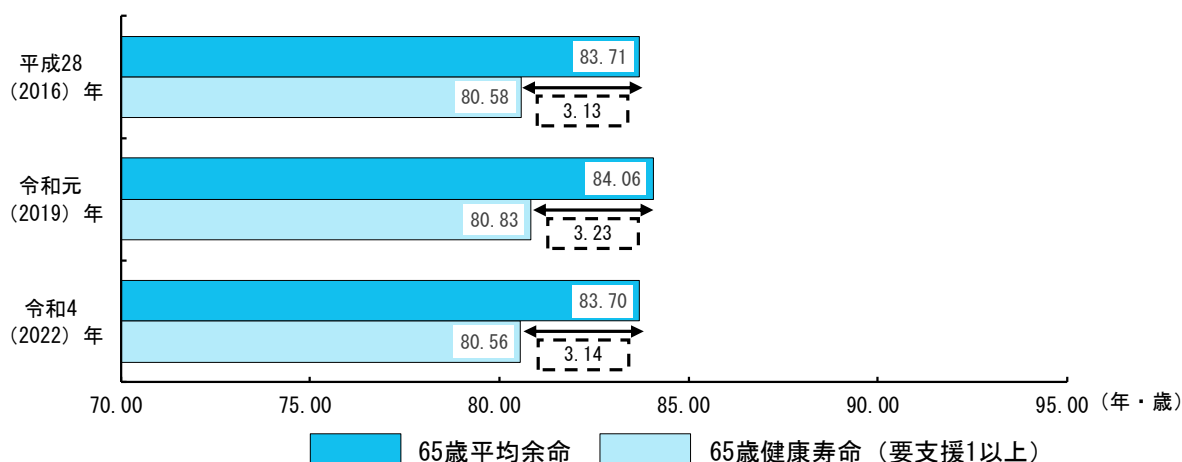


出典：東京都保健医療局「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」（令和4（2022）年）

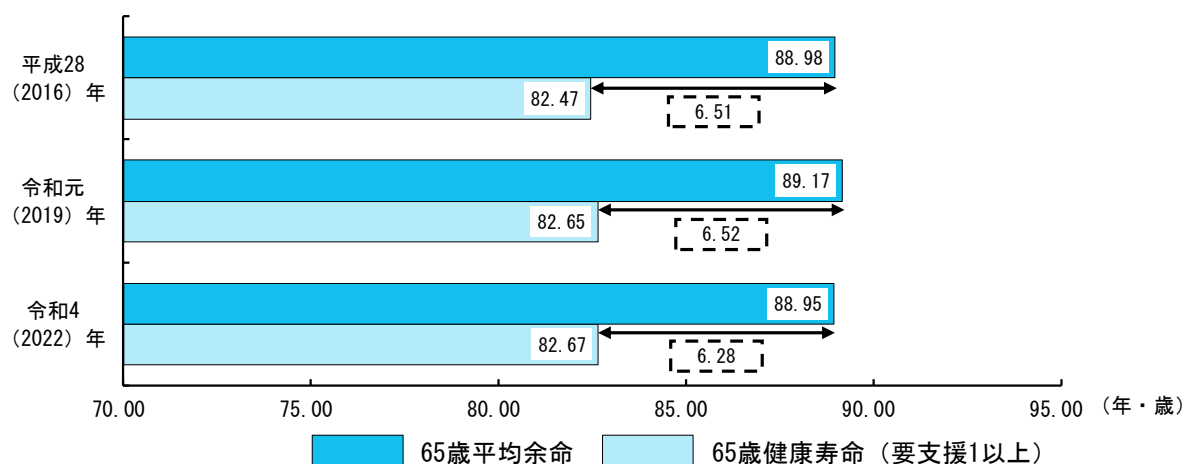
（６）65歳平均余命と65歳健康寿命（要支援１以上）の推移

65歳健康寿命（要支援１以上）と65歳平均余命の差をみると、葛飾区では、男性については、令和４（2022）年では3.14で、平成28（2016）年と比較すると、差が0.01開いています。女性については、令和４（2022）年では6.28で、平成28（2016）年と比べると差が0.23縮まっています。

65歳平均余命と65歳健康寿命（要支援１以上）の推移（男性）



65歳平均余命と65歳健康寿命（要支援１以上）の推移（女性）



出典：東京都保健医療局「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」

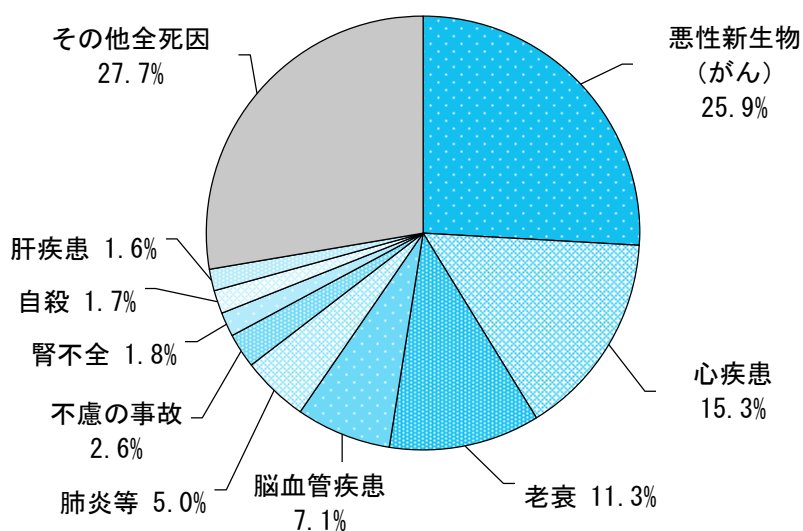
※65歳平均余命と65歳健康寿命（要支援１以上）の推移を比較しやすくするため、65歳平均余命は、実際の数値に65を加算した数値を用いて作図。

（7）死因別死亡者数の割合

令和5（2023）年の死因別死亡者数の割合をみると、第1位は悪性新生物（がん）で25.9%、次いで心疾患が15.3%、老衰が11.3%となっています。

生活習慣病である悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患を合わせると、葛飾区での死亡者のうち、約48.3%の死因となっています。

死因別死亡者数の割合



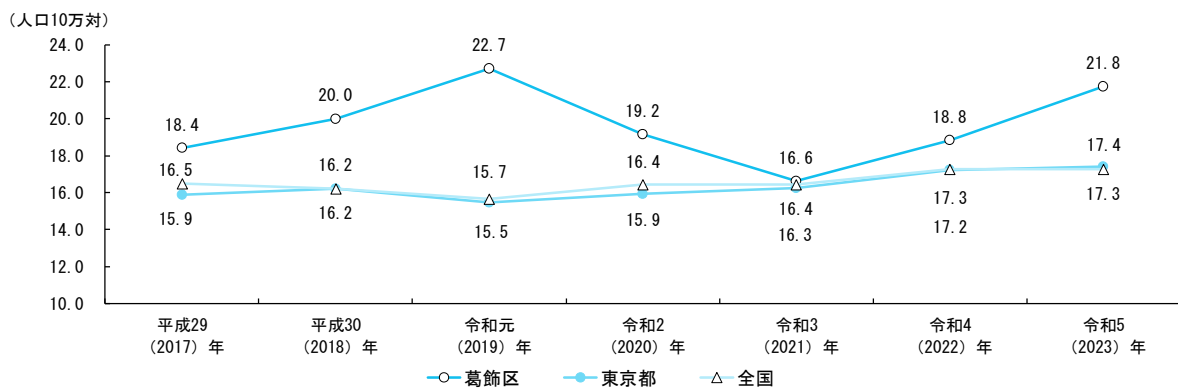
出典：厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（令和5（2023）年）より算出

（８）自殺死亡率

葛飾区における自殺死亡率（人口 10 万対）は、全国、東京都に比べ経年的に高い状況で推移しています。

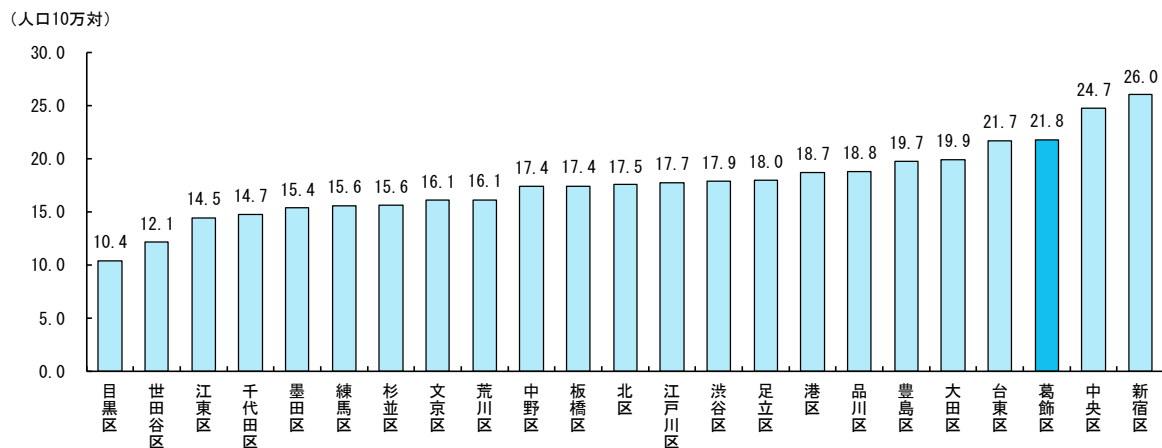
令和 5（2023）年の自殺死亡率は、東京 23 区中 3 番目に高い値となっています。

自殺死亡率の推移



出典：厚生労働省「自殺の統計」

東京 23 区との自殺死亡率の比較



出典：厚生労働省「自殺の統計」（令和 5（2023）年）

(9) 年代別の死因順位

各年代の1位から5位までの死亡順位でみると、自殺による死亡は10歳代～40歳代で5位以内に入っています。

年代別の死因順位

年齢（歳）	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体	悪性新生物	その他の全死因	老衰	心疾患	脳血管疾患
10歳代	その他の全死因	糖尿病・不慮の事故・自殺			—
20歳代	自殺	その他の全死因	悪性新生物	心疾患・不慮の事故	
30歳代	自殺	その他の全死因	悪性新生物	心疾患・肝疾患	
40歳代	悪性新生物	自殺	その他の全死因	心疾患	不慮の事故
50歳代	悪性新生物	その他の全死因	心疾患・脳血管疾患		肝疾患
60歳代	悪性新生物	その他の全死因	心疾患	脳血管疾患	肝疾患
70歳代	悪性新生物	その他の全死因	心疾患	脳血管疾患	肺炎
80歳代	悪性新生物・その他の全死因		心疾患	老衰	脳血管疾患
90歳代	老衰	その他の全死因	心疾患	悪性新生物	肺炎
100歳以上	老衰	その他の全死因	心疾患	肺炎	腎不全・不慮の事故

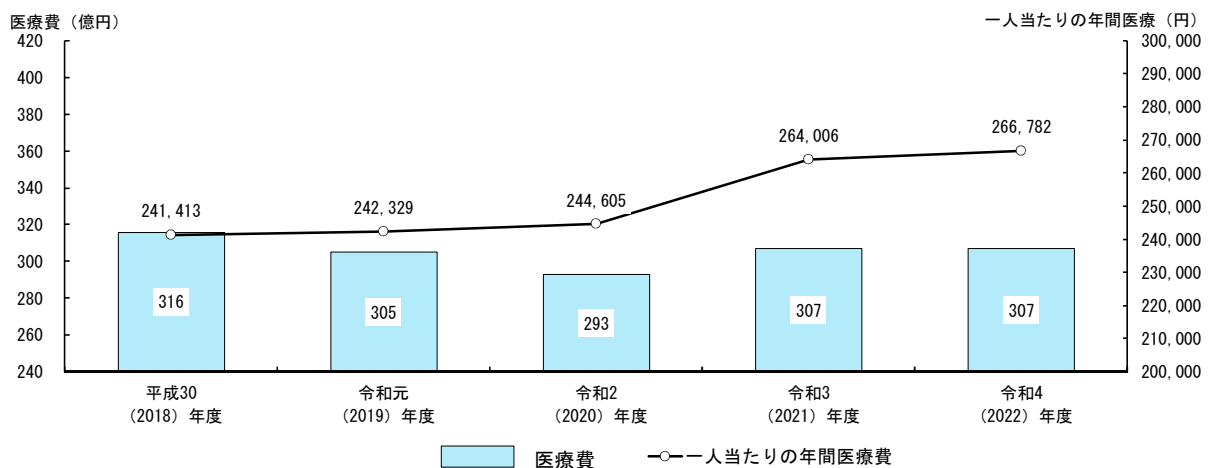
出典：厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（令和5（2023）年）より算出

(10) 国民健康保険被保険者の医療費・疾病分類別医療費

① 国民健康保険被保険者の医療費の推移

総医療費は、平成 30（2018）年度の約 316 億円から令和 2（2020）年度の 293 億円へと減少しましたが、令和 3（2021）年度は 307 億円へと増加しています。一人当たりの年間医療費は、平成 30（2018）年度の 241,413 円から令和 4（2022）年度の 266,782 円と増加傾向となっています。

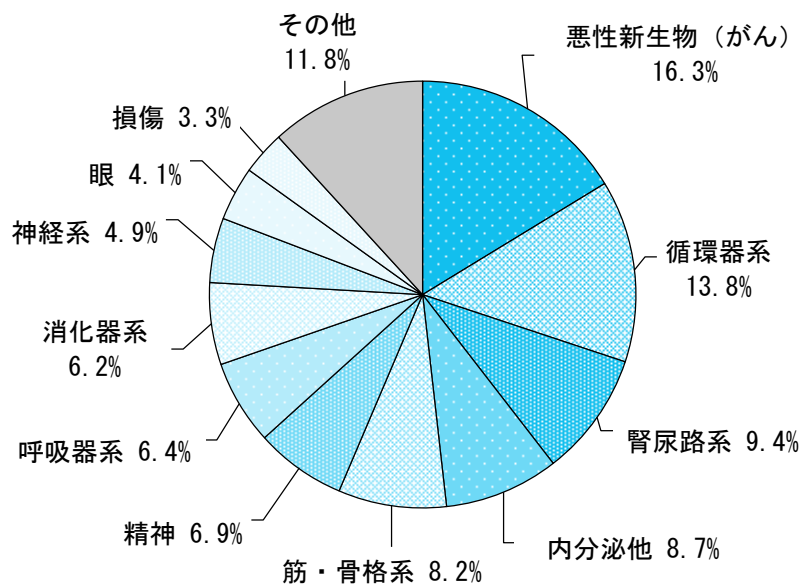
医療費の推移



② 疾病分類別の医療費

令和 4（2022）年度の疾病分類別医療費の上位 5 疾病は、「悪性新生物（がん）」、「循環器系」、「腎尿路系」、「内分泌他」、「筋・骨格系」が占めています。

疾病分類別医療費構成割合

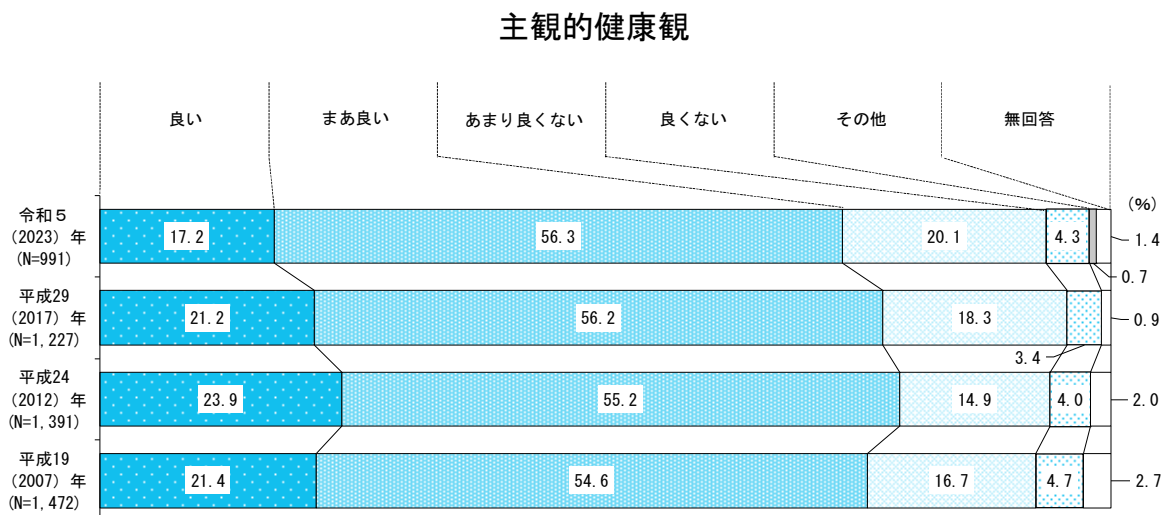


出典：葛飾区「第4期葛飾区特定健康診査等実施計画・第2期葛飾区保健事業実施計画」

2 区民の意識調査の結果

(1) 主観的健康観

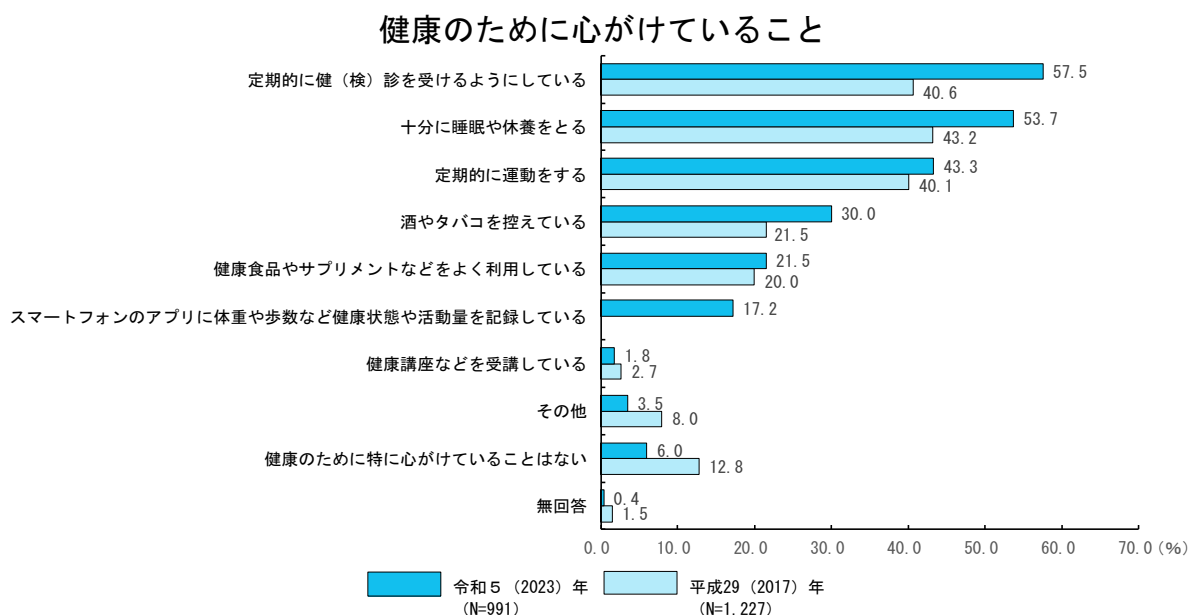
令和5（2023）年調査では、「良い」（17.2%）と「まあ良い」（56.3%）の合計は73.5%、「あまり良くない」（20.1%）と「良くない」（4.3%）の合計は24.4%となっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(2) 健康のために心がけていること

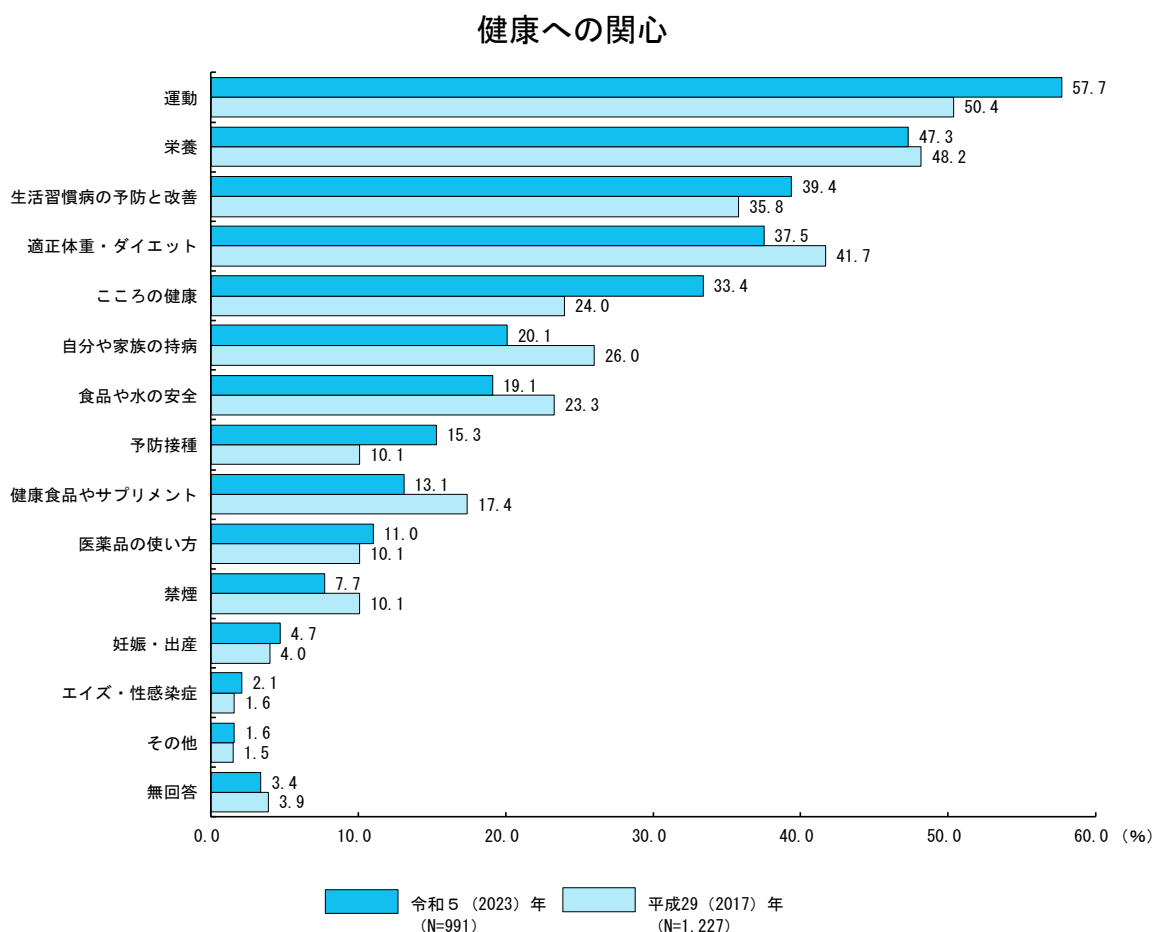
令和5（2023）年調査では、「定期的に健（検）診を受けるようにしている」が57.5%で最も高く、次いで「十分に睡眠や休養をとる」（53.7%）、「定期的に運動をする」（43.3%）が高くなっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(3) 健康への関心

令和6（2024）年調査では、「運動」が57.7%で最も高く、次いで「栄養」（47.3%）、「生活習慣病の予防と改善」（39.4%）、「適正体重・ダイエット」（37.5%）が高くなっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



3 第2次かつしか健康実現プランの評価

「第2次かつしか健康実現プラン（令和元（2019）年度～令和6（2024）年度）」では、総合目標に65歳健康寿命（要支援1）、その他に再掲含む39項目の個別指標を設定し、計画の達成状況を評価しています。

（1）評価方法

- 計画策定時の指標数値から現状値までの数値変化と最終目標値の達成状況により「A（目標達成）」「B（目標未達成だが改善）」「C（目標未達成）」の3段階で評価しています。

（2）評価結果

- 総合目標である「65歳健康寿命（要支援1）」は、計画策定時と比較すると、男性が0.02歳の減少、女性が0.20歳の増加となっています。経年の推移（12ページ参照）をみると、男性については、令和2（2020）年を最高値に減少傾向にあり、女性については、令和3（2021）年から令和4（2022）年でやや減少しています。
- 個別指標は、全39項目のうち、A評価が14項目（35.9%）ある一方で、C評価も15項目（38.5%）あり、「2 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の定着」をはじめ、更なる取組の推進が必要となります。

【総合目標】65歳健康寿命（要支援1）

計画策定時 (平成28(2016)年値)	現状値 (令和4(2022)年値)	最終目標値 (令和5(2023)年値)	評価
男性 80.58 歳	男性 80.56 歳	男性 81.34 歳	C
女性 82.47 歳	女性 82.67 歳	女性 83.48 歳	B

【個別指標（基本目標別）】

基本目標	項目数	A	B	C
1 すべての区民の健康づくりの推進	10	6	1	3
2 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の定着	19	6	4	9
3 安全安心な生活環境の確保	5	1	1	3
4 医療環境の充実	5	1	4	0
合計	39	14	10	15

- 基本目標別に評価を総括すると、以下のとおりとなります。

【基本目標１ すべての区民の健康づくりの推進】

10項目の評価指標に対し、A評価が6項目となっています。「健康づくりに取り組んでいる区民の割合」をはじめ、多くの指標が改善し、目標達成しています。一方で、自殺死亡率が計画策定時から悪化しており、経年により数値が増減する指標ではありますが、自殺対策に向けた取組が必要となります。

【基本目標２ 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の定着】

19項目の評価指標に対し、A評価が6項目となっています。「胃がん検診受診率」及び「子宮頸がん検診受診率」は計画策定時から大幅に向上し目標値を上回っています。また、歯と口の健康に関する指標はいずれも目標値を上回っています。C評価は9項目と多くなっており、各種がん検診の受診率の向上や、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上、適切な食生活の推進に向けた取組が必要となります。

【基本目標３ 安全安心な生活環境の確保】

5項目の評価指標に対し、A評価は1項目となっています。結核罹患率は、計画策定時から大きく改善しています。C評価は3項目となっており、衛生業務、動物の適正飼養について、普及啓発等を継続して行う必要があります。

【基本目標４ 医療環境の充実】

5項目の評価指標に対し、A評価は1項目となっています。その他の指標もB評価と改善傾向にありますが、引き続き、医療体制の整備を推進していく必要があります。

- 「第2次かつしか健康実現プラン」の計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の流行により区民の生活様式が大きく変化し、区においても各事業の縮小や中止を余儀なくされました。指標の半数は改善傾向にありますが目標未達成の項目も多く、コロナ禍を経て区民の生活が徐々に戻りつつある中で、改めて健康づくりの取組等を推進していく必要があります。
- 「第3次かつしか健康実現プラン」では、引き続き「健康寿命の延伸」を総合目標とし各取組を推進するとともに、デジタル技術の活用や事業者を含めた社会全体で健康づくりを支える新たな視点での基本目標を設定し、各事業の展開と目標達成を図ってまいります。

(3) 個別指標評価

第2章

葛飾区の現状

基本目標	指標名	計画策定時	現状値	最終目標値	評価
1 健康づくりのすべての区民の推進	健康づくりに取り組んでいる区民の割合	56.6%	70.1%	69.0%	A
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	－	96.7%	94.3%	A
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	－	87.7%	87.0%	A
	健康診断や人間ドックなどを年に1回は受診している区民の割合	73.8%	81.5%	75.2%	A
	BMIが18.5以上25.0未満の区民の割合（20～60歳代）	62.1%	60.2%	65.0%	C
	日頃から、運動やスポーツをしている区民の割合【再掲】	61.8%	64.6%	70.0%	B
	60歳以上のうち、介護予防に取り組んでいる区民の割合	50.6%	54.0%	52.4%	A
	65歳以上のうち、BMIが適切な区民の割合	53.5%	52.6%	53.6%	C
	自殺死亡率（人口10万対）	18.4	21.8	17.0	C
	精神科の長期入院患者数	343人	270人	293人	A
2 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の定着	胃がん検診受診率	1.3%	12.0%	2.9%	A
	肺がん検診受診率	40.5%	39.4%	42.9%	C
	大腸がん検診受診率	21.6%	20.6%	23.0%	C
	子宮頸がん検診受診率	11.2%	22.9%	16.5%	A
	乳がん検診受診率	16.2%	17.6%	18.2%	B
	前立腺がん検診受診率	18.9%	14.1%	20.6%	C
	国民健康保険加入者の特定健康診査受診率	51.0%	46.8%	60.0%	C
	国民健康保険加入者の特定保健指導利用率	10.3%	9.8%	60.0%	C
	国民健康保険加入者のうち、血糖コントロールが不良な区民の割合	4.98%	5.40%	4.68%	C
	栄養バランスを注意する区民の割合	74.2%	74.4%	80.0%	B
	朝食をとる区民の割合	75.1%	70.4%	80.0%	C
	野菜を毎食とるようにしている区民の割合	75.1%	55.4%	80.0%	C
	日頃から、運動やスポーツをしている区民の割合	61.8%	64.6%	70.0%	B
	喫煙率	16.6%	11.8%	14.0%	A
	乳児を持つ親の喫煙率	28.8%	25.1%	25.0%	B
	将来たばこを吸わないという意識を持った児童の割合	91.3%	86.0%	94.5%	C
	3歳児でむし歯のある区民の割合	11.0%	7.4%	8.0%	A
	60歳で24本以上自分の歯を有する区民の割合	82.8%	89.7%	85.0%	A
	かかりつけ歯科医を持っている区民の割合	68.8%	70.5%	70.0%	A
3 生活環境の安心・安全な保	結核罹患率（人口10万対）	24.0	10.1	17.8	A
	第2期風しん混合ワクチン（MRワクチン）予防接種の接種率	92.9%	91.5%	95.0%	C
	食品等の収去検査適合率	99.4%	96.8%	99.5%	C
	環境衛生施設の検査適合率	90.8%	91.6%	92.1%	B
	苦情・相談件数（犬・猫）	犬 75件 猫 104件	犬 125件 猫 113件	犬 50件 猫 80件	C
4 医療環境の充実	かかりつけ医を持っている区民の割合	71.5%	74.3%	81.7%	B
	かかりつけ歯科医を持っている区民の割合【再掲】	68.8%	70.5%	70.0%	A
	かかりつけ薬局を持っている区民の割合	48.2%	53.9%	55.0%	B
	緊急医療救護所医療従事スタッフ登録数	100人	121人	150人	B
	必要な時に、必要とする医療を受けられている区民の割合	83.5%	87.5%	88.0%	B

第 **3** 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「葛飾区基本計画」の「安心して健やかに暮らせるまち」の実現に向けて、本計画の基本理念を「すべての区民が健康でいきいきと安心して暮らせるまち」と定め、区民の健康寿命の延伸を図ります。

基本理念

すべての区民が健康でいきいきと
安心して暮らせるまち



総合目標

健康寿命の延伸

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値 ※	目標値 (令和 12 (2030) 年度)	指標の 方向
65 歳健康寿命 (要支援 1 以上)	東京保健所長会方式	男性 80.56 歳 女性 82.67 歳 (令和 4 (2022) 年値)	男性 81.37 歳 女性 82.99 歳 (令和 11 (2029) 年値)	延ばす

※これ以降、指標及び事業目標の現状値は原則令和 5 (2023) 年度を表します。



2 基本目標

基本理念を踏まえ、計画を推進する上での5つの基本目標を以下のように設定します。

基本目標 1 すべての区民の健康づくりの推進

健康寿命を延ばすには、区民一人一人が、それぞれの年代等にあった健康づくりに取り組む必要があります。

区民が自らの健康を意識し、健康づくりに取り組む機会をつくるため、地域での健康づくりに取り組むとともに、「次世代・親子」、「働く世代」、「高齢者」などのライフステージ別の健康課題に応じた取組も推進します。

また、こころの健康状況や障害・疾病等、区民一人一人の状況に応じた健康づくりを進めます。

基本目標 2 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の定着

高齢化や社会生活環境の変化などに伴い、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病の増加が大きな問題となっています。葛飾区においても令和4（2022）年の死亡者のうち、生活習慣病を原因とする病気で死亡した方は全体の半数近くとなっています。

生活習慣病を予防するには正しい食生活、運動などの生活習慣の改善、喫煙対策や口腔ケアが重要であることから、正しい知識や予防意識を持てるよう普及啓発を進めるとともに、区民が自ら健康管理を行い、生活習慣病を未然に防ぎ、早期発見をするために健康診査や検診の機会を確保します。

また、区民の死亡原因の第1位であるがんについては、がん検診と精密検査の受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療につなげます。

基本目標 3 安全安心な生活環境の確保

区民が安全で安心に暮らしていくためには、感染症や食中毒等の健康危機の発生を未然に防ぐ取組が必要です。

葛飾区における結核の罹患率は減少傾向にありますが、訪日外国人の増加やコロナ禍での受診控えの解消等による今後の発生数の変化を注視し、感染症の拡大予防やまん延防止を継続的に推進します。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後、新たな感染症の発生に備えるため、令和6（2024）年3月に策定した「葛飾区感染症予防計画」に基づき、平時より計画的に体制を整備します。

さらに、食品衛生、環境衛生等の各衛生業務において、関係施設への監視指導や普及啓発に取り組みます。

基本目標4 医療環境の充実

医療技術の進歩により入院日数の短縮化が進んだことや高齢化の進行により、在宅で医療を受ける人の数は増加しています。区民が住み慣れた地域で安心して生活できるように医療機関等との連携強化を図り、在宅医療体制、在宅療養体制を充実します。

また、質の高い医療を地域で安定的に受けることができるように医療資源の確保に努めるとともに、医療に関する相談や苦情を受け付ける相談窓口を運営し、医療機関と患者の相互理解を促進します。

さらに、大規模災害時に区民の生命と健康を守るため、医療救護訓練の実施や緊急医療救護所での医療従事者の確保により、医療救護体制の充実を図ります。

基本目標5 健康づくり環境の整備

健康寿命の延伸には、区民の健康づくりを進める必要があります。令和6（2024）年に実施した調査では、日頃から健康づくりに取り組んでいる区民の割合は、70.1%となっていますが、健康づくりの更なる推進のためには健康に関心が薄い方へのアプローチが必要となります。

健康づくりの視点を取り入れたまちづくりを進め、日々の生活の中で無理なく健康づくりに取り組むことができる環境を整備するとともに、デジタル技術を活用した健康データの管理と健康づくりの成果に対するインセンティブの付与により健康づくりに向けた行動変容を促進します。

また、健康づくりに取り組む事業者を認証することで、事業者の健康経営を推進するなど、区以外の多様な主体による健康づくりを推進します。

このような健康づくりにつながる環境を整備することで、基本目標1から4までの各施策の更なる推進を図り、健康寿命の延伸を目指します。

3 計画の体系

すべての区民が健康でいきいきと
安心して暮らせるまち

総合目標 健康寿命の延伸

基本目標1

すべての区民の健康づくりの推進

- 1 地域と進める健康づくり
- 2 次世代・親子の健康づくり
- 3 働く世代の健康づくり
- 4 高齢者の健康づくり
- 5 こころの健康づくり
(自殺対策の推進) 葛飾区自殺対策計画
- 6 障害や疾病に応じた療養支援

基本目標2

生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の定着

- 1 がんの予防と早期発見
- 2 糖尿病・循環器病などの予防と重症化予防
- 3 適切な食生活による健康づくり 葛飾区食育推進計画
- 4 生活習慣の改善
- 5 喫煙・受動喫煙対策
- 6 歯と口の健康づくり

基本目標3

安全安心な生活環境の確保

- 1 感染症対策
- 2 食品の衛生
- 3 生活環境の衛生
- 4 動物の適正飼養

基本目標4

医療環境の充実

- 1 在宅医療の推進
- 2 災害医療の充実
- 3 医療サービスの確保

支える

〔健康づくりにつながる環境を整備することで、基本目標1から4までの各施策の更なる推進を図ります。〕

基本目標5

健康づくり環境の整備

- 1 自然に健康になれる環境づくり
- 2 多様な主体による健康づくりの推進

第4章

基本施策別目標と取組

基本目標1 すべての区民の健康づくりの推進

基本施策1 地域と進める健康づくり



健康づくりは、区民一人一人の取組とともに、地域社会全体で取り組む必要があります。

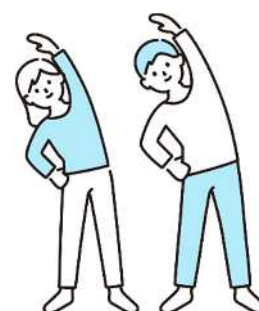
社会的なつながりは健康に良い影響を与えるといわれています。区民一人一人が、より緩やかな関係性も含んだつながりも持つことで、健康への関心や行動の変容を促すことができる環境整備が必要です。そのためには、行政だけでなく、地域の関係者や民間部門の協力が必要です。保健、医療、福祉の関係機関や団体、大学等の研究機関など多様な主体、多分野との連携を図り、区民の健康づくりを進めます。

施策目標

健康づくりに取り組む区民の割合を増やします。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
健康づくりに取り組んでいる区民の割合	葛飾区政策・施策マーケティング調査	70.1%	76.0%	増やす
最近1年間に地域活動に参加した区民の割合	葛飾区政策・施策マーケティング調査	20.1%	25.7%	増やす



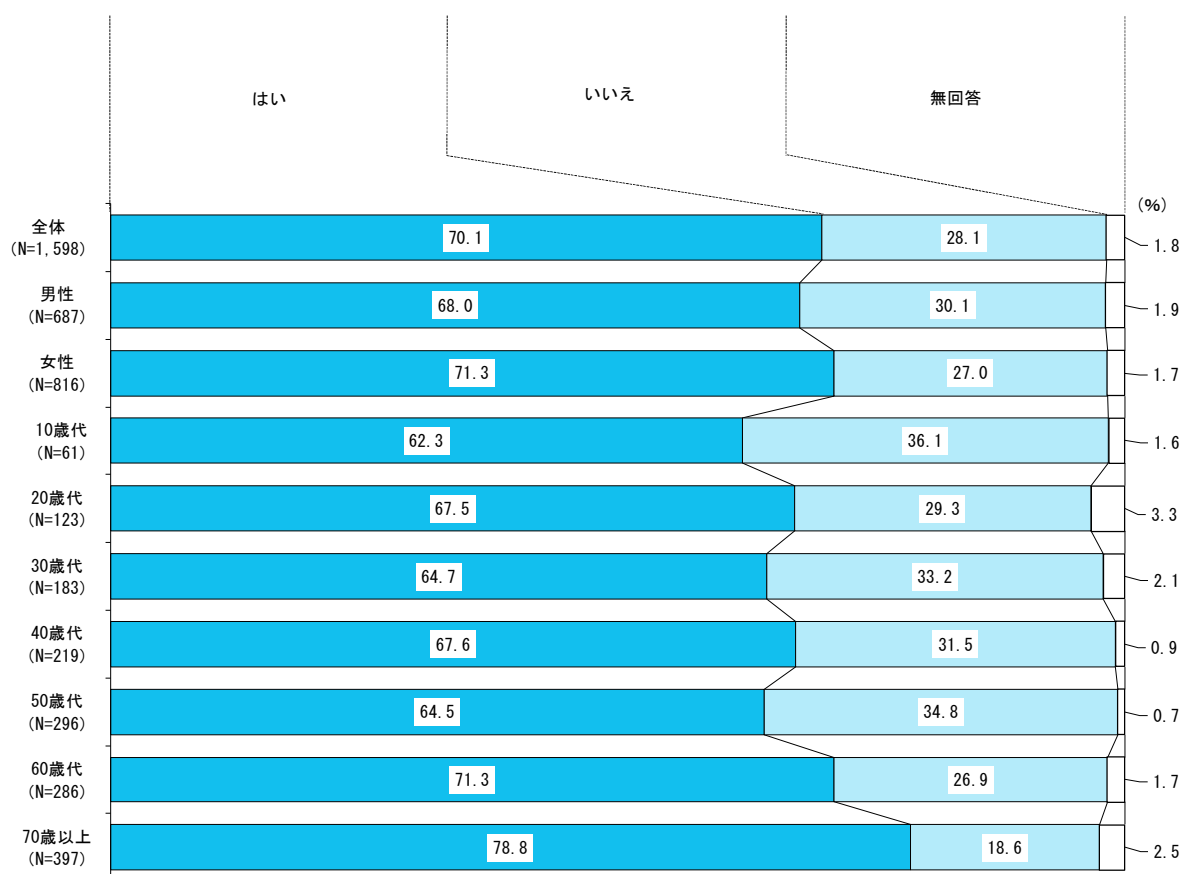
1 現状と課題

(1) 健康づくりに取り組んでいる区民の割合

令和6（2024）年調査によると、健康づくりに取り組んでいる区民は全体で70.1%です。性別にみると、「取り組んでいる」（「はい」の回答率）女性は71.3%で男性の68.0%より3.3ポイント高くなっています。年代別にみると、70歳以上が78.8%で最も高く、高齢者層で高い傾向にあります。

健康づくりに取り組んでいる割合が少ない世代や運動習慣のない方へ、健康づくりのきっかけをつくる必要があります。

健康づくりに取り組んでいる区民の割合（全体・性別・年代別）

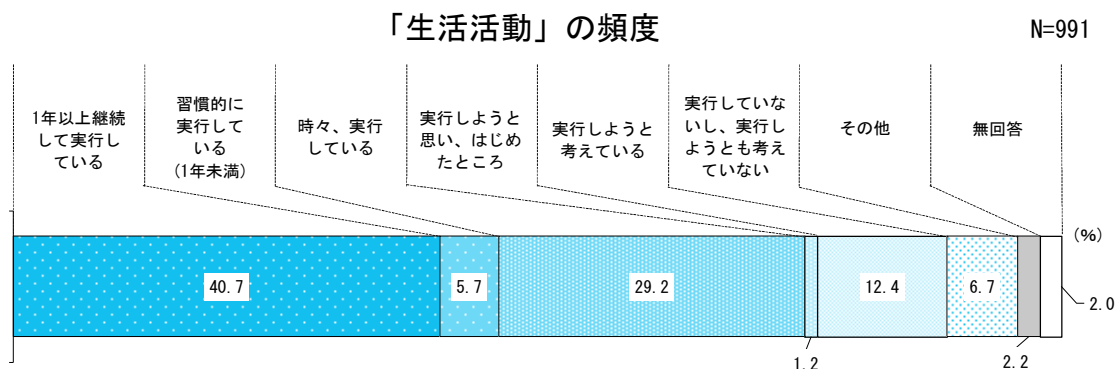


出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

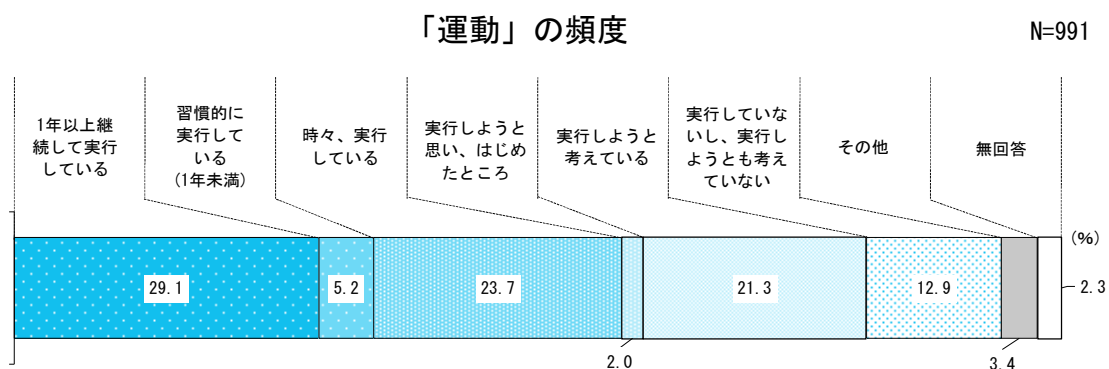
(2) 「生活活動」と「運動」の頻度

令和5（2023）年調査によると、「生活活動※」を「1年以上継続して実行している」区民は40.7%、「運動※」を「1年以上継続して実行している」区民は29.1%となっています。

区民が気軽に外出し、買物や散歩、ウォーキングなどで身体を動かすことができるよう、ウォーキングマップの配布や公園遊具の整備などを進める必要があります。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



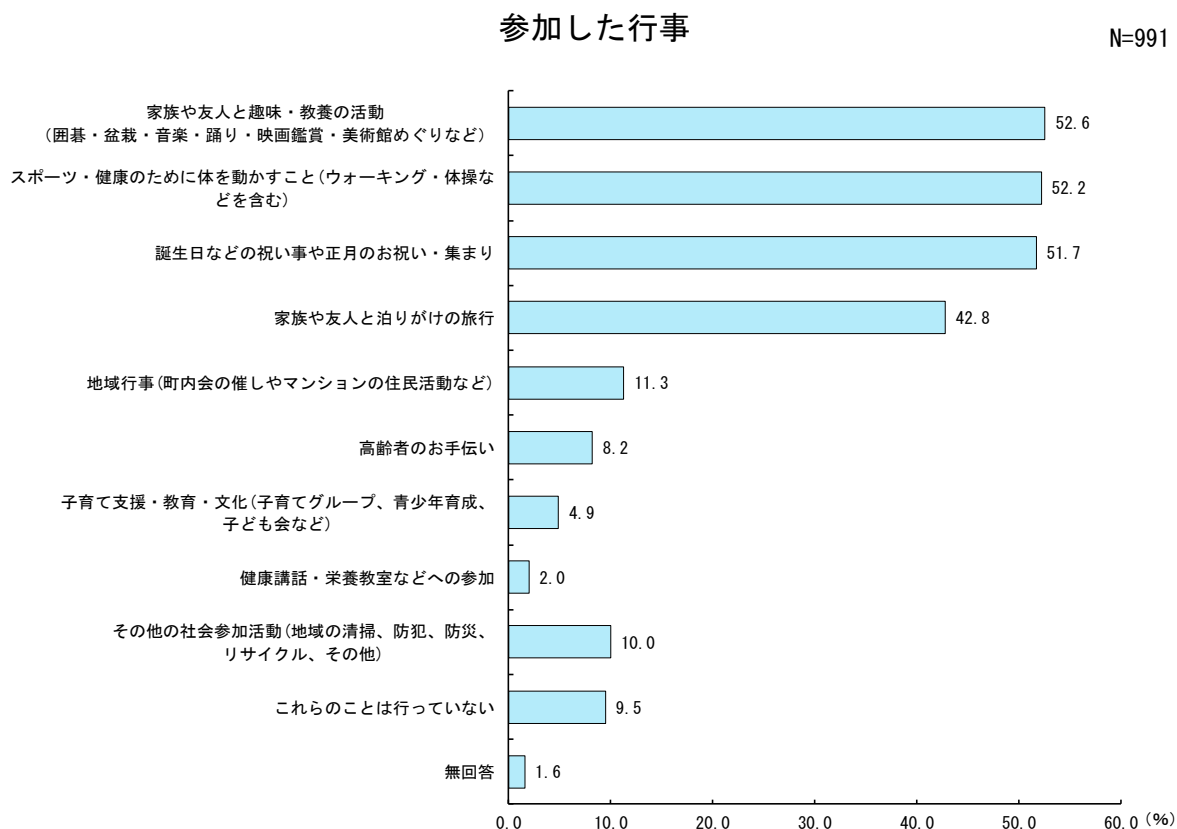
出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

※生活活動：日常生活で毎日合計60分（18歳～64歳。65歳以上は合計40分）くらい身体を動かす（階段を上る、子どもと遊ぶ、そうじをする、歩くなど）生活をする。

※運動：速歩（ウォーキング）、ジョギング、テニス、水泳など1日30分以上の運動を週2日以上実施する。

(3) 参加した行事

令和5（2023）年調査によると、この1年間で参加した行事は「家族や友人と趣味・教養の活動」が52.6%で最も高く、次いで「スポーツ・健康のために体を動かすこと」が52.2%、「誕生日などの祝い事や正月のお祝い・集まり」が51.7%、「家族や友人と泊りがけの旅行」が42.8%、「地域行事」が11.3%の順となっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



△かつしかはつらつ体操（椅子バージョン）の様子

2 区の実施



実施の方向性

- 地域の方と協働しながら、区民が健康づくりに取り組むことができるよう支援します。
- 区民が自らの健康を意識し、健康づくりに取り組むきっかけをつくりま
- 健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

重点事業

区民健康づくり支援

(健康推進課、保健センター、生涯スポーツ課)

- ・健康に関する情報に触れ、健康づくりを行う機会が増えるよう、食品衛生、栄養、歯科、こころの健康などの講義・実習を行う「健康大学」や、区内公共施設などで血圧測定や握力測定などを行うとともに、保健師などによる健康相談を実施する「まちかど健康相談」を行います。
- ・ご近所お散歩コース、健康遊具を巡るコース、史跡や名所を巡るコース、花と緑のふれあいコースなど区内全域 20 種類のかつしかウォーキングマップを活用したウォーキングイベントを開催します。
- ・区民の健康づくりの推進のために、健康づくりを目的とした地域のグループ活動を支援します。
- ・保健師、栄養士、歯科衛生士等が、10 人以上のグループを対象に地域に出向いて健康講座や健康教育を実施します。健康講座などの開催を通して、健康づくりに取り組む自主グループの活動を支援します。
- ・地域の健康づくりの担い手である健康づくり推進員と協働した健康づくり事業を実施します。

事業目標	現状値	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度	指標の 方向
健康講座の開設	54 回	58 回	60 回	63 回	66 回	68 回	70 回	増やす
まちかど健康相談参加者数	1,143 人	1,170 人	1,180 人	1,200 人	1,220 人	1,240 人	1,250 人	増やす
健康大学受講者数	155 人	179 人	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人	増やす
かつしかウォーキングマップを活用したイベント参加者数	370 人	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人	継続実施

実施事業

事業名	事業内容	担当課
スポーツ指導員養成・育成	高齢者が身近な地域で安全、安心にスポーツに取り組めるように、スポーツ指導員を養成し、活用を図っていきます。	生涯スポーツ課
スポーツボランティアの拡充	高齢者が身近な地域で安全、安心にスポーツに取り組めるように、スポーツボランティアを養成し、活用を図っていきます。	生涯スポーツ課
外出しやすい環境整備	外出しやすい環境を整備するために、歩道の段差や勾配を改善し、歩きやすい歩道の整備を進めるとともに、公共交通の充実に向けて検討を進めていきます。	交通政策課 道路補修課
健康遊具設置事業	(2-4 生活習慣の改善参照)	公園課
かつしかの元気食堂推進事業	(2-3 適切な食生活による健康づくり参照)	健康推進課
自動体外式除細動器(AED)の設置	心肺停止などの緊急時に速やかに AED を使用できる体制を整えることで、区民等の生命を守る環境をつくれます。	地域保健課
熱中症予防の普及啓発	広報やホームページ等により、区民の熱中症に対する関心を高め、予防知識を普及啓発します。また、乳幼児等のハイリスク者に各事業を通して予防活動が取れるように働きかけています。	保健センター
クーリングシェルター	(5-1 自然に健康になれる環境づくり参照)	環境課
区民と事業者の健康活動促進事業(健康アプリ事業)	(5-1 自然に健康になれる環境づくり参照)	政策企画課 産業経済課 商工振興課 健康推進課
健康・医療情報セミナー	図書館で健康や医療に関するセミナーの開催や関連資料を展示することで、気軽に健康や医療に関する情報を収集できる環境を提供します。	中央図書館

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 地域の健康づくりに関する活動に積極的に参加しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 健康づくりに関する事業に区と協働して取り組みます。
- 健康づくりに関する普及啓発を行います。
- 地域活動への参加を促進します。
- 従業員の健康づくりに努めます。



基本施策2 次世代・親子の健康づくり



子育て世代の健康づくりは、次世代を健やかに育てるために基盤となるものです。安心して子どもを産み育てるために、妊娠期から子育て家庭への継続した支援体制の整備を行います。

あわせて、プレコンセプションケア*（妊娠前からの健康づくり）の視点を取り入れた乳幼児の健やかな発育・発達のための支援や学童期・思春期の健康づくりを支援する環境と体制づくりをしていきます。

施策目標

妊娠・出産・子育てを支える環境を整えます。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	乳幼児健康診査時のアンケート	96.7%	97.0%	増やす
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	4か月児健康診査時のアンケート	87.7%	88.7%	増やす



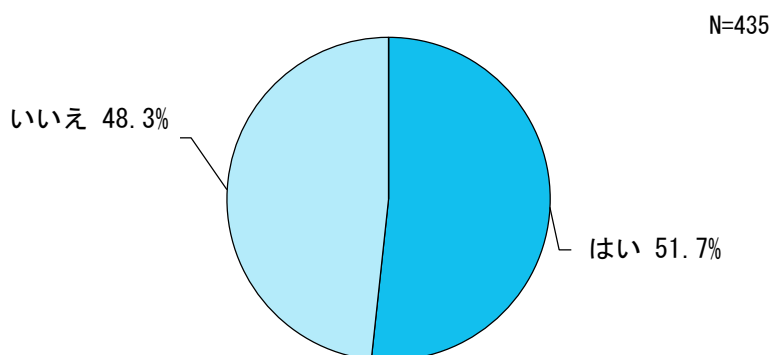
1 現状と課題

(1) 子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある区民の割合

令和6（2024）年調査によると、子育てに関して地域で相談できる人や相談先について、「相談先がある」（「はい」の回答率）は 51.7%、「相談先がない」（「いいえ」の回答率）は 48.3%となっています。

相談できる場の整備や相談場所の周知が必要になっています。

子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある区民の割合



出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

2 区の実施



実施の方向性

- 妊娠期から子育て期まで、次世代・親子の健康づくりを切れ目なく支援します。

重点事業

ゆりかご葛飾の推進

(保健センター、子育て政策課、子ども家庭支援課)

- ・妊娠初期の面談（ゆりかご面接）から、子どもの就学前までの継続的な支援を行います。
- ・区民に身近な保健センターや子ども未来プラザなどで、プレコンセプションケア*の視点を取り入れた妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う教室や講座などを行い、出産や育児の不安軽減を図ります。
- ・乳幼児健康診査や母子を支える様々な事業を通して、親子の心身の健康の保持増進を図ります。
- ・必要な場合は、医療機関等と連携し継続的な支援を行います。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
ゆりかご面接実施率	89.0%	93.0%	93.0%	94.0%	94.0%	95.0%	95.0%	増やす
妊産婦への相談支援 件数	11,350件	11,400件	11,400件	11,400件	11,400件	11,400件	11,400件	増やす

産後ケア事業の充実

(保健センター、子ども家庭支援課)

- ・産後の健康管理や授乳などに不安を抱える産婦に対して、宿泊ケア、デイケア、訪問によるケアと産婦健康診査を実施します。
- ・産後ケア事業を利用することで、心身のケアや育児支援などのサポートを受け、産後安心して子育てができるように支援します。
- ・誰もが安心して質の高い産後ケア事業をうけられるよう、実施施設の拡大やサービスの見直しを行います。

※国は里帰り出産時の区市町村間での情報共有の仕組みの構築等を進めています。今後、国の動向を踏まえ、事業目標等を見直す可能性があります。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
産後ケア実施施設数	26か所	34か所	34か所	34か所	34か所	34か所	34か所	増やす
産後ケア事業を利用し ようと思った産婦がサ ービスを利用できな かった割合	26.6%	22.0%	18.0%	14.0%	10.0%	10.0%	10.0%	減らす

実施事業

事業名	事業内容	担当課
新生児聴覚検査の実施	新生児の先天性難聴を早期に発見し、早期治療・療育につなげるために、医療機関で行う新生児聴覚検査の自己負担分の一部助成を実施します。	子ども家庭支援課 保健センター
母子健康診査事業	妊婦及び乳幼児に対し各種健康診査を実施することで健康管理・疾病の早期発見に努めます。必要に応じて保健指導や相談を行い、精密検査や治療が必要な方には医療機関を受診できるよう指導し、母子の健康づくりを支援します。 ＜母子健康診査の種類＞ ① 妊婦健康診査 ② 新生児聴覚検査 ③ 4か月児健康診査 ④ 6か月・9か月児健康診査 ⑤ 1歳6か月児健康診査 ⑥ 3歳児健康診査 ⑦ 5歳児健康診査	子ども家庭支援課 保健センター 健康推進課
健康づくり健康診査	3歳未満の子を持つ親と20歳から39歳の方に、通年での健康診査を実施することで、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、正しい健康習慣を確立して生活習慣病を未然に防止します。	健康推進課
妊婦歯科健康診査	(2-6 歯と口の健康づくり参照)	健康推進課
親子の歯育てすくすくクラブ(すくすく歯育て支援事業)	(2-6 歯と口の健康づくり参照)	健康推進課
ハッピーバースデイすくすく歯科健診(すくすく歯育て支援事業)	(2-6 歯と口の健康づくり参照)	健康推進課
すくすく歯育て歯科健診(すくすく歯育て支援事業)	(2-6 歯と口の健康づくり参照)	健康推進課
母子保健指導事業	これから親となる方や子育て中のご両親に、母親学級や育児学級等で、親になる心の準備や出産・育児に関する指導を行います。 ① 母親学級等保健指導 ② 親と子の心の健康づくり ③ 訪問指導(こんにちは赤ちゃん訪問) ④ アレルギー相談	子ども家庭支援課 保健センター
乳幼児事故防止対策	乳幼児健康診査の際にチャイルドビジョンやパンフレットの配布等で知識の普及啓発を行います。また、年齢によって起こりやすい事故に対する予防対策について各種事業を通して健康教育を行います。	保健センター
「早寝・早起き、朝ごはん」推進事業	朝食の摂取状況や就寝時刻などのチェックを通して子どもの基本的な生活習慣の定着を図ります。	地域教育課 教育指導課
親と子の食育推進事業	(2-3 適切な食生活による健康づくり参照)	健康推進課
特定不妊治療費(先進医療)助成事業	保険適用された特定不妊治療とともに自費で実施した先進医療に係る医療費に対して一部費用を助成します。	子ども家庭支援課

事業名	事業内容	担当課
母子医療給付事業	2,000g以下の未熟児・児童および妊娠高血圧症候群等の対象者、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費等を助成します。	子ども家庭支援課
子ども医療費助成事業	15歳の年度末までの児童が健康保険を利用して医療機関などで診療や調剤を受けた場合、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。	子育て応援課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の父母や養育者、18歳の年度末までの児童（障害がある場合は20歳未満）が医療機関などで診療や調剤を受けた場合、健康保険が適用される医療費の自己負担分の一部又は全部を助成します。	子育て応援課
学校健康診断	身体測定などの定期健康診断を行います。小学校就学予定児童には、就学時健康診断を行います。また、本区独自事業として、小児生活習慣病予防健診、貧血検査、色覚検査を実施します。	学務課
かつしかっ子体力アッププログラム	「かつしかっ子体力アッププログラム」を実施し、学校で子どもが運動する機会を増やします。また、体育の授業の充実により子どもの育成と体力の向上を図ります。さらに、小学校においては外部指導員を活用し、運動の意欲を高める取組を実施します。	教育指導課
学校連携事業	かつしか地域スポーツクラブを通して、学校体育授業などにアスリートを派遣することで、子どもがスポーツの素晴らしさを知るきっかけをつくります。	生涯スポーツ課
エンジョイスポーツ（ジュニア）	（2-4 生活習慣の改善参照）	生涯スポーツ課
キャプテン翼 CUP かつしか	（2-4 生活習慣の改善参照）	生涯スポーツ課
健康総合相談「健康ホットラインかつしか」	（1-5 こころの健康づくり（自殺対策の推進）参照）	地域保健課
高校生等医療費助成事業	15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳の年度末までの児童が健康保険を利用して医療機関などで診療や調剤を受けた場合、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。	子育て応援課



△パパママ学級の様子



△助産師によるゆりかご面接の様子



3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 妊娠期から子育て期にかけての悩みがある場合は、抱え込まずに相談しましょう。
- 親と子が、健康を保つために必要な生活習慣等について正しく理解し、実践しましょう。
- 様々な健康診査を受診しましょう。



関係機関・団体等の取組

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局として、次世代・親子の健康づくりを支援します。
- 母子健康診査の実施などに協力します。
- 健康診査の受診勧奨や正しい生活習慣の必要性など、次世代・親子の健康づくりに関する普及啓発を行います。

コラム

早寝早起き朝ごはん

早寝早起き朝ごはんの重要性とは？

- 平成 18（2006）年に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立して以来、子ども、特に幼児期に基本的な生活習慣をしっかり身につけることの重要性が述べられています。
- ヒトは、朝の光とともに目覚め、日中活動し、夜は脳と体を休めるというリズムを持っています。体温の変化やホルモンの分泌なども昼と夜、1 日の中でリズムを持っているため、生活リズムを整えることは、生涯にわたって健康な心と体で過ごすための秘訣です。
- 子どもが健やかに成長するためには、『質』『量』ともにきちんと睡眠をとる必要があります。
- 特に子どもの成長に欠かない大切な脳内物質「メラトニン」は、一生のうち幼児期に大量に分泌されることが分かっており、夜暗くならないと分泌されないことから、寝かしつけの環境づくりも大切なポイントになります。

子どもが早く寝るためのポイント

- ① まずは早起き＋外遊び
- ② 寝付きやすい状態にするために、暗く静かな環境をつくる
- ③ 毎日同じ時間、同じ流れで眠るように促す



出典：「早寝早起き朝ごはん」全国協議会 「幼児用 早寝早起き朝ごはんガイド」

基本施策3 働く世代の健康づくり



働く世代の人は、仕事や育児、介護など社会的な役割が増え、自分自身のことが後回しになることが多い世代です。女性においては、共働き家庭が増えていても、育児や介護などの役割を担うことが多くなっています。

忙しさなどから、健康診査などが受けにくく、病気に気が付くのが遅れることも多くなります。また、不規則な生活から生活習慣が乱れやすく、特に男性は年齢とともに肥満の割合が増えています。

日頃の生活が忙しくても健康づくりに自然に取り組めるよう、健康アプリなどの活用を促進します。また、ホームページや動画等による健康に関する情報発信に取り組み、定期的な健康診査・検診の受診や健康的な生活習慣の定着につなげます。

施策目標

健康診断などを受診している働く世代の区民の割合を増やします。

BMI（体格指数）が18.5以上25.0未満（普通）の区民の割合を増やします。

日頃から運動やスポーツをしている区民の割合を増やします。【再掲】

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
健康診断や人間ドックなどを年に1回は受診している区民の割合	葛飾区政策・施策マーケティング調査	81.5%	82.6%	増やす
BMIが18.5以上25.0未満の区民の割合 (20～60歳代)	葛飾区健康づくり健康診査及び葛飾区特定健康診査	60.2%	65.0%	増やす
日頃から、運動※やスポーツをしている区民の割合【再掲】	葛飾区政策・施策マーケティング調査	64.6%	73.0%	増やす

※運動：ラジオ体操や散歩、自転車なども含む。

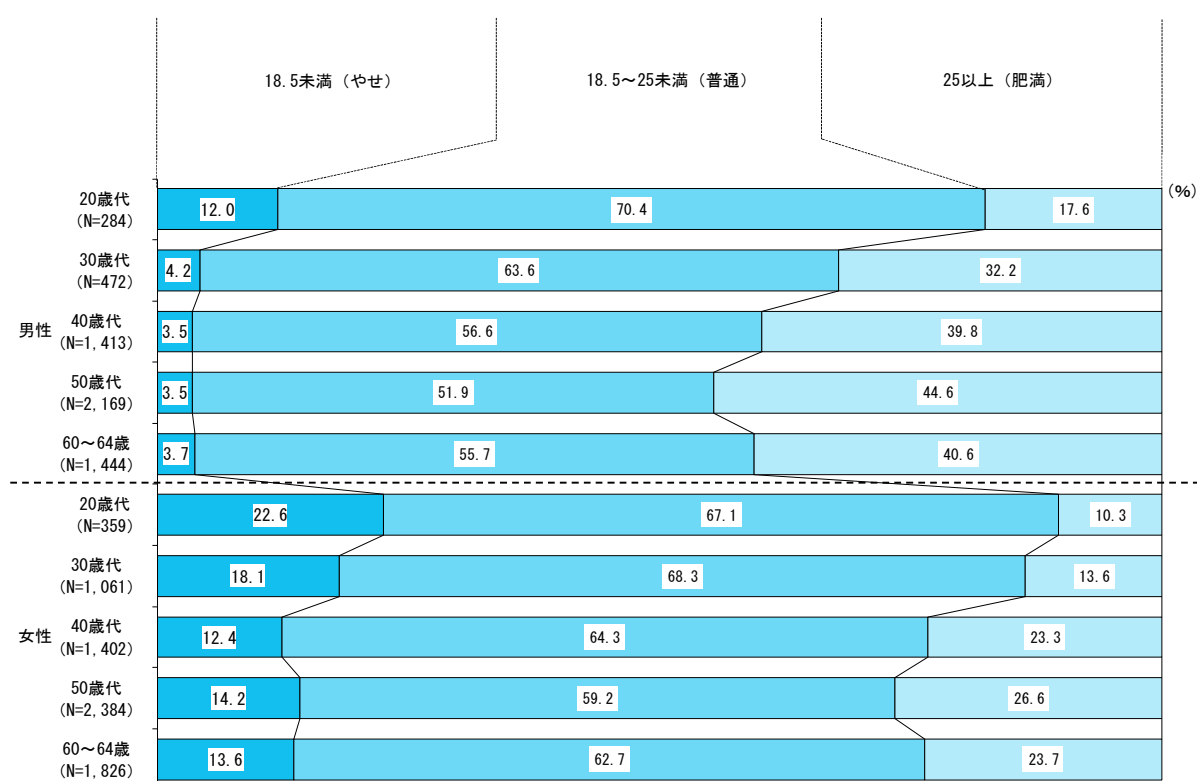
1 現状と課題

(1) BMI（体格指数）

令和5（2023）年度の健康診査の結果によると、BMI25 以上（肥満）の割合は、男性 30 歳代から 60～64 歳において、他の性・年代に比べて高くなっています。

適正な BMI となるよう取り組む必要があります。

BMI の分布（20～64 歳）



出典：葛飾区「葛飾区健康づくり健康診査」（令和5（2023）年度）
葛飾区「葛飾区特定健康診査」（令和5（2023）年度）

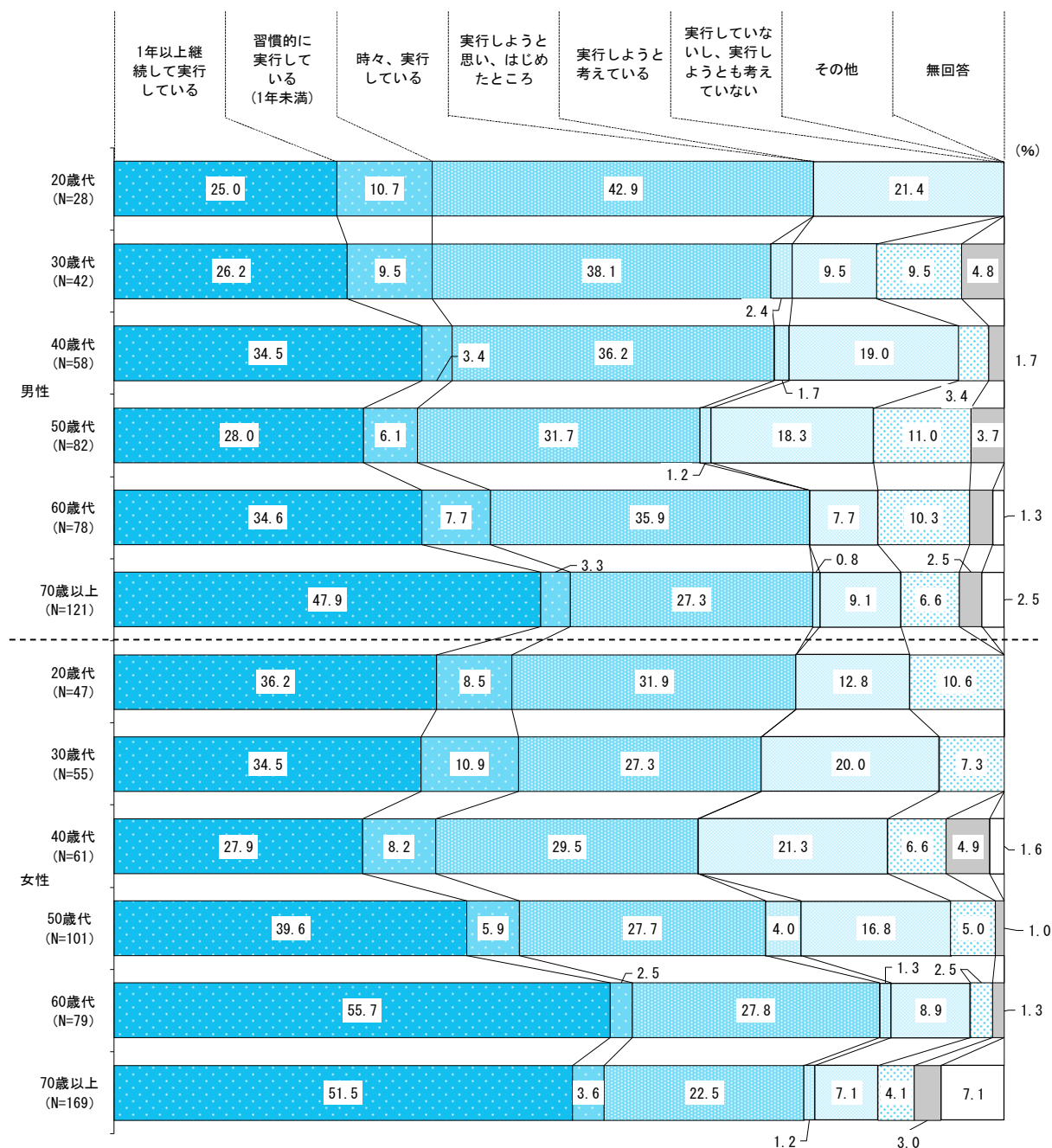


(2) 「生活活動」と「運動」の頻度

令和5（2023）年調査によると、「生活活動」「運動」のいずれも、男女ともに「1年以上継続して実行している」割合は年代が上がるにつれて高くなる傾向にあります。

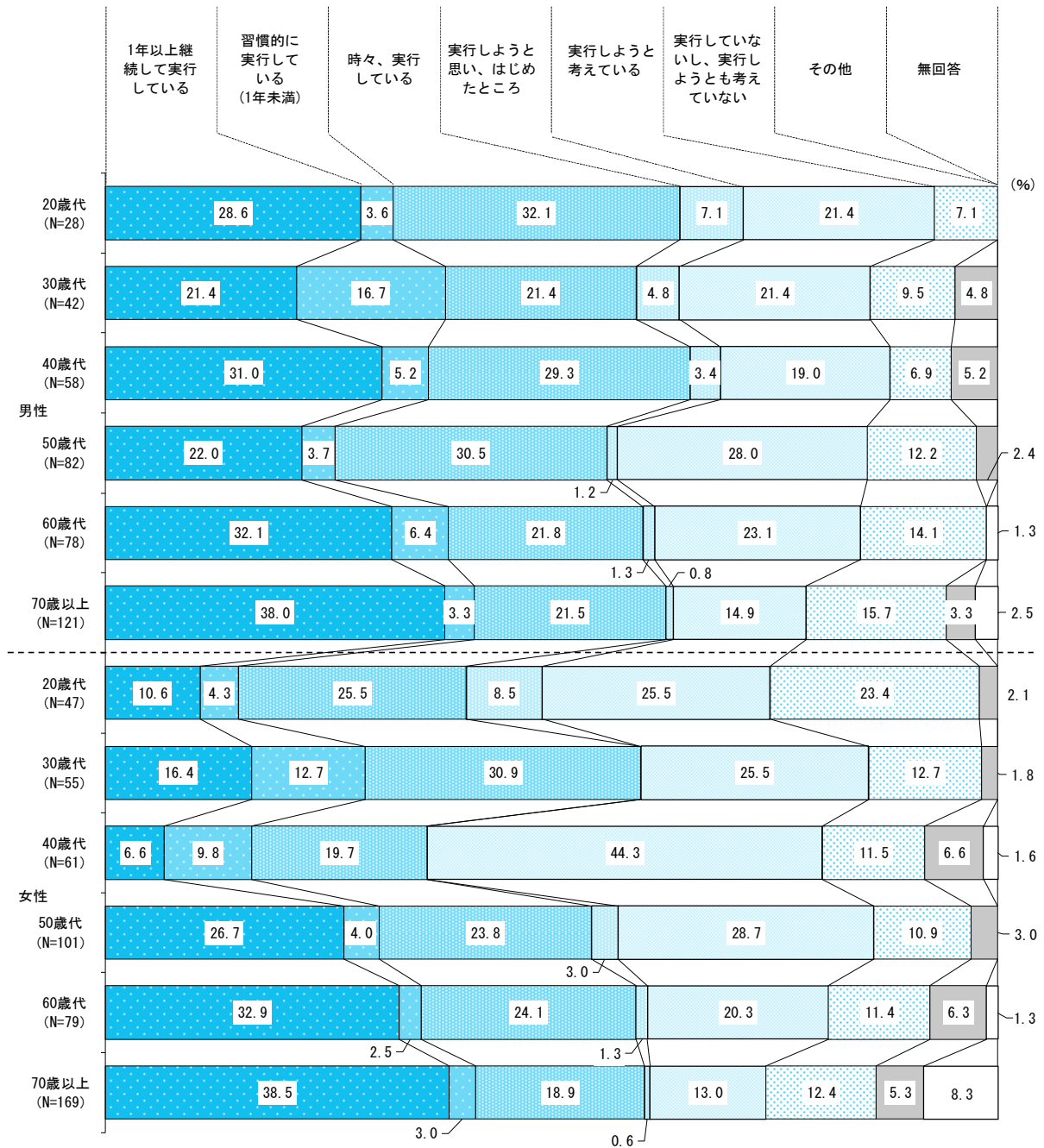
働きながらも「生活活動」や「運動」が継続できるような取組を進めていく必要があります。

「生活活動」の頻度（性・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

「運動」の頻度（性・年代別）



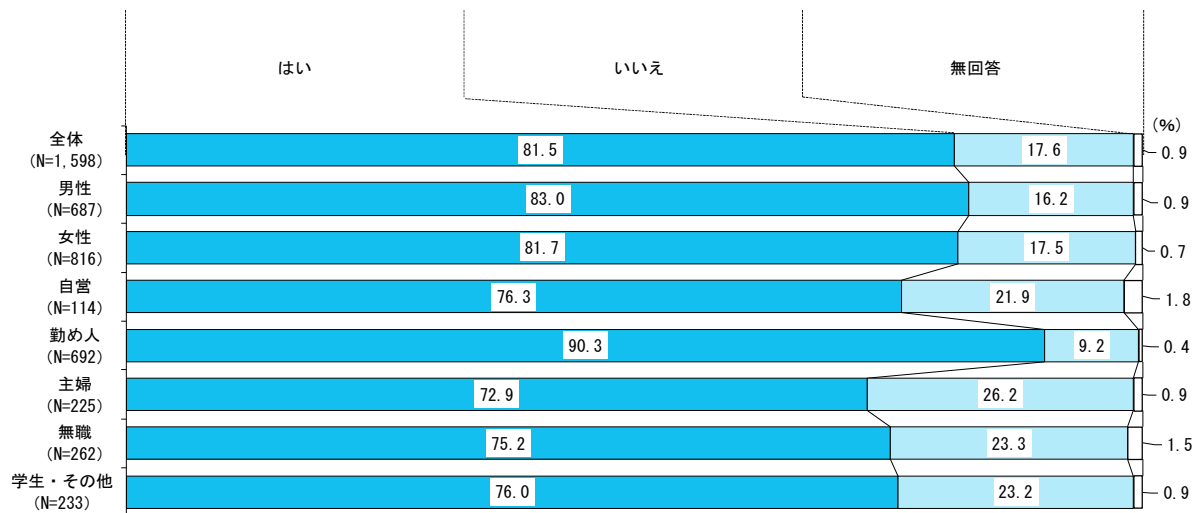
出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

（３）健康診断や人間ドックなどを年に１回は受診している区民の割合

健康診断や人間ドックなどを年に１回は受診している区民の割合は、「受診している」（「はい」の回答率）は81.5%、「受診していない」（「いいえ」の回答率）は17.6%となっています。

職業別にみると、勤め人以外が約７割から８割になっています。

健康診断や人間ドックなどを年に１回は受診している区民の割合（全体・性別・職業別）

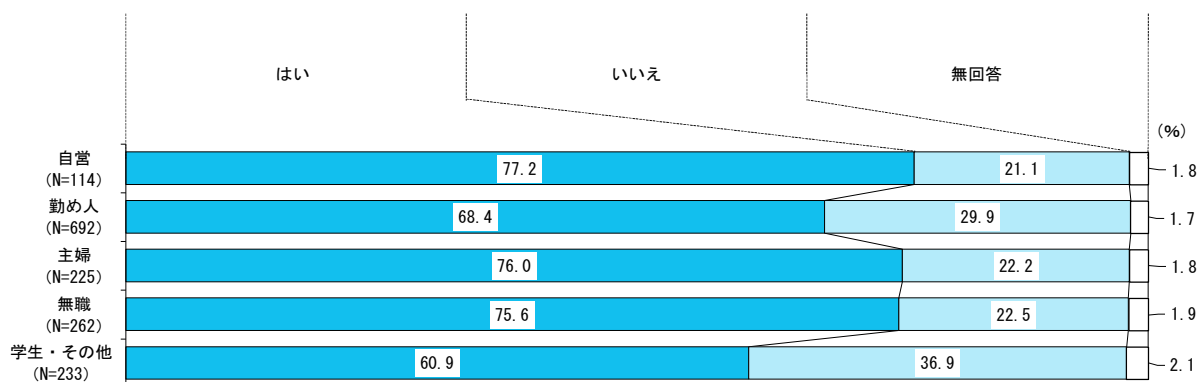


出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

（４）健康づくりに取り組んでいる区民の割合

健康づくりに取り組んでいる区民の割合は、職業別にみると勤め人と学生・その他が少ない傾向にあります。

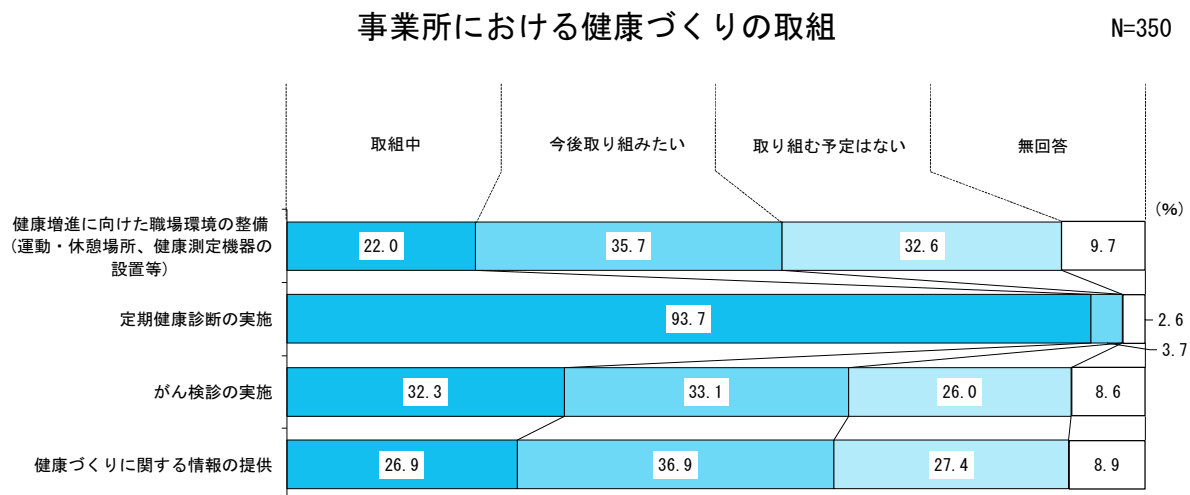
健康づくりに取り組んでいる区民の割合（職業別）



出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

（５） 事業所における健康づくりの取組

93.7%の事業所で定期健康診断を実施しています。がん検診の実施は「取組中」が32.3%、「今後取り組みたい」が33.1%となっています。健康づくりに関する情報の提供、健康増進に向けた職場環境の整備は「取組中」と「今後取り組みたい」を併せて過半数となっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



2 区の実施



取組の方向性

- 健康診査・がん検診の受診率向上に取り組めます。
- 特に働き盛りに多い肥満の減少を図るため、食生活や運動を中心とした生活習慣の改善に向けた情報提供や普及啓発の充実を図ります。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
健康診査の実施	働く世代の区民に対して、定期的な健康診査の受診を促進します。 ＜健康診査の種類＞ ① 葛飾区健康づくり健康診査 ② 葛飾区基本健康診査 ③ 特定健康診査・特定保健指導 ④ 特定健康診査追加検査 ⑤ 眼科健康診査 ⑥ 骨粗しょう症予防検診	健康推進課
成人歯科健康診査	(2-6 歯と口の健康づくり参照)	健康推進課
科学的根拠に基づくがん検診の実施	(2-1 がんの予防と早期発見参照)	健康推進課
生活習慣病予防教室	(2-2 糖尿病・循環器病などの予防と重症化予防参照)	健康推進課
区民と事業者の健康活動促進事業 (アプリ事業)	(5-1 自然に健康になれる環境づくり参照)	政策企画課 産業経済課 商工振興課 健康推進課
区民と事業者の健康活動促進事業 (健康経営)	(5-2 多様な主体による健康づくりの推進参照)	産業経済課 商工振興課 政策企画課 健康推進課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 健康診査やがん検診等を定期的に受診しましょう。
- 日頃から運動や適切な食生活に取り組みましょう。



関係機関・団体等の取組

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局として、働く世代の健康づくりを支援します。
- 健康診査の実施に協力します。
- 健康診査の受診勧奨、食生活の改善、運動習慣の必要性など、働く世代の健康づくりに関する普及啓発を行います。
- 従業員の健康づくりに努めます。



コラム できることから健康づくりを！

プラステン

+10から始めて、1日60分以上を目指そう！

- 普段から元気からだを動かすことで、脳卒中、心臓病、糖尿病、がん、ロコモ、うつなどの病気のリスクを下げるができます。
- 個人差等を踏まえ、強度や量を調整し、可能なものから取り組みましょう。
- 今よりも少しでも多くからだを動かしましょう。

①歩こう！動こう！

- 1日60分以上の身体活動（目安は1日8000歩以上）が推奨されています。



②運動を取り入れよう！

- 1週間に60分以上の運動を取り入れるとさらによいです。
- 運動を楽しんで習慣にしましょう。



③筋力を高めよう！

- 運動の中に週2～3日の筋トレを取り入れましょう。
- けがや体調に注意して無理をしないようにしましょう。



④座りっぱなしを避けよう！

- 長時間座りっぱなしにならないように注意し、少しでもからだを動かしましょう。



出典：厚生労働省「成人版アクティブガイド-健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023-」

基本施策 4 高齢者の健康づくり



高齢期になると、加齢に伴い、筋力や食欲、認知機能などの心身の活力が低下してフレイル状態になりやすくなります。

また、フレイルは、関節などの運動器の障害で移動が困難になるロコモティブシンドロームや筋肉が衰えるサルコペニアが影響します。

フレイル状態にならないようにするためには、適切な栄養を摂って身体機能を維持し、地域社会と交流を続けることが大切です。そうすることで認知機能も維持され、健康的な生活を送ることができるという好循環が生まれます。

また、フレイル状態になった場合であっても、早期に適切な取組を行えば、進行を遅らせることや、健康な状態に回復することが可能だと考えられています。

フレイルには、身体的な機能の低下（P：フィジカル）、咀嚼機能の低下や栄養不良（O：オーラル）、意欲や認知機能の低下（B：ブレイン）、地域社会との交流の減少などの社会性の低下（S：ソーシャル）、聞き取る機能の衰え（H：ヒアリング）、目の機能の低下（E：アイ）の6つの要素があります。（6つの要素をまとめて葛飾区では「POBS-HE（ポブス-エイチイー）フレイル」といいます。）

このため、関連する部局が様々な機関と連携しながら、6つの要素それぞれに適した介護・フレイル予防対策などを進めていきます。

施策目標

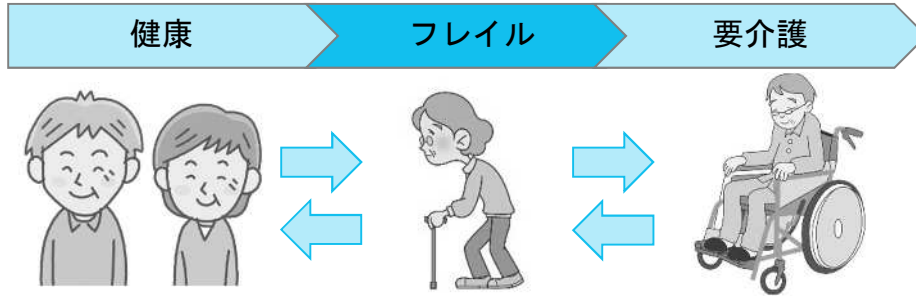
地域ぐるみで介護・フレイル予防に取り組みます。

BMI（体格指数）が適正な高齢者を増やします。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
60歳以上のうち、 介護予防に取り組んでいる 区民の割合	葛飾区政策・施策マーケ ティング調査(60歳以上 の割合)	54.0%	58.5%	増やす
65歳以上のうち、BMIが適 正な区民の割合 (BMI20を超え25未満)	葛飾区特定健康診査及 び葛飾区長寿医療健康 診査	52.6%	53.6%	増やす

フレイルの位置付け（イメージ）



POBS-HE フレイル予防のポイント

フィジカルフレイル (P) 身体的な機能の低下

片足立ちやスクワットなどで、バランス能力や筋力を鍛えることで、転倒・骨折を予防します。



オーラルフレイル (O)

咀嚼機能の低下や栄養不良

頬を膨らませたり、へこませたりするなどして喉や口周りの筋力を鍛えることで、誤えんを予防します。タンパク質やビタミンなど、筋肉のもとを摂取して、筋肉の低下を予防します。口内を清潔にします。



ブレインフレイル (B) 意欲や認知機能の低下

一人じゃんけんなどの手や指を動かす運動で、脳機能の活性化を進めます。計算やしりとり・会話をしながら歩行する有酸素運動で、認知機能を活性化させます。



ソーシャルフレイル (S)

地域社会との交流の減少などの社会性の低下

集まって運動や体操、昔話や回想をしたり、懐メロのカラオケで発声、コミュニケーションをとることで閉じこもり・孤立予防になります。



ヒアリングフレイル (H) 聞き取る機能の衰え

大きな音と騒音を避けながら、禁煙や糖尿病など生活習慣病の治療を続け、食事や運動など生活習慣を見直します。聴こえにくさがあるときは、耳鼻科の医療機関を受診し、補聴器などを使い、早めに聴こえを改善します。



アイフレイル (E) 目の機能の低下

スマートフォンやテレビなどの長時間の使用は控えます。ストレスを避け、規則正しい生活を送ります。40歳を過ぎたら、定期的に眼科を受診します。糖尿病の人は、血糖コントロールを良好に保つとともに、定期的に眼底検査を受けます。

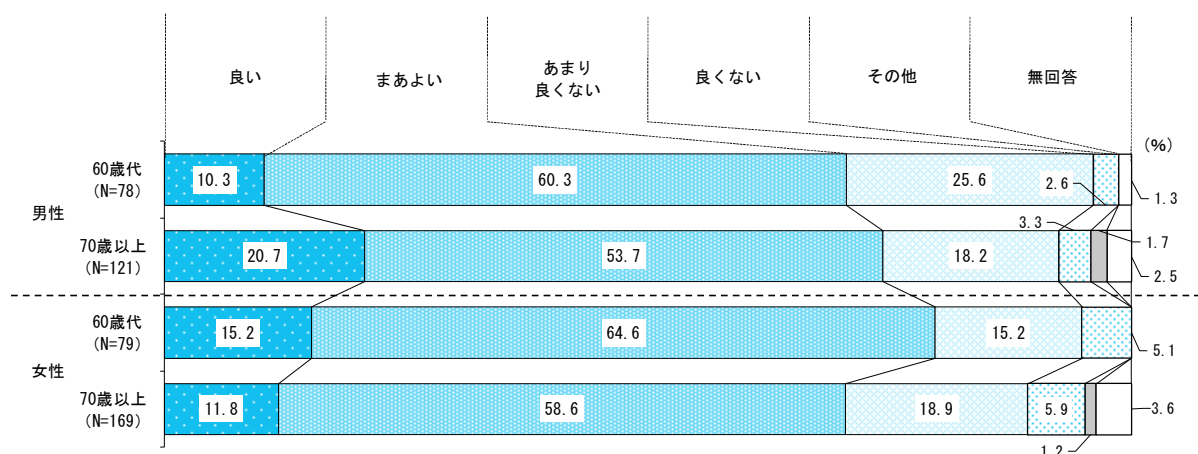


1 現状と課題

(1) 60 歳代、70 歳以上の主観的健康観

令和5（2023）年調査によると、健康状態が「良くない」と「あまり良くない」を合わせた『良くない』の割合は男性の70 歳以上で21.5%、女性の70 歳以上で24.8%となっています。

60 歳代・70 歳以上の主観的健康観（性・年代別）

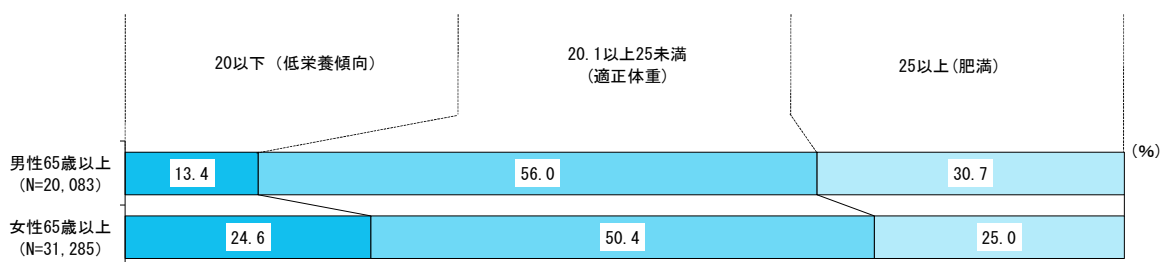


出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(2) 高齢者（65 歳以上）の BMI

令和5（2023）年度の健康診査の結果によると、高齢者（65 歳以上）のうち、低栄養傾向である BMI20 以下の割合は男性が13.4%、女性が24.6%となっています。適正な BMI となるよう、普及啓発及び栄養指導を行う必要があります。

BMI の分布（65 歳以上）



出典：葛飾区「葛飾区特定健康診査」（令和5（2023）年度）
葛飾区「葛飾区長寿医療健康診査」（令和5（2023）年度）

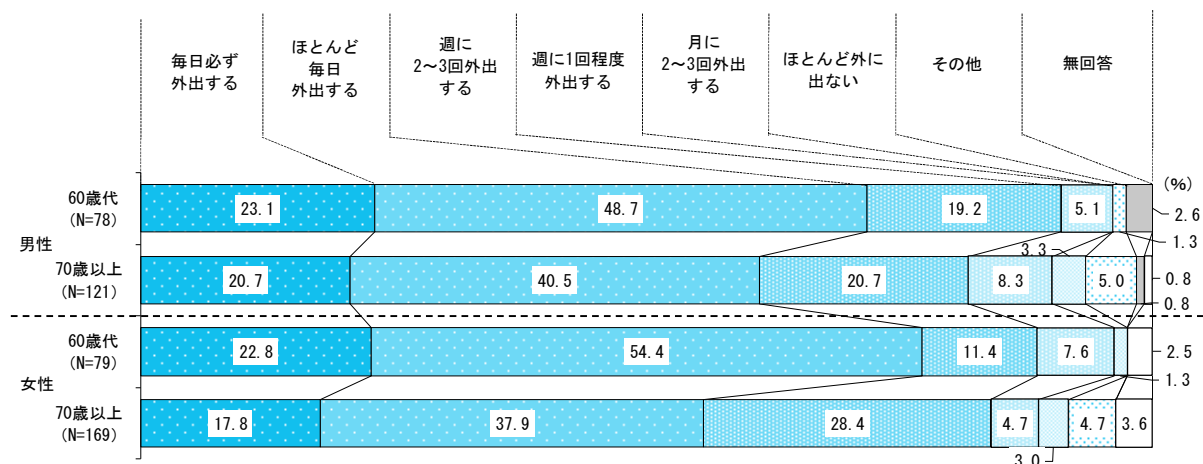
（３） 60 歳代、70 歳以上の外出頻度及び参加した行事

令和5（2023）年調査によると、70 歳以上の「毎日必ず外出する」と「ほとんど毎日外出する」を合わせた『毎日外出する』割合は、男性が 61.2%、女性が 55.7%となっています。60 歳代に比べると、外出する頻度は低下しています。

参加した行事のうち「スポーツ・健康のために体を動かすこと」の 70 歳以上の割合は男性で 59.5%、女性で 42.6%、「地域行事」の 70 歳以上の割合は男性で 5.8%、女性で 14.2%、となっています。また、「これらのことは行っていない」の 70 歳以上の割合は男性で 19.0%、女性で 16.6%であり、約 5～6 人に 1 人の 70 歳以上がどの行事にも参加していません。

外出し、地域との関わりを持つ方が増える取組を進める必要があります。

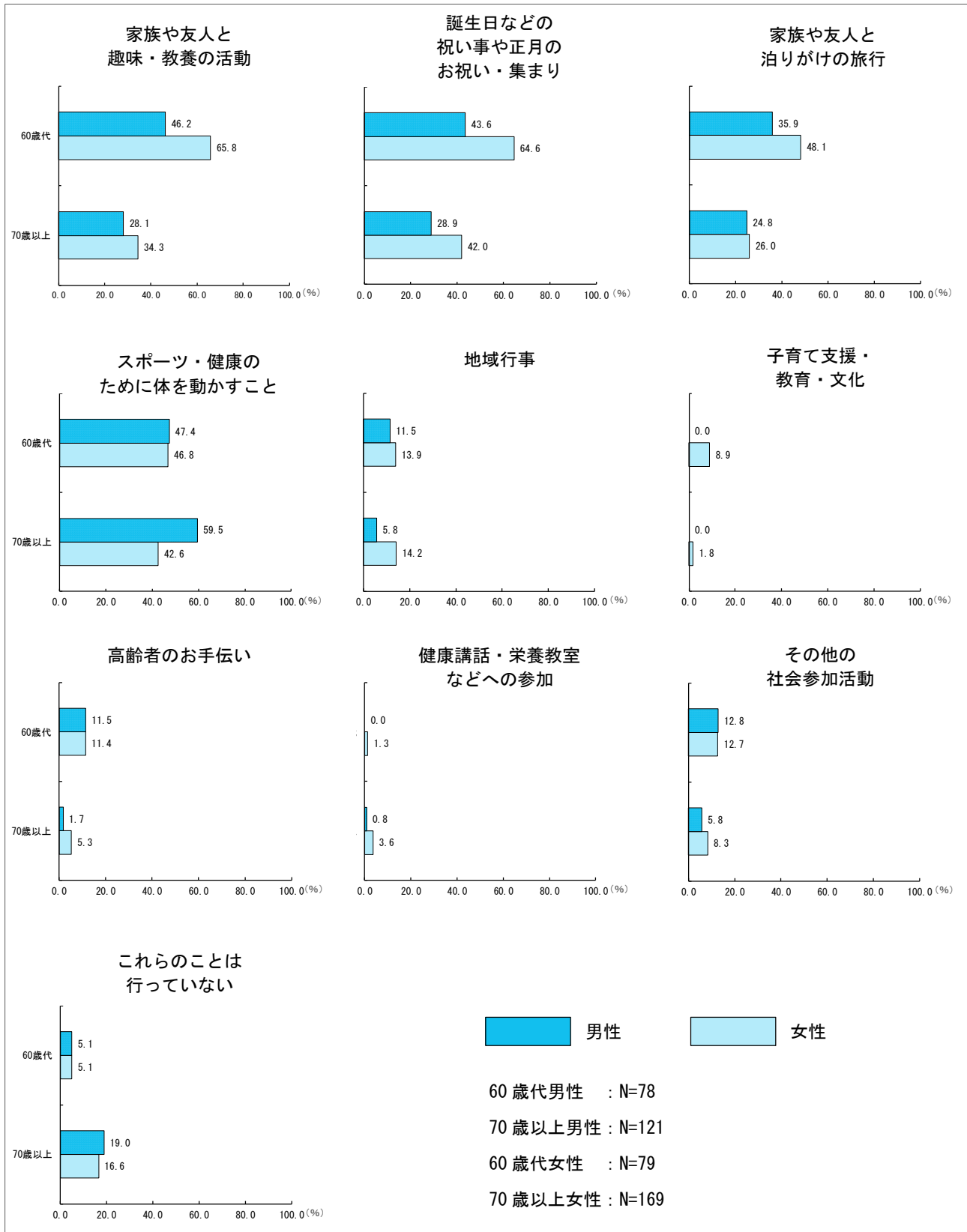
60 歳代、70 歳以上の外出頻度（性・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



60 歳代、70 歳以上の参加した行事（性・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

2 区の実施



取組の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で心豊かに過ごせるよう、自主的な健康づくりを支援し、介護・フレイル予防、早期発見に取り組めます。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促す取組を進めます。

重点事業

高齢者の介護予防事業

(地域包括ケア担当課、国保年金課、健康推進課)

- ・身体機能の維持や認知症予防などを目的とした「筋力向上トレーニング」、「脳力トレーニング」、「回想法教室」等、参加した区民が受講後も継続的に介護予防に取り組むことができるよう、自主グループの支援とリーダー養成を行います。また、「うんどう教室」、「ふれあい銭湯」、「シニア版ポニースクール」などの介護予防事業を行うとともに、フィットネスクラブと協働して「運動習慣推進プラチナ・フィットネス事業」を行い、運動習慣の促進と介護予防に取り組む高齢者の増加につなげていきます。
- ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」では、地域の自主グループなどにリハビリ専門職や管理栄養士などを派遣し、フレイル予防に関する講話を行うとともに、長寿医療健康診査の結果から低栄養のおそれがある方や医療受診歴がない方を抽出し、個別に働きかけていく取組を行います。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
介護予防活動に参加した延べ人数	45,202人	46,250人	47,500人	47,500人	48,750人	48,750人	50,000人	増やす
社会参加活動又は介護予防活動につなげた件数	123件	160件	170件	180件	190件	200件	210件	増やす
介護予防・健康長寿講座への専門職の派遣件数	68件	70件	77件	77件	84件	84件	91件	増やす
75歳以上の高齢者のうち、低栄養が懸念される方で、初回面接を行った人数	227人	206人	213人	221人	229人	237人	245人	継続実施



高齢者の保健事業

(健康推進課)

- ・「健康長寿いきいき健康診査」によりフレイルの疑いがある対象者、「健康長寿筋肉元気健康診査」によりサルコペニアの疑いがある対象者を早期に発見し、栄養指導・機能訓練に結び付けます。
- ・また、健康診査の結果、「BMI」「ヘモグロビン（Hb）」が基準以下の方に、栄養指導・機能訓練の受診勧奨を行います。
- ・健康寿命を縮めるフレイル、サルコペニアの改善に重要な栄養指導と機能訓練を行うことにより、低下した身体機能を改善し、転倒や寝たきり・閉じこもりの予防を図ります。
- ・耳の健康診査により、加齢性難聴等を早期発見し、治療及び補聴器使用の対応につなげ、認知症予防及びフレイル予防を図ります。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
フレイルリーフレットの配布枚数	34,102 枚	37,900 枚	38,200 枚	38,500 枚	38,800 枚	39,100 枚	39,400 枚	増やす
健康長寿いきいき健康診査の受診者数	2,380 人	2,900 人	2,600 人	3,100 人	3,250 人	3,050 人	3,150 人	増やす
健康長寿筋肉元気健康診査の受診者数	417 人	820 人	840 人	840 人	850 人	860 人	870 人	増やす
耳の健康診査の受診者数	-	検討中						

認知症施策の推進

(高齢者支援課)

- ・認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、幅広い世代に対して認知症に関する正しい理解を広める「普及啓発」、医療機関との連携を図り認知症を早期に発見し、適切な支援につなげる「早期発見・早期支援」、認知症により徘徊する方を早期に発見し、保護することで高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげる「認知症高齢者徘徊対策」の3本柱を基に、地域全体で認知症の方を支える仕組みを含め、認知症の方やその家族を支援していく体制を強化します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
普及啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施
もの忘れ予防健診延べ受診者数	3,445 人	4,400 人	4,400 人	4,400 人	4,500 人	4,500 人	4,550 人	継続実施
おでかけあんしん事業登録件数	987 件	1,150 件	1,250 件	1,350 件	1,450 件	1,550 件	1,650 件	増やす

実施事業

事業名	事業内容	担当課
高齢者の健康づくりの推進	(2-4 生活習慣の改善参照)	生涯スポーツ課
エンジョイスポーツ (シニア)	(2-4 生活習慣の改善参照)	生涯スポーツ課
長寿(後期高齢者) 医療健康診査事業	(2-2 糖尿病・循環器病などの予防と重症化予防参照)	国保年金課
骨粗しょう症予防検診	骨密度を測定し、骨粗しょう症の早期発見、早期治療、生活習慣の改善を進める検診を実施します。	健康推進課
長寿歯科健康診査	(2-6 歯と口の健康づくり参照)	健康推進課
熱中症予防事業(高齢者)	気温が高くなる期間に、公共施設及び民間協力事業所に一時涼み所を開設します。また、熱中症の注意喚起を呼びかけるチラシを配布し、高齢者の熱中症予防につなげます。	高齢者支援課
医療連携相談室の機能強化	葛飾区医師会に設置している医療連携相談室の体制について、理学療法士などのリハビリ専門職を配置し、医療機関、その他の関係機関からの介護・フレイル予防に関する相談支援体制を強化します。	地域保健課
在宅療養セミナーの開催	(4-1 在宅医療の推進参照)	地域保健課
区民と事業者の 健康活動促進事業 (健康アプリ事業)	(5-1 自然に健康になれる環境づくり参照)	政策企画課 産業経済課 商工振興課 健康推進課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 介護・フレイル予防に積極的に取り組みましょう。
- 定期的に健康診査を受診しましょう。
- 外出して、地域との関わりを持つようにしましょう。
- 自分にあった健康づくりを続けましょう。



関係機関・団体等の取組

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局として、高齢者の健康づくりを支援します。
- フィットネスクラブと協働し、運動のきっかけづくりを支援します。
- 介護・フレイル予防や認知症予防など、高齢者の健康づくりに関する普及啓発を行います。
- 一時涼み所を開設します。



フレイルリスク度セルフチェックリスト

以下の設問に答えて、「はい」または「いいえ」を選択してください。

体力	① この一年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
	② 1kmぐらいの距離を不自由なく続けて歩くことができますか	はい	いいえ
	③ 目は普通に見えますか（注：眼鏡を使った状態でもよい）	はい	いいえ
	④ 家の中でよくつまづいたり、滑ったりしますか	はい	いいえ
	⑤ 転ぶことが怖くて外出を抑えることがありますか	はい	いいえ
	⑥ この一年間に入院したことがありますか	はい	いいえ
栄養	⑦ 最近、食欲はありますか	はい	いいえ
	⑧ 現在、たいい物は噛んで食べられますか（注：入れ歯を使ってもよい）	はい	いいえ
	⑨ この6か月間に3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
	⑩ この6か月間に、以前に比べてからだの筋肉や脂肪が落ちてきたと思いますか	はい	いいえ
社会	⑪ 一日中家の外には出ず、家の中で過ごすことが多いですか	はい	いいえ
	⑫ ふだん、2～3日に1回程度は外出しますか （注：庭先のみやゴミ出し程度の外出は含まない）	はい	いいえ
	⑬ 家の中あるいは家の外で、趣味・楽しみ・好きでやっていることがありますか	はい	いいえ
	⑭ 親しくお話ができる近所の方はいますか	はい	いいえ
	⑮ 近所の人以外で、親しく行き来するような友達、別居家族または親戚はいますか	はい	いいえ

グレーがついている項目の合計が4点以上の場合は要注意です。
フレイル予防を始めましょう。（○ 1 つにつき 1 点）

出典：東京都福祉局「知っておく！からはじまる -介護予防・フレイル予防-

基本施策5 こころの健康づくり（自殺対策の推進）【葛飾区自殺対策計画】



「こころの健康」を保つことは、いきいきと自分らしく生きるために重要であり、「生活の質」に大きく影響します。

統合失調症、気分障害（うつ病、双極性障害）、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症はこころの病気の代表的なものです。このような病気は、誰でもかかる可能性があり、こころの健康を維持するための生活や、こころの病気への対応を多くの人が理解することが重要です。

区民がこころの健康に関心を持ち、こころの健康の保持増進ができるよう普及啓発を行うとともに、専門家の相談や治療が必要な方が、適切に相談・治療を受けられるように保健所・保健センターで保健師等が相談に応じます。

また、自殺対策についての正しい知識の普及と地域社会や職場の環境づくり、相談体制の整備や自殺未遂者の支援のため、「葛飾区自殺対策計画」を策定し、総合的な自殺対策として推進していきます。

さらに、大麻や危険ドラッグ、覚せい剤など、心身に深刻な悪影響を与える薬物のほか、若い世代の間で市販薬の過剰摂取も問題となっております。保護司会や薬剤師会、薬物乱用防止推進葛飾地区協議会と協働しながら、薬物乱用防止の啓発活動を行っていきます。

施策目標

こころの健康を保ち、支え合う社会を目指します。
自殺死亡率を低下させます。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和 12 (2030) 年度	指標の 方向
自殺死亡率 (人口 10 万対)	葛飾区における自殺者 数／その年の人口×10 万	21.8	14.1	減らす

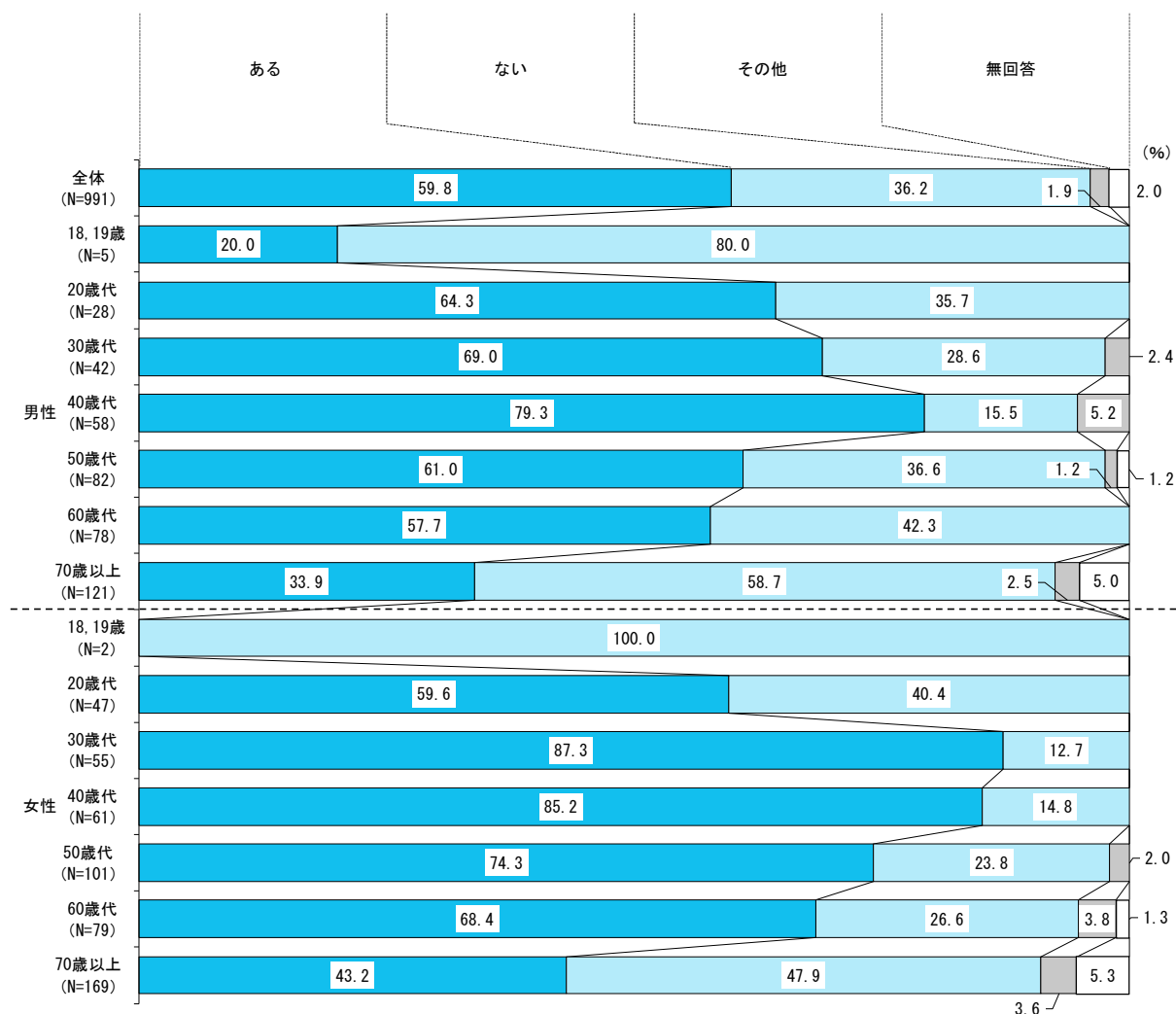
※69 ページ参照

1 現状と課題

(1) 悩みやストレスの有無

令和5（2023）年調査によると、「ある」の割合は59.8%で、6割近くの方が悩みやストレスを抱えています。また、男女ともに30歳代～40歳代で高くなっています。悩みやストレスを一人で抱え込まないように、適切な相談窓口へつなぐことが必要です。

悩みやストレスの有無（全体・性・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(2) 悩みやストレスの原因

令和5（2023）年調査によると、悩みやストレスの原因は年代別で異なります。男女ともに20歳代から60歳代では「家庭の問題」、「経済的な問題」、「勤務関係の問題」が高く、70歳以上では「自分の健康の問題」が高くなっています。

悩みやストレスの原因（性・年代別）

(%)

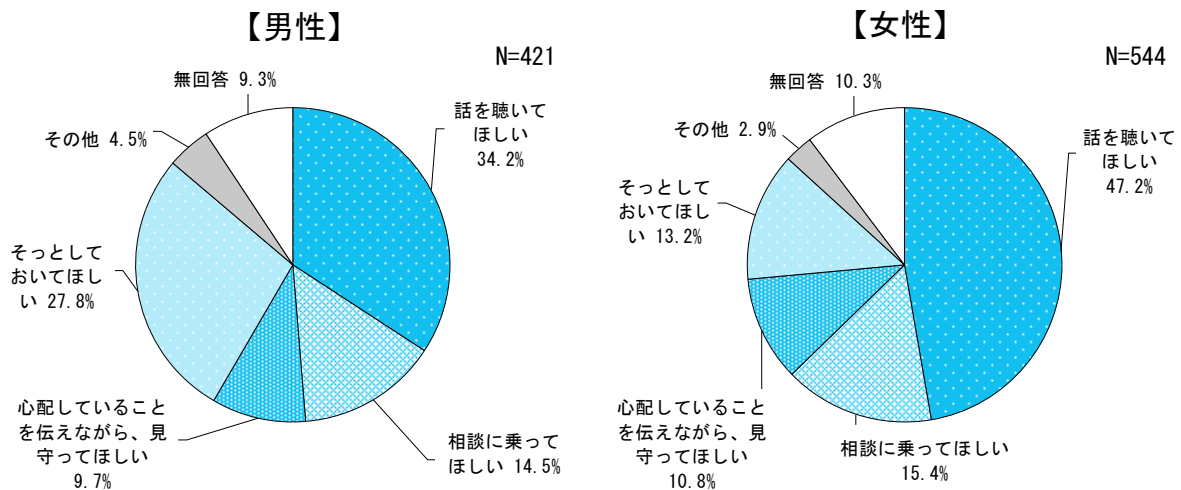
区分		自分の健康の問題	家庭の問題	経済的な問題	勤務関係の問題	恋愛関係の問題	学校の問題	無回答
男性	18, 19 歳 (N=1)	100.0	—	—	—	—	—	—
	20 歳代 (N=18)	38.9	11.1	38.9	77.8	22.2	5.6	—
	30 歳代 (N=29)	31.0	27.6	44.8	79.3	24.1	—	—
	40 歳代 (N=46)	47.8	39.1	52.2	63.0	6.5	4.3	—
	50 歳代 (N=50)	28.0	40.0	46.0	60.0	10.0	4.0	—
	60 歳代 (N=45)	51.1	35.6	51.1	44.4	13.3	8.9	—
	70 歳以上 (N=41)	75.6	34.1	48.8	17.1	2.4	2.4	2.4
女性	18, 19 歳 (N=0)	—	—	—	—	—	—	—
	20 歳代 (N=28)	39.3	53.6	46.4	64.3	32.1	3.6	—
	30 歳代 (N=48)	18.8	64.6	39.6	54.2	14.6	2.1	—
	40 歳代 (N=52)	38.5	78.8	46.2	53.8	5.8	7.7	—
	50 歳代 (N=75)	40.0	64.0	49.3	49.3	8.0	6.7	1.3
	60 歳代 (N=54)	48.1	55.6	46.3	37.0	—	—	3.7
	70 歳以上 (N=73)	65.8	41.1	37.0	6.8	—	2.7	1.4

出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

（３） 悩みやストレスがある時の周囲の対応への期待

男女で比較すると、男性は「そっとしておいてほしい」の割合が女性と比べて高く、女性は「話を聴いてほしい」の割合が男性と比べて高くなっています。

悩みやストレスがある時の周囲の対応への期待について（性別）



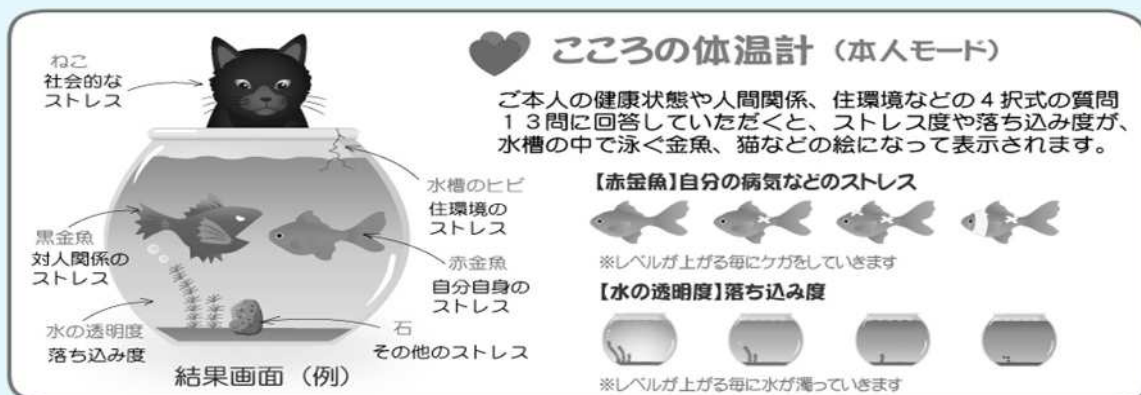
出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

コラム

最近、こころや体の疲れを感じていませんか？

「こころの体温計」で簡単にストレスチェック！

- こころの病気は、特別なことではなく、誰にでもいつでも起こり得ることです。一生のうち 5 人に 1 人はこころの病にかかるともいわれています。
- 「こころの体温計」は、スマートフォン等で、いつでも気軽にストレス度や、落ち込み度をチェックできるシステムです。こころの病気も他の病気と同じように、早めに気づいて適切な治療や支援を受けることが大切です。ぜひ活用してみてくださいね！



⇐左記の二次元コードを読み取ることで、「こころの体温計」にアクセスできます。

2 区の取組



取組の方向性

- アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症を予防するため、正しい知識の普及と、相談支援体制の構築を図ります。
- 悩みを抱える方や支援者等が相談できる窓口を周知します。
- 悩みを抱える方や支援者等の相談を受け、必要に応じて専門家などの適切な窓口へつなぎます。
- 自殺のリスク要因は精神保健上の問題だけでなく、生活困窮、孤独・孤立、虐待、暴力など、多様な社会的要因が考えられることから、様々な関係機関・部署と連携して施策を推進します。

重点事業

自殺対策事業

(保健予防課)

- ・区民がスマートフォン等で、ストレス度や落ち込み度を気軽にセルフチェックできるようにします。
- ・生活習慣やセルフケアなど、自分や身近な人等がこころの健康を保つために必要な正しい知識の普及啓発を行います。
- ・ゲートキーパー講座を開催し、悩みを抱える人や自殺の危険がある人に気づき、話を丁寧に聴いて必要な相談窓口につなぐことができる人材を育成します。
- ・SNS や電話、対面、匿名性の有無など、悩みを抱える人や支援者等が自分に合う相談先を見つけられるよう、様々な媒体を通じて周知します。
- ・医療機関と連携し、自殺未遂にいたった方に相談支援を行います。
- ・地域や関係機関と連携し、効果的な自殺対策を検討します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
こころの体温計年間利用者数	46,648	46,800	46,900	47,000	47,100	47,200	47,300	増やす
ゲートキーパー講座延べ受講者数	2,755	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	増やす

実施事業

※自殺対策関連事業は 79～89 ページに改めて掲載しています。

事業名	事業内容	担当課
精神保健相談	うつ病、統合失調症、依存症など、精神保健や精神障害に関する悩みや不安を解消するため、医師や保健師による相談を実施します。	保健予防課 保健センター
精神保健講演会	区民がこころの健康に関心を持ち、精神的健康の保持増進ができるように、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発のための講演会などを開催します。	保健予防課 保健センター
依存症対策事業	依存症に関する精神保健講演会を継続するとともに、区ホームページや広報紙等による周知や、依存症啓発週間に関係部署とともに催しを行うなど、組織横断的に連携して取り組みます。	保健予防課
自殺予防教育	児童・生徒の心の危機のサインに気付き、自殺を防ぐために必要な知識やスキルを身に付けるため、教職員を対象としたゲートキーパー研修を実施します。また、「SOS の出し方に関する教育」に取り組み、児童・生徒が悩みを抱えたときに助けを求めることができるよう支援します。	教育指導課 総合教育センター 教育支援課
健康総合相談「健康ホットラインかつしか」	健康に関する相談を電話で受け付け、医師や看護師等の専門職がきめ細やかに対応します。	地域保健課
産後ケア事業の充実	(1-2 次世代・親子の健康づくり参照)	保健センター 子ども家庭支援課
親と子の心の健康づくり	(1-2 次世代・親子の健康づくり参照)	子ども家庭支援課 保健センター
訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）	(1-2 次世代・親子の健康づくり参照)	子ども家庭支援課 保健センター
4 か月児健康診査	(1-2 次世代・親子の健康づくり参照)	子ども家庭支援課 保健センター 健康推進課
薬物乱用防止啓発	薬物乱用防止推進葛飾地区協議会の活動を支援します。また、区内中学校への薬物乱用防止ポスター・標語の作品募集を通して、啓発を行います。さらに、子どもまつり等のイベントでブースを設置し、クイズや薬物標本を使った啓発などを行います。	地域保健課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- ストレスの対処法に関する正しい知識を持ち、日常生活で実践しましょう。
- こころの健康について正しい知識を持ちましょう。
- 悩みやストレスを抱え込まずに、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。
- 必要に応じて医療機関を受診するなど、専門的な支援を受けましょう。



関係機関・団体等の取組

- 必要に応じ専門機関につなげます。
- こころの健康づくりに関する普及啓発を行います。

自殺対策の推進【葛飾区自殺対策計画】

計画の背景と目的

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な社会的要因があります。

自殺を考えている人は「生きたい」気持ちと「死にたい」気持ちの間で揺れ動いています。複数の理由が重なり「死にたい」気持ちになる可能性は誰にでもあります。

そのため、国・東京都・区では、悩みや不安を抱えている時に電話やメール、SNSなどを使って誰でも気軽に相談できる窓口の設置・周知を行っています。相談内容に合わせて、法律・金銭関係などの専門的な相談窓口や、子ども向けの相談窓口、匿名での相談を受け付ける窓口等があります。

あわせて、区では身近な人の悩みの聴き方や、自分の心やセルフケア等に関する正しい知識の普及啓発などを行っています。

これまでの経緯

国の自殺者数は平成 10（1998）年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。平成 18（2006）年 10 月に「自殺対策基本法」が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、平成 19（2007）年には、自殺対策を推進するための指針として自殺総合対策大綱が策定されました。

施行から 10 年目の平成 28（2016）年に「自殺対策基本法」が改正され、平成 29（2017）年改正の「自殺対策大綱（第3次）」において、都道府県及び市町村による地域自殺対策計画の策定が義務化されました。

自殺総合対策大綱はおおむね5年に一度見直され、令和 4（2022）年の改正では、子ども・若者の自殺対策の更なる推進と強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、総合的な自殺対策の更なる推進・強化がポイントとなっています。

数値目標

国の第4次大綱（自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～）及び東京都の第2次計画（東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～）の数値目標に合わせ、引き続き葛飾区においても、令和8（2026）年までに自殺死亡률을平成27（2015）年と比べて30%以上減少させることを目標として設定します。

また、本計画の計画期間は令和7（2025）年度からの6年間であることから、令和12（2030）年の数値目標についても決めました。

※自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数

葛飾区の自殺対策の数値目標（自殺死亡率／人口10万対）

	平成27（2015）年	令和5（2023）年	令和8（2026）年	令和12（2030）年
自殺死亡率	23.8	21.8	16.7 （目標値）	14.1 （目標値）

30%以上減少

全国・東京都の自殺対策の数値目標（自殺死亡率／人口10万対）

	平成27（2015）年	令和8（2026）年
自殺死亡率（全国）	18.5	13.0 （目標値）
自殺死亡率（東京都）	17.4	12.2 （目標値）

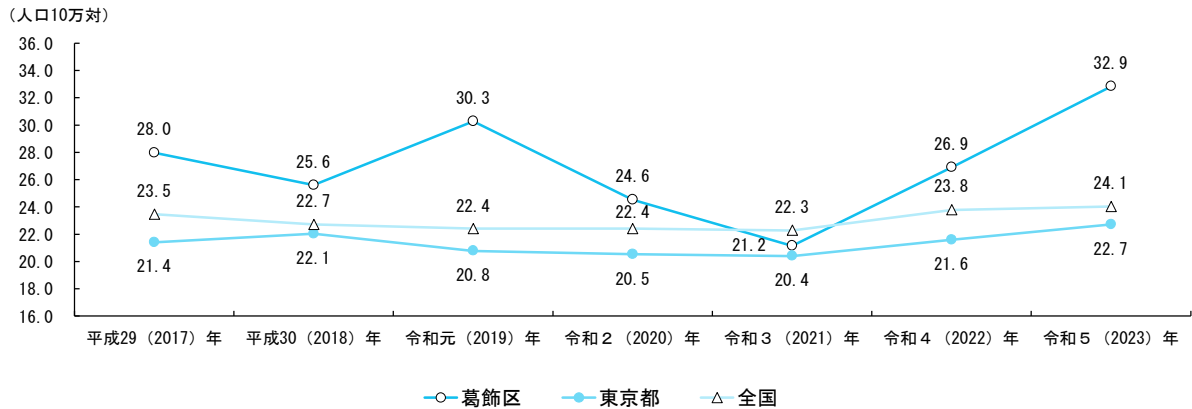
30%以上減少

葛飾区における自殺の現状

(1) 自殺死亡率の推移

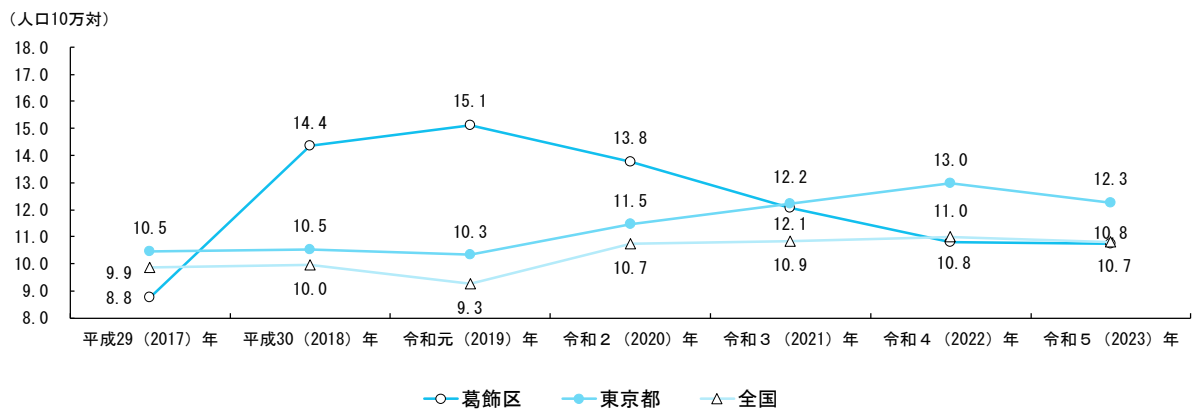
性別の自殺死亡率の推移をみると、葛飾区では、全国・東京都と同様に男性の方が高い傾向となっています。平成29(2017)年から、令和5(2023)年の7年間の推移としては、男性は増加傾向、女性は減少傾向にあります。

自殺死亡率の推移（男性）



出典：厚生労働省「自殺の統計」

自殺死亡率の推移（女性）

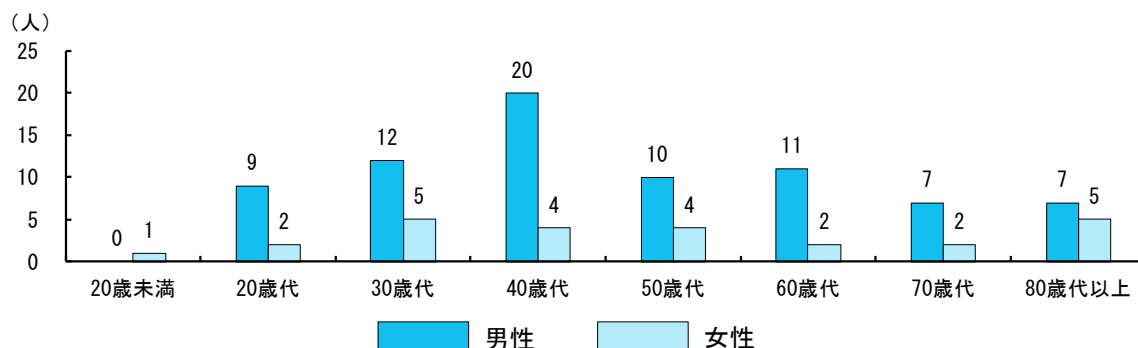


出典：厚生労働省「自殺の統計」

(2) 自殺者の性別・年代

令和5（2023）年の自殺者数は、30 歳代～50 歳代の働く世代の男性が多い傾向となっています。

自殺者数（性・年代別）

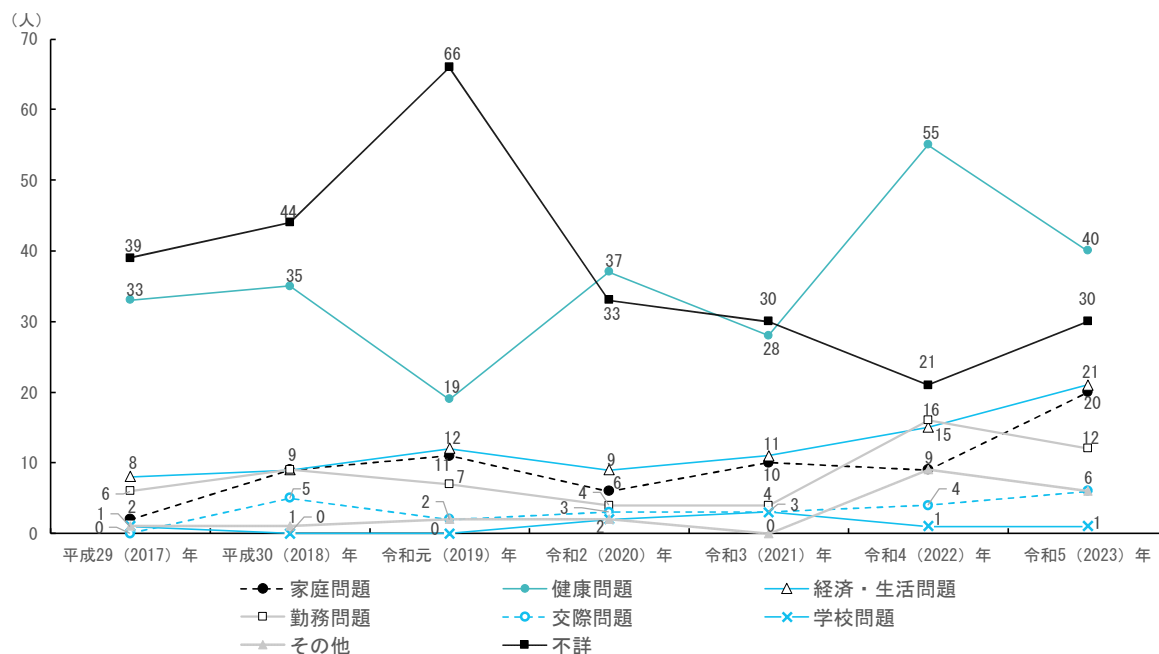


出典：厚生労働省「自殺の統計」（令和5（2023）年）

(3) 自殺の原因・動機

葛飾区の自殺の原因・動機は、「不詳」をのぞくと「健康問題」が最も多く、次に「経済・生活問題」や「家庭問題」、「勤務問題」です。近年、「経済・生活問題」が多くなっている傾向にあります。

自殺の原因・動機の推移



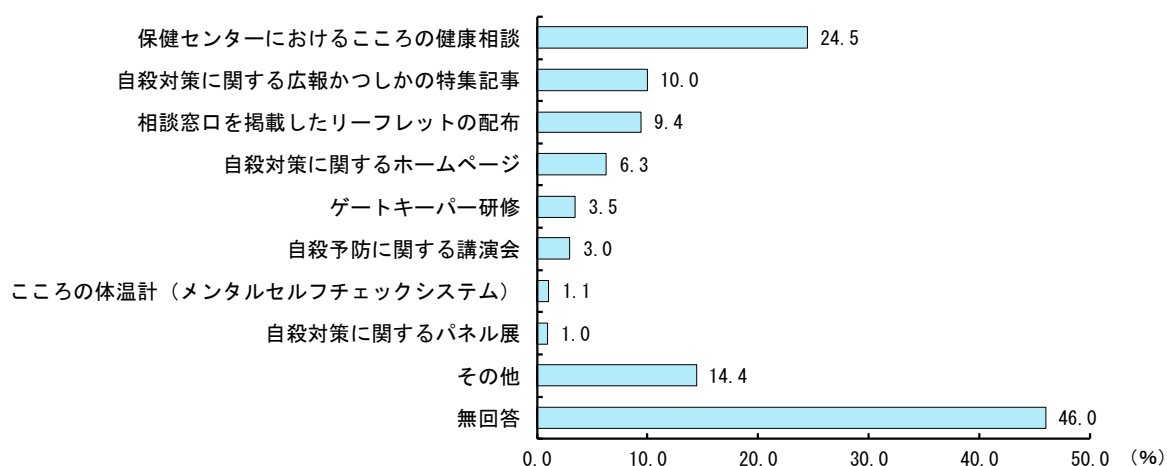
出典：厚生労働省「自殺の統計」

(4) 自殺対策の周知度

葛飾区の自殺対策の各種取組についての認知度は、「保健センターにおけるこころの健康相談」を知っている割合が24.5%、「自殺対策に関する広報かつしかの特集記事」を知っている割合が10.0%である一方で、「無回答」（何も知らない）が46.0%です。

葛飾区の自殺対策の取組についての認知度

N=991



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

コラム

つらい気持ちに「気づき、受け止め、つなぐ」ゲートキーパー

ゲートキーパーとは

- ゲートキーパー（Gatekeeper）を直訳すると、「門番」という意味です。自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のことです。
- 葛飾区では、一般区民の方や支援機関の方などを対象に、ゲートキーパーの養成講座を実施しています。

「ゲートキーパー手帳」をご活用ください

- 葛飾区では、「ゲートキーパー手帳」を作成、配布しています。つらい気持ちを抱えた方に安心して話してもらうためのポイントや、相談窓口へのつなぎ方などを具体的に紹介しています。
- 周りの人の悩みに気づいた時、受け止め、適切な関係機関につなげられるよう、ぜひご一読ください。



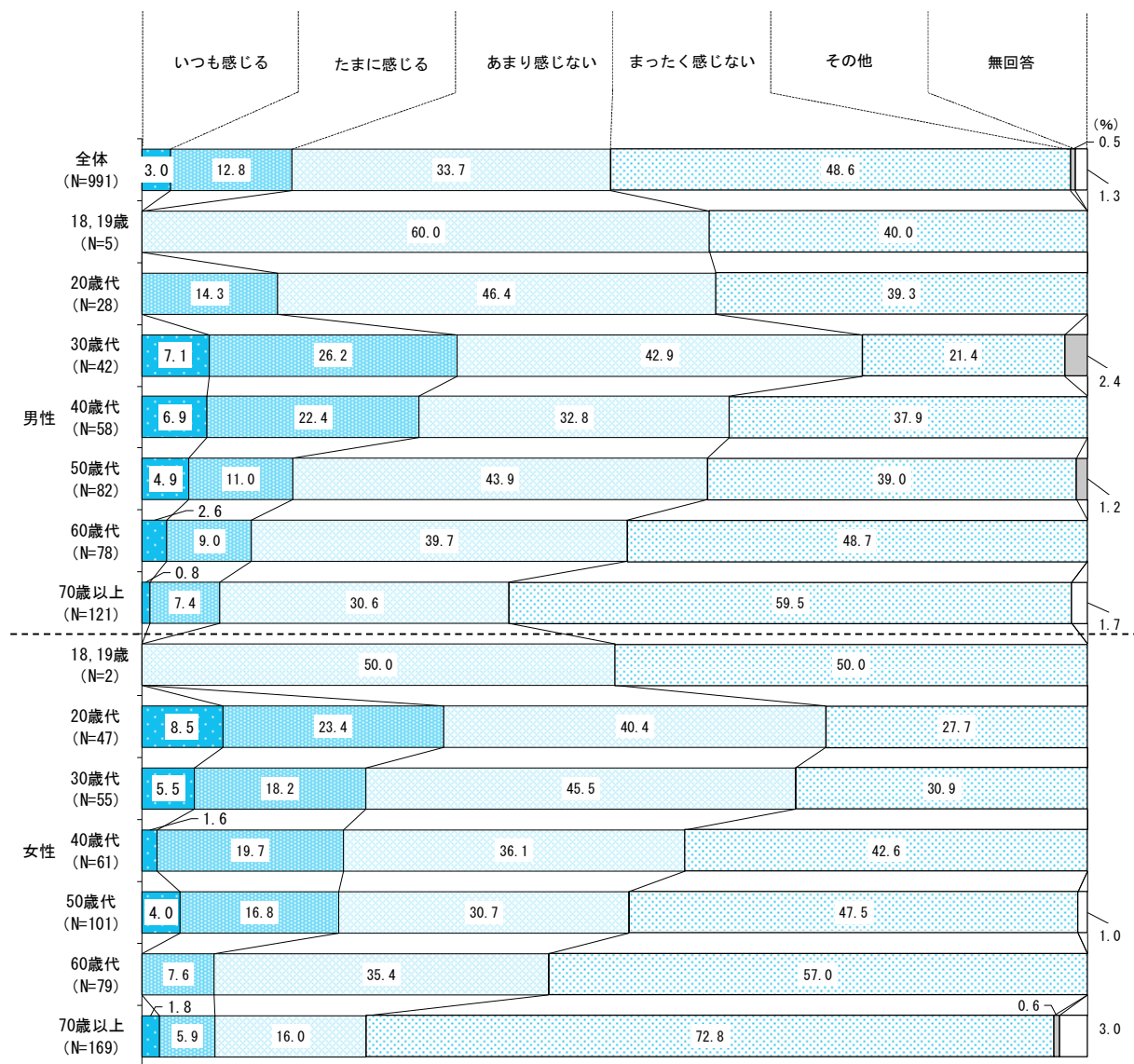
←左記の二次元コードを読み取ることで、葛飾区のホームページから「ゲートキーパー手帳」を閲覧できます。



(5) 「自分の居場所がない」と感じること

「自分の居場所がない」と『感じる』（「いつも感じる」と「たまに感じる」の合計）は 15.8%、『感じない』（「あまり感じない」と「まったく感じない」の合計）は 82.3%です。性・年代別では、「自分の居場所がない」と『感じる』は男性では 30 歳代、女性では 20 歳代で最も高く、年齢が高くなるほど『感じる』割合が低くなります。

「自分の居場所がない」と感じることの有無



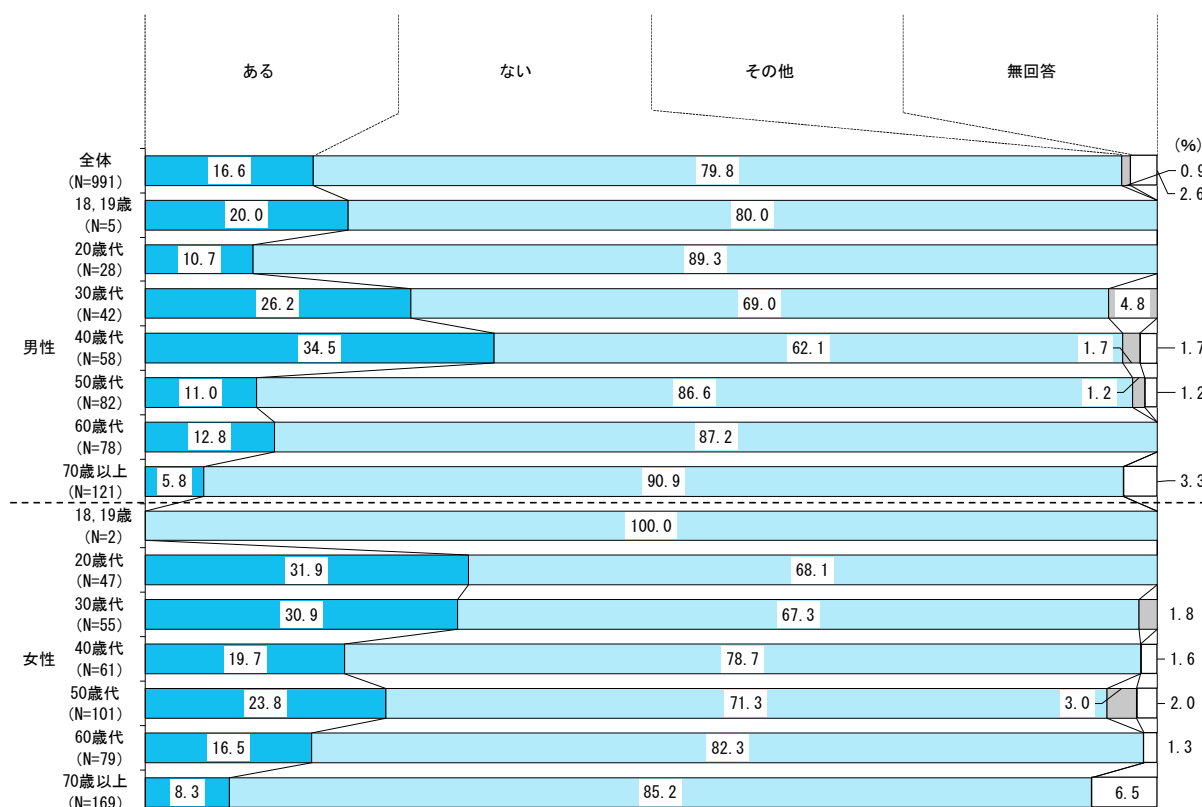
出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

（６） 自殺を考えたこと

自殺を考えたことが「ある」と回答した人は 16.6%、「ない」と回答した人は 79.8%です。性・年代別では、自殺を考えたことがあるのは男性では 30 歳代～40 歳代、女性では 20 歳代～30 歳代で高く、男女ともに高齢者層では低くなっています。

自殺を考えた理由や原因は、「自分の健康の問題」が最も多く 42.4%です。「家庭の問題」「勤務関係の問題」も3割を超えています。

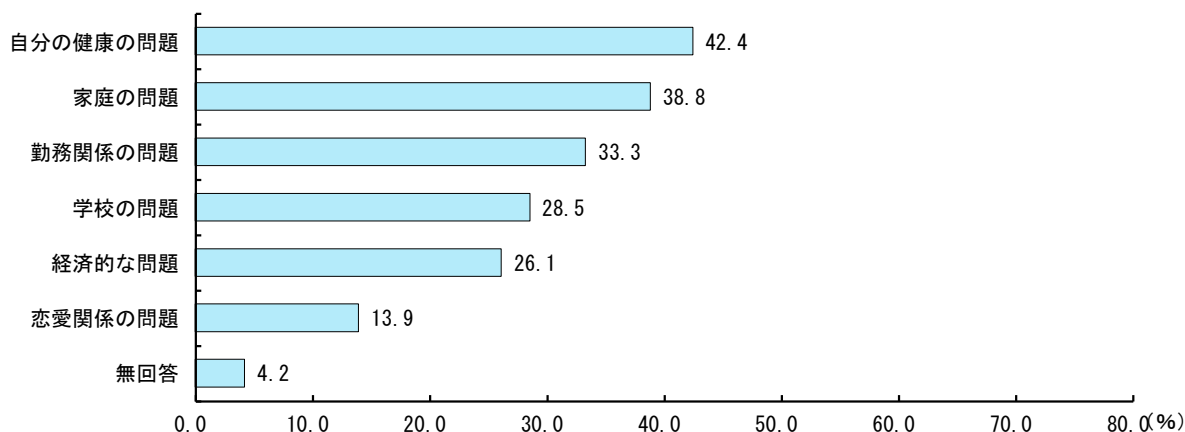
自殺を考えたことの有無（全体・性・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

自殺を考えた理由や原因

N=165



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

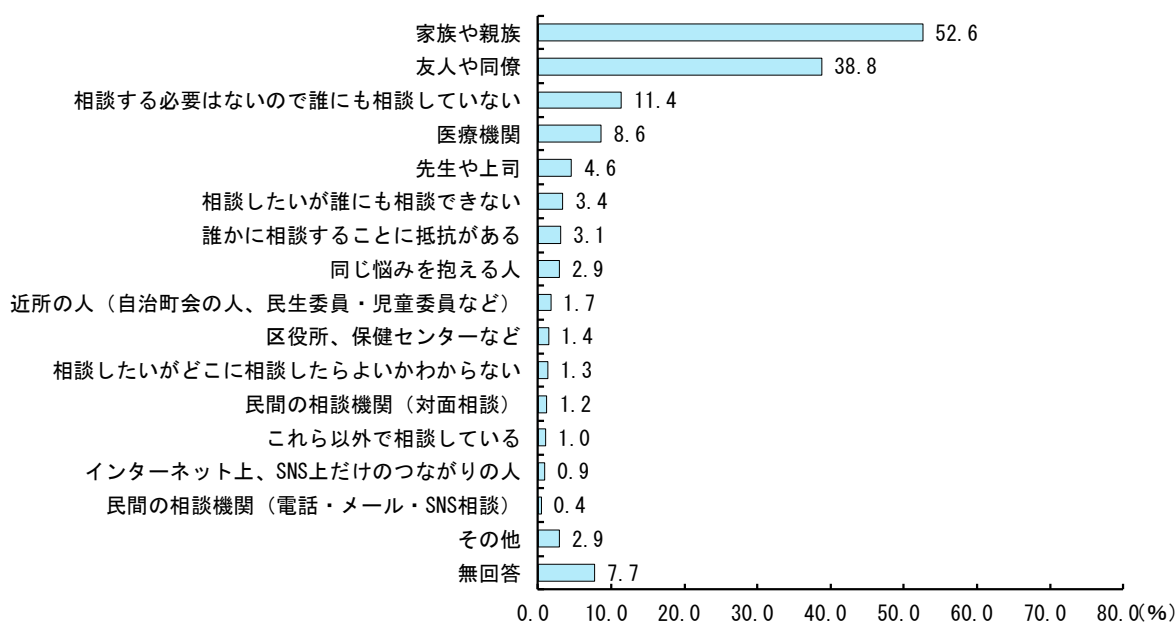
（７） 仮に自殺を考えた時、誰に相談したいと思うか

仮に自殺を考えた時、誰に相談したいと思うかについて、「家族や親族」が52.6%と最も高く、次いで「友人や同僚」が38.8%、「相談する必要はないので誰にも相談していない」が11.4%です。

性・年代別では、「家族や親族」は30歳代～60歳代女性で高い割合となっています。「友人や同僚」は若年層で高く、年代が上がるほど割合が低くなります。

自殺を考えた時誰に相談したいと思うか

N=991



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

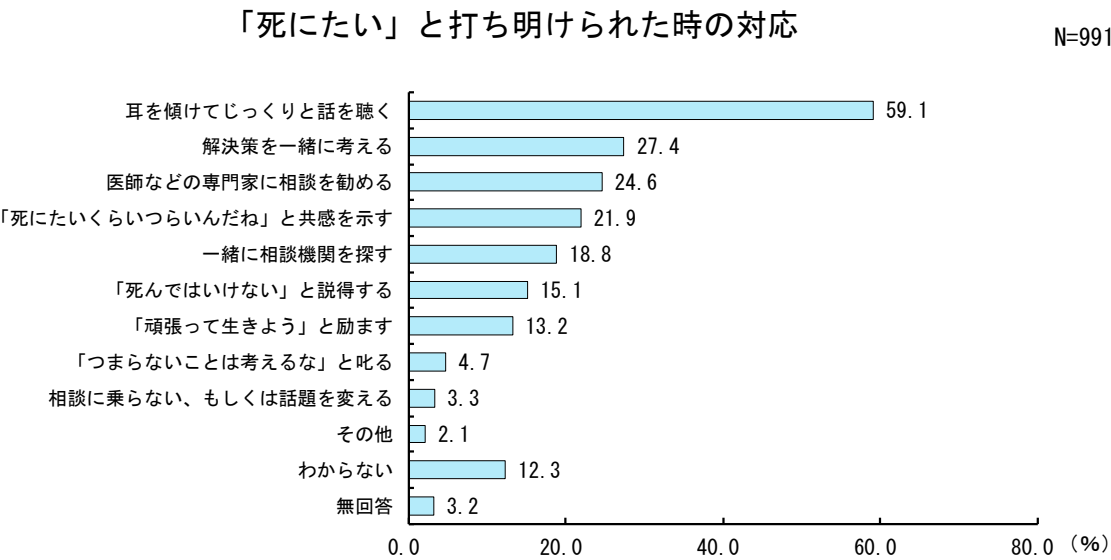
自殺を考えた時誰に相談したいと思うか（性・年代別）

区分		家族や親族	友人や同僚	先生や上司	近所の人（自治町会の人、民生委員・児童委員など）	医療機関	区役所、保健センターなど	民間の相談機関（対面相談）	民間の相談機関（電話・メール・SNS相談）	インターネット上、SNS上だけのつながりの人	同じ悩みを抱える人	これら以外で相談している	相談したいが誰にも相談できない	相談したいがどこに相談したらよいかわからない	誰かに相談することに抵抗がある	相談する必要はないので誰にも相談していない	その他	無回答
男性	18, 19歳（N=5）	60.0	60.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20.0
	20歳代（N=28）	57.1	50.0	3.6	—	7.1	—	—	—	3.6	7.1	—	—	3.6	3.6	17.9	3.6	—
	30歳代（N=42）	50.0	38.1	19.0	—	4.8	—	—	—	—	7.1	—	4.8	4.8	11.9	19.0	2.4	—
	40歳代（N=58）	48.3	39.7	12.1	1.7	8.6	—	—	—	—	1.7	1.7	5.2	1.7	—	17.2	3.4	—
	50歳代（N=82）	41.5	31.7	4.9	2.4	2.4	2.4	2.4	1.2	1.2	2.4	—	11.0	—	4.9	20.7	1.2	6.1
	60歳代（N=78）	46.2	17.9	1.3	—	10.3	2.6	—	—	—	1.3	—	2.6	2.6	2.6	23.1	3.8	5.1
	70歳以上（N=121）	42.1	19.8	—	3.3	9.9	—	2.5	—	—	1.7	0.8	1.7	3.3	—	11.6	4.1	23.1
女性	18, 19歳（N=2）	50.0	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20歳代（N=47）	57.4	70.2	10.6	—	2.1	—	2.1	—	8.5	2.1	2.1	—	—	8.5	10.6	—	—
	30歳代（N=55）	63.6	65.5	12.7	1.8	5.5	—	1.8	1.8	3.6	5.5	—	5.5	—	—	3.6	—	1.8
	40歳代（N=61）	68.9	52.5	9.8	1.6	13.1	1.6	—	1.6	—	3.3	—	—	—	3.3	6.6	4.9	1.6
	50歳代（N=101）	60.4	54.5	3.0	1.0	9.9	3.0	3.0	—	1.0	2.0	2.0	4.0	—	3.0	5.9	5.0	—
	60歳代（N=79）	60.8	43.0	1.3	2.5	8.9	—	—	—	—	5.1	2.5	2.5	3.8	3.8	5.1	5.1	3.8
	70歳以上（N=169）	49.7	28.4	1.2	1.8	13.6	3.0	1.2	0.6	—	2.4	1.8	3.0	—	1.2	9.5	2.4	14.2

出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

（8）「死にたい」と打ち明けられた時の対応

身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応は、「耳を傾けてじっくりと話を聴く」が59.1%と最も高く、次いで「解決策を一緒に考える」が27.4%です。



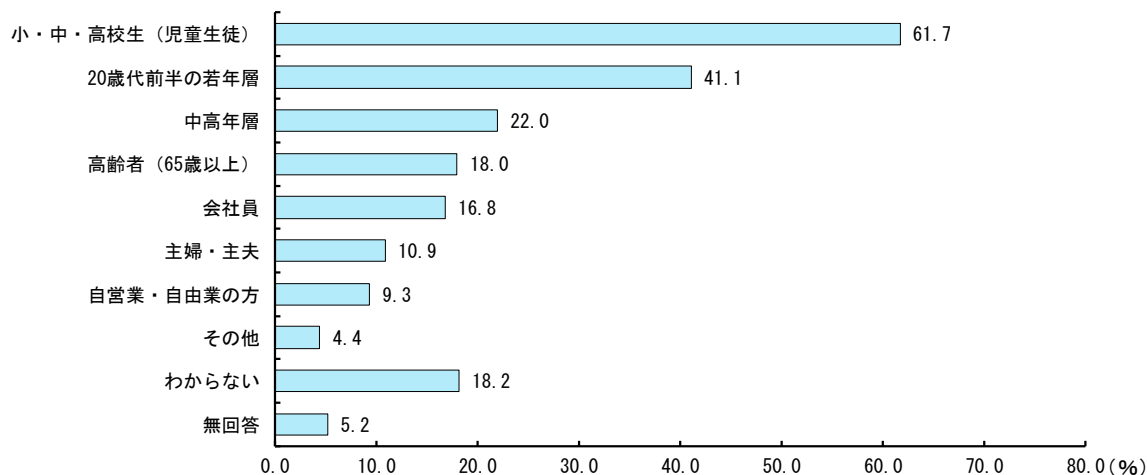
出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(9) 自殺防止対策を推進した方が良いと思う対象（年代等）

自殺防止対策を推進した方が良いと思う対象（年代等）は「小・中・高校生（児童生徒）」が61.7%と最も高く、次いで「20歳代前半の若年層」の割合が41.1%を占めます。

自殺防止対策を推進した方が良いと思う対象

N=991



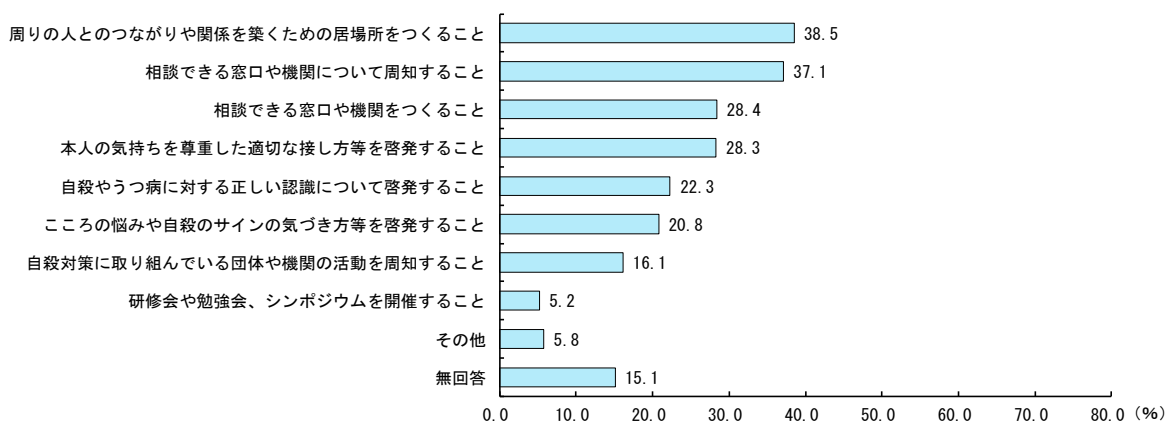
出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(10) 自殺対策の取組として有効と思うもの

自殺対策の取組として有効と思うものは、「周りの人とのつながりや関係を築くための居場所をつくること」が38.5%と最も高く、次いで「相談できる窓口や機関について周知すること」が37.1%です。

自殺対策の取組として有効と思うもの

N=991



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(11) 区の現状のまとめ

前出の各種データから、葛飾区の自殺を取り巻く現状について、以下の特徴が挙げられます。

- ① 毎年約 91.8 人の方が自殺で亡くなっています。(出典：「人口動態統計」)
- ② 自殺者数を年代別でみると、30 歳代～40 歳代の働く世代の男性が多い傾向となっています。
- ③ 自殺死亡率は国や東京都に比べ経年的に高く、特別区の中でも高い状況です。
- ④ 「自分の居場所がない」と『感じる』区民は、男性では 30 歳代、女性では 20 歳代で最も高くなっています。
- ⑤ 「自殺を考えたこと」が『ある』年代は、男性では 30 歳代～40 歳代、女性では 20 歳代～30 歳代で高くなっています。
- ⑥ 「自殺防止対策を推進した方が良いと思う対象（年代等）」は、「小・中・高校生（児童生徒）」の割合が 61.7%と最も高い状況です。

区の実施 【自殺対策関連事業】

葛飾区の自殺対策は次の 11 の分野で、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施します。各分野に関連する事業は表のとおりです。

- ① 区民一人一人の気付きと見守りを促す
- ② 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- ③ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- ④ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- ⑤ 社会全体の自殺リスクを低下させる
- ⑥ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- ⑦ 遺された人への支援を充実する
- ⑧ 民間団体との連携を強化する
- ⑨ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- ⑩ 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- ⑪ 女性の自殺対策を更に推進する

① 区民一人一人の気付きと見守りを促す

No.	事業名	事業内容	担当課
1	自殺予防週間の啓発活動	国の自殺予防週間や、都の自殺予防月間に合わせ、講演会やパネル展、区のホームページなどで周知を行います。9月と3月の自殺対策強化月間に、広報かつしかなどで自殺対策の紹介を行い、区民への周知・啓発を行います。	広報課 保健予防課
2	区広報媒体を利用した普及啓発	区ホームページで自殺対策専用のコーナーを設け、区民に情報提供を図ります。区ホームページには、気軽にこころの状態をチェックできる「こころの体温計」を利用できるようにしています。	広報課 保健予防課
3	各種講座や事業における普及啓発	人権に関する各種講座、配偶者暴力防止事業、消費者対策推進事業、高齢者虐待防止普及啓発事業、薬物乱用防止啓発事業、区民健康づくり支援事業、救命救急事業、エイズ・性感染症対策事業と連携し、啓発を行います。	人権推進課 産業経済課 高齢者支援課 地域保健課 保健予防課
4	相談窓口一覧リーフレットの配布	区民向けの相談窓口一覧を、区民事務所や図書館に設置するとともに、中学生にも相談窓口一覧を作成し、全員に配布し周知を図ります。	保健予防課
5	自殺対策講演会	自殺に関連の深い、うつ病、依存症、統合失調症などの精神疾患をテーマに、講演会を開催します。	保健予防課
6	精神保健講演会	区民がこころの健康に関心を持ち、精神的健康の保持増進ができるように、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発のための講演会などを開催します。	保健予防課 保健センター
7	依存症対策事業	依存症に関する精神保健講演会を継続するとともに、区ホームページや広報紙等による周知や、依存症啓発週間に関係部署とともに催しを行うなど、組織横断的に連携して取り組みます。	保健予防課
8	健康問題に関連するリーフレットの配布	健診の案内に、自殺との関連の深い飲酒や睡眠などの健康問題や相談窓口等の情報提供をすることで、自らの健康問題に気付き、適切に相談できるよう促します。	保健予防課 健康推進課
9	成人期のSOSの出し方に関する支援	自殺対策講演会や各種講座等で、困った時の相談に関する情報提供をします。また、健診の案内などで、相談窓口の情報提供をします。	保健予防課 健康推進課
10	高齢期の見守り体制の充実とSOSの出し方に関する支援	支援の必要な高齢者に、高齢者総合相談センター等が75歳到達者個別訪問などで支援を行います。また、高齢者向けの講習会等で各種相談に関する相談窓口の情報提供をします。	高齢者支援課
11	高齢者虐待防止普及啓発事業	高齢者虐待の未然防止・再発防止強化と見守りに関する普及啓発を行います。	高齢者支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
12	おでかけあんしん事業	認知症等の症状により徘徊のおそれのある高齢者の持ち物に、24時間対応のコールセンターの電話番号と登録番号を記載したおでかけあんしんシールを貼ることで、警察等に保護された際、身元の照会による早期帰宅につながります。また、当該高齢者による鉄道事故等に対し、損害賠償責任を補償する保険に加入し、家族の精神的・経済的負担の軽減を図ります。	高齢者支援課
13	地域包括支援センターの運営	もの忘れ相談会を実施し、医療・介護の連携により認知症高齢者を早期に発見し、早期の治療につなげるとともに、認知症カフェや認知症家族会を通し本人及び家族の支援を行います。	高齢者支援課
14	消費者対策推進事業	区民が自立した消費者として行動できるよう、消費者団体の活動支援、消費生活情報の提供、消費生活相談、消費者講座等により、消費者への教育・啓発を行います。	産業経済課

② 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

No.	事業名	事業内容	担当課
15	支援関係者や相談員への研修	身体障害者相談員、知的障害者相談員、介護支援専門員、高齢者総合相談センターや介護や障害者施設等の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、相談に対応する中で、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気付き役、つなぎ役を担えるようにしていきます。	くらしのまるごと相談課 高齢者支援課 障害福祉課 介護保険課 保健予防課
16	地域の関係者・団体等への研修	介護相談員や配食サービス事業者、理美容事業者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、高齢者とその家族が抱える問題等に気付くことができ、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気付き役、つなぎ役を担えるようにしていきます。	福祉管理課 高齢者支援課 生活衛生課 保健予防課
17	一般区民への研修	区民の方にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、身近な人が抱える問題等に気付くことができ、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気付き役、つなぎ役を担えるようにしていきます。	保健予防課
18	教職員向けゲートキーパー研修	教職員を対象としたゲートキーパー研修を実施し、児童・生徒の心の危機のサインに気付き、寄り添い、受け止めるなど、自殺を防ぐために必要な知識やスキルを身に付けていきます。	教育指導課 総合教育センター 教育支援課 保健予防課

③ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

No.	事業名	事業内容	担当課
19	高齢者クラブ助成	高齢者の健康づくり、生きがいを高める活動等に対する積極的な取組を推進します。	地域包括ケア担当課
20	難病患者会支援	難病患者・家族同士の交流、社会参加を促進するため、患者交流会を開催し、保健所職員等が療養や生活上の専門的な助言を行います。患者や家族が療養や介護の体験を語り合い（ピアカウンセリング）、地域におけるセルフヘルプ機能を醸成します。	保健予防課
21	精神障害者家族支援	精神障害者の家族同士がピアカウンセリング、ピアサポートを行い、支え合うことで、お互いが抱えている問題に気づき、必要な場合には支援につながります。	保健予防課
22	難病リハビリ教室	神経難病の方の集団リハビリを行うことで、心身機能や日常生活動作の維持を図ります。同じ疾病による悩みを持つ方々の交流が図られ、療養生活を継続する意欲を増進させます。	保健予防課 保健センター
23	グループ健康づくり支援	区民の健康づくり推進のため自主グループ活動の支援をします。	保健センター
24	子育てひろば事業	子育てひろばで、年齢に応じた遊びや親子の交流を図ることで、育児に関する不安感の解消を図ります。また、親同士の出会いと仲間づくりの場を提供するとともに、育児情報の提供や育児中の孤立感の防止を図ります。	子育て政策課 子育て施設支援課 子ども家庭支援課
25	子ども未来プラザの整備	子育て支援の拠点となる子ども未来プラザを整備し、妊娠期から成人するまでの全ての子どもとその家庭への支援に取り組むとともに、配慮を必要とする子どもや保護者への支援を充実させます。また、今後整備を予定する子ども未来プラザでは、子ども食堂などの地域の子育て団体が活動できる設備も備えることで、地域の子育て力の更なる向上を図ります。	子育て政策課 保育課
26	かつしか教室	知的障害者への社会教育の機会を提供することにより、仲間づくりと社会参加を支援します。	生涯学習課
27	青少年対象講座等	青少年が、学校外において、異なる年代の子どもたちと交流・活動することで、社会性を学ぶとともに、創造力や自己表現力などを育むことができます。	生涯学習課
28	家族等介護支援事業	高齢者を支えている介護者に休息や息抜きの時間を提供するため、介護サービスを利用していない高齢者に「通い」や「泊まり」の介護サービスを提供します。	高齢者支援課
29	保育園運営	保育園等に通園する子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を確保します。 また、保護者や家庭の状況の把握に努めます。	子育て施設支援課 保育課

④ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

No.	事業名	事業内容	担当課
30	健康医療推進協議会	保健医療問題や望ましい地域医療、地域保健の在り方などについて協議する中で、自殺対策に関する取組を報告していくことで、自殺対策との連動性を高め、より広い情報の周知や課題共有の場とします。	地域保健課
31	地域医療連携協議会	医療機関の相互の連携について検討する中で、自殺実態に関する情報等も共有し、地域の関係者が気付きの重要性や取組等を知ってもらうことで、自殺対策について理解を深める機会とします。	地域保健課
32	在宅医療の推進	区民が心身の健康維持を図り、疾病を抱えても住み慣れた地域で生活をしていくことができるよう、医療機関や介護サービス事業所などの関係機関が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を整備します。 関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、「生きることの包括的支援」に対し、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげます。	地域保健課
33	精神保健福祉包括ケア推進協議会	精神障害者やその家族に対する支援に関する課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、精神保健福祉対策の在り方について協議します。精神障害者の「生きることの包括的支援」につなげます。	保健予防課
34	難病対策地域協議会	難病患者及びその家族に対する支援に関する課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ります。難病対策の在り方について協議し、難病患者の「生きることの包括的支援」につなげます。	保健予防課
35	精神保健相談	精神保健に関する専門医による相談を行い、精神疾患を早期に発見し、適切必要な医療や福祉サービスにつなぎます。	保健予防課 保健センター
36	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などの制度を活用し、自立の促進を図り、本人が安心して暮らせるよう支援します。	くらしのまると相談課
37	生活保護	「生活保護法」に基づき、生活に困窮する世帯について、訪問調査や来所面接を通じて生活実態を把握します。病気や社会的不適応といった心身の課題や、単身であることによる社会的課題を早期に察知し、深刻な状況に陥ることを予防するとともに関係機関につなげる支援を行います。	西生活課 東生活課
38	中国残留邦人等支援	言葉や文化の違いなどから、孤独感や不安を抱えやすいハイリスク部分があり、それを緩和や早期に察知する予防的効果を相談によって担うことにより、関係機関につなげる支援を行います。	東生活課

No.	事業名	事業内容	担当課
39	ひとり親家庭自立支援（給付金）	ひとり親家庭の母又は父の経済的自立・安定に向けて、就職に有利な資格取得のための給付を行います。 （関連事業「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」）	子育て応援課
40	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の父母や養育者、18歳の年度末までの児童（障害がある場合は20歳未満）が医療機関などで診療や調剤を受けた場合、健康保険が適用される医療費の自己負担分の一部又は全部を助成します。	子育て応援課
41	ひとり親家庭への資金の貸付け	母子及び父子家庭の母又は父とその子が、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金の貸付けを行います。 （関連事業：「母子及び父子福祉資金貸付け」） また、火災・疾病・生活費の困窮などの理由により応急的に資金が必要な場合で他からの借受けが困難な場合にも貸付けを行います。 （関連事業：「母子及び父子福祉応急小口資金貸付け」）	子育て応援課
42	入院助産	経済的に困窮する妊産婦が入院による出産ができない時に、指定助産施設での入院・分娩費用を補助します。出産費用に関する相談を通じて、必要機関と連携して支援を行っていく契機とします。	子育て応援課
43	児童を対象とした手当の支給	児童扶養手当や児童育成手当を支給することにより、ひとり親家庭や障害を持った児童や、重度の障害を持った父又は母がいる世帯の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。 （関連事業：「児童扶養手当の支給」「児童育成手当の支給」）	子育て応援課
44	精神科入院患者の退院後支援	医療保護入院、精神障害者措置入院、医療観察制度等で入院している精神障害者に対して、入院中から退院に向けての支援や在宅療養支援を行います。	保健予防課 保健センター
45	くらしのまると相談事業	年齢や収入、障害の有無などに関わらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位でまると受け止め、寄り添いながら支援を行うことで、課題の解決につなげます。	くらしのまると相談課
46	ひとり親家庭自立支援（就労支援）	ひとり親家庭の母又は父の経済的な自立を促進するために、就労専門相談員が就職・転職・職業訓練などの就業支援を実施します。	子育て応援課

⑤ 社会全体の自殺リスクを低下させる

No.	事業名	事業内容	担当課
47	児童・生徒の SOS の出し方に関する教育	児童・生徒が不安や悩みを抱えた時に、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さについて、各学校において「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。	総合教育センター 教育支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
48	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	高齢者虐待の防止に関わる関係機関の代表者による協議体として、虐待防止に向けた各種施策の普及啓発を図るとともに、関係機関の職員による多職種相互連携を強化します。	高齢者支援課
49	かつしかあんしんネット情報登録	ひとり暮らし高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。 緊急の放置できない事態が発生した時に、あらかじめ区・高齢者総合相談センター・民生委員に登録してある緊急連絡先情報を警察・消防等に提供し、迅速な対応を図れるようにします。	高齢者支援課
50	地域包括支援センター運営委託	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者総合相談センターが心身の健康の保持及び生活の自立のために必要な援助を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。 社会的孤立のおそれのある方や認知症の方などを早期に発見し早期支援に努めるとともに、高齢者を地域で見守るために、関係機関との連携を強化します。	高齢者支援課
51	区民相談事務	区民が日常の生活で直面する諸問題に対し各種の相談事業を実施する中で、区政相談員が相談内容を正確に把握し、関連する相談部署や関係機関につなぎます。	すぐやる課
52	すぐやる活動	どこに相談したら良いか、どの窓口に行けばいいのかわからない相談者に対し、相談内容を正確に把握し、区民の困りごとの早期解決を図るため、関係各課及び関連する相談部署や関係機関につなぎます。	すぐやる課
53	相談事業（女性の自立支援等）	女性が抱える夫婦や子ども、家庭のことなどの様々な悩みや問題にカウンセラーや弁護士が相談に応じます。 また、人権に関する悩みや問題の解決・軽減を図るため相談を行います。	人権推進課
54	外国人生活相談	相談員が在区外国人からの日常生活全般、各種手続や制度についての相談に応じ、適切な助言を行います。相談員が適切な機関につなぐ等、気付き役としての役割を担います。	文化国際課
55	民生委員関係事務	地域福祉の担い手である民生委員が、地域で主体的活動を行い、地域の最初の窓口として地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談機関につなぎます。	福祉管理課
56	成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、成年後見制度やその他の支援事業につなげ、本人が安心して生活できるようにします。	福祉管理課 高齢者支援課 障害福祉課 保健予防課
57	精神障害者家族支援	(No. 21 参照)	保健予防課
58	女性相談	問題や悩みを抱える女性からの相談を、面接又は電話により受け付けます。相談に対し、適切な助言・情報提供を行い、各種援助が的確に実施されるよう、関係機関との連絡・調整役を担います。	西生活課 東生活課

No.	事業名	事業内容	担当課
59	健康相談窓口（健康ホットラインかつしか）	区民からの心身の健康や疾病等に関する電話相談を受ける中で、自殺願望、自殺企図のある相談者の電話を受けた際には、保健センターに引き継ぎます。	地域保健課
60	患者相談窓口の運営	医療の安全を確保するために、医療に関する苦情や相談を受け、患者や住民が医療に関する問題を自ら解決するための助言を行い、患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援します。	生活衛生課
61	難病等で在宅療養されている家庭への訪問看護	進行性の難病の方や在宅で人工呼吸器を使用しながら療養している難病の方、重症心身障害児（者）の家庭を保健師や看護師等が訪問し、健康管理や看護技術、療育に関する相談を行うことで、在宅療養が適切に行えるよう支援します。	保健予防課 保健センター
62	結核患者の治療成功率向上事業	結核患者が治療を中断することなく、必要な期間適正な医療を受け治癒することを目的に支援します。特に、糖尿病など合併症のある方や治療中断者の経験を持つ方の支援を強化し、治療を中断させないようにします。	保健予防課
63	保健師による家庭訪問・面接、電話などの相談	健康の保持・増進や病気の予防・早期発見・治療の継続支援等、健康管理について、家庭訪問等を行い、困難を抱えている方の健康や生活の問題の解決を図ります。	保健予防課 保健センター
64	ゆりかご葛飾の推進	妊娠届出時のゆりかご面接から就学前までの母子とその家族の心身の健康を支え、誰もが安心して子育てできるよう必要な予防的支援や子育てを孤立させない地域づくりを進めます。妊産婦の伴走型支援や乳幼児健診、プレコンセプションケアの視点を取り入れた産前産後の様々な保健事業の充実を図り、健康の保持増進を進めます。	保健センター 子育て政策課 子ども家庭支援課
65	子ども未来プラザの整備	(No. 25 参照)	子育て政策課 保育課
66	産後ケア事業の充実	出産後1年未満の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い産後も安心して子育てができるよう支援を行います。	保健センター 子ども家庭支援課
67	ひとり親家庭への相談支援	様々な問題や悩みを抱えるひとり親家庭の方の子育て・生活支援、経済的支援、就労専門相談員による就労相談などの相談支援を行います。支援や助言により、子どもが健やかに育ち、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるようにします。 (関連事業:「ひとり親家庭相談」・「ひとり親家庭自立支援(就労支援)」)	子育て応援課
68	私立母子生活支援施設措置	施設入所中は母子の自立促進を図るための就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談・助言・指導、また児童への学習や遊びの指導等を行います。施設退所後は地域で経済的に自立し、安定した生活が送れるようになることを目的としています。	子育て応援課

No.	事業名	事業内容	担当課
69	発達相談事業	子どもの発達などに悩む保護者に対する相談体制を充実させるとともに、区内の幼稚園・保育園等職員に対し、子どもの発達の視点による助言を行い、保育のスキルアップを図ります。また、5歳になる子を持つ保護者へアンケート調査を通じ、発達に課題のある子どもの早期発見・支援を行います。	子ども家庭支援課
70	母子保健指導事業	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子のこころの相談室等の相談事業を通して、親と子の心身の健康を支えます。	保健センター 子ども家庭支援課
71	児童虐待対策事業	関係機関が連携して、子どもと家庭に関する課題の早期発見・早期対応に取り組みます。また、育児不安や孤独感などに悩む保護者に対する相談体制を充実させることにより、児童虐待などの深刻な事態を未然に防ぎます。	児童相談課 子ども家庭支援課
72	若者支援体制の整備 (若者相談窓口)	長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態などにある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、相談窓口において、本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。	子育て政策課
73	公園維持管理	区民に憩いと安らぎを提供し安全で安心して利用でき、地域環境の向上や児童の育成・成長に寄与するための管理運営を適切に行います。巡回等を行う場合、声掛けをして必要な方には支援につなげます。	公園課
74	児童遊園維持管理	区民に憩いと安らぎを提供し安全で安心して利用でき、地域環境の向上や児童の育成・成長に寄与するための管理運営を適切に行います。巡回等を行う場合、声掛けをして必要な方には支援につなげます。	公園課
75	スクールソーシャルワーカー派遣事業	様々な困難を抱える児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークを活用する等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校とともに児童・生徒の支援を行います。	総合教育センター 教育支援課
76	スクールカウンセラーの配置	不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者への支援を行います。	総合教育センター 教育支援課
77	教育相談	学校・家庭生活での悩みごとや子どもの性格・行動・発達などの心配ごとについて、心理専門員や教職経験者等が相談に応じています。	総合教育センター 教育支援課
78	ふれあいスクール明石運営	心理的な要因等により、登校できない児童・生徒に対して、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による相談等を行い、社会的自立に向けた支援を行います。	総合教育センター 教育支援課
79	介護相談員事業	介護相談員が、介護保険サービス提供事業所を定期的に訪問し、利用者の相談に応じるとともに、利用者の不安や悩み等を事業所に伝える橋渡し役として活動を行います。	福祉管理課

No.	事業名	事業内容	担当課
80	配食サービス事業 (高齢者)	食事の準備等が難しい高齢者の自宅にお弁当を配達することで、高齢者の見守り及び健康支援を行います。	高齢者支援課
81	ファミリーサポート センター運営委託	子育て援助を受けたい方が、必要な時に、必要な援助を受けられるようにします。	子育て応援課
82	母子健康診査事業	妊婦及び乳幼児の健康診査を行うことにより、健康管理、疾病の早期発見に努め、母子の健康障害を予防します。 多くの親と子に会える健康診査の機会を利用し、保護者の育児不安の解消や孤立感の軽減に努めます。また、支援の必要な親と子については関係機関と連携し、継続的に支援します。	保健センター 子ども家庭支援課

⑥ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

No.	事業名	事業内容	担当課
83	救急医療機関と連携した自殺未遂者支援	区内救急医療機関と連携し、自殺未遂者に対して生きるための支援を行います。	保健予防課 保健センター
84	警察、消防、交通機関と連携した自殺未遂者支援	警察、消防、交通機関と連携して、自殺未遂者に対して支援を行います。	保健予防課 保健センター

⑦ 遺された人への支援を充実する

No.	事業名	事業内容	担当課
85	自死遺族等の相談支援	自死遺族等の各種相談先や支援に関する情報を区ホームページに掲載するとともに、適切な窓口につなぐなどの支援を行います。 また、保健センターにおいて、保健師が自死遺族の悩みや不安について相談を受け、支援につなぎます。	保健予防課 保健センター

⑧ 民間団体との連携を強化する

No.	事業名	事業内容	担当課
86	子ども・若者活動団体支援	社会生活を営む上で、様々な困難を有する区内の子ども・若者を対象に支援を行う地域活動団体に対し、支援に必要な経費の一部を助成することにより活動を支援します。また、地域活動団体との連携を深めるため、連絡会議を開催し、子ども・若者の適切な支援につなげます。	子育て政策課

⑨ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

No.	事業名	事業内容	担当課
87	子ども・若者支援地域協議会	「子ども・若者育成支援推進法」第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため協議会を設置し、子ども・若者に対する支援の情報交換及び連絡調整や連携及び協力体制の整備を行います。	子育て政策課
88	子ども未来プラザの整備	(No. 25 参照)	子育て政策課 保育課
89	若者支援体制の整備 (若者相談窓口)	(No. 72 参照)	子育て政策課
90	子ども・若者活動団体支援	(No. 86 参照)	子育て政策課
91	かつしか子ども応援事業	家庭の経済状況や養育環境等、様々な事情を有する子どもが、家庭や学校以外で安心して過ごすことができる場を提供します。また、保護者の子育ての悩み・不安に応じる養育支援や、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や就学支援等を行います。	子育て政策課
92	公園維持管理	(No. 73 参照)	公園課
93	児童遊園維持管理	(No. 74 参照)	公園課
94	スクールソーシャルワーカー派遣事業	(No. 75 参照)	総合教育センター 教育支援課
95	スクールカウンセラーの配置	(No. 76 参照)	総合教育センター 教育支援課
96	教育相談	(No. 77 参照)	総合教育センター 教育支援課
97	ふれあいスクール明石運営	(No. 78 参照)	総合教育センター 教育支援課
98	青少年対象講座等	(No. 27 参照)	生涯学習課
99	児童・生徒の SOS の出し方に関する教育	(No. 47 参照)	総合教育センター 教育支援課
100	養育費受け取り支援	子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されずに安定した生活を送ることを目的とし、子どもを現に養育しているひとり親の母又は父に対し、養育費の取り決めに要した費用を助成します。	子育て応援課

⑩ 勤務問題による自殺対策を更に推進する

No.	事業名	事業内容	担当課
101	成人期の SOS の出し方に関する支援	(No. 9 参照)	保健予防課 健康推進課
102	雇用・就労促進事業	就職支援セミナーや合同就職面接会を開催し、地域雇用・就労を支援します。 新規雇用への奨励金の支給により新規雇用の創出及び雇用の安定化を図ります。	産業経済課
103	労働関連講習会	労務管理や就業規則・従業員メンタルヘルスケア等、会社経営に欠かせない事柄をテーマにした講習会を開催することで、健全な企業を育成するとともに働きやすい職場づくりを推進します。	産業経済課
104	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を普及啓発することで、区民・企業が働き方を変えていくことを推進します。	人権推進課

⑪ 女性の自殺対策を更に推進する

No.	事業名	事業内容	担当課
105	相談事業（女性の自立支援等）	(No. 53 参照)	人権推進課
106	女性相談	(No. 58 参照)	西生活課 東生活課
107	ゆりかご葛飾の推進	(No. 64 参照)	保健センター 子育て政策課 子ども家庭支援課
108	産後ケア事業の充実	(No. 66 参照)	保健センター 子ども家庭支援課
109	私立母子生活支援施設措置	(No. 68 参照)	子育て応援課
110	母子保健指導事業	(No. 70 参照)	保健センター 子ども家庭支援課
111	入院助産	(No. 42 参照)	子育て応援課
112	母子健康診査事業	(No. 82 参照)	保健センター 子ども家庭支援課

基本施策 6 障害や疾病に応じた療養支援



障害や難病、公害など一人一人の障害や疾病に応じた療養支援を行います。

とりわけ精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、近年増加傾向にあります。精神障害のある方が、住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の実現を目指します。また、措置入院等で入院した精神障害のある方や長期入院患者が退院後、医療を継続し、住み慣れた地域で生活するための仕組みづくりが課題になっています。

このため、措置入院等で入院した精神障害のある方や精神科長期入院患者が退院して自分らしい生活を送るために、地域における支援体制を構築するとともに、退院に向けた支援を行います。さらに、関係団体や区民などで構成する精神保健福祉包括ケア推進協議会において、葛飾区の特性に見合ったシステムを構築していくための方策を検討します。

また、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく被認定者や「東京都大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づく認定患者数は、共に減少傾向にありますが、引き続き、区民に対する正しいぜん息の知識や、新しいぜん息の治療法などを伝える教室の開催やぜん息に罹患している児童・生徒に対して、ぜん息水泳教室などの症状改善事業の充実を図っていきます。

施策目標

障害や疾病に応じた相談や在宅療養支援を行います。

指標

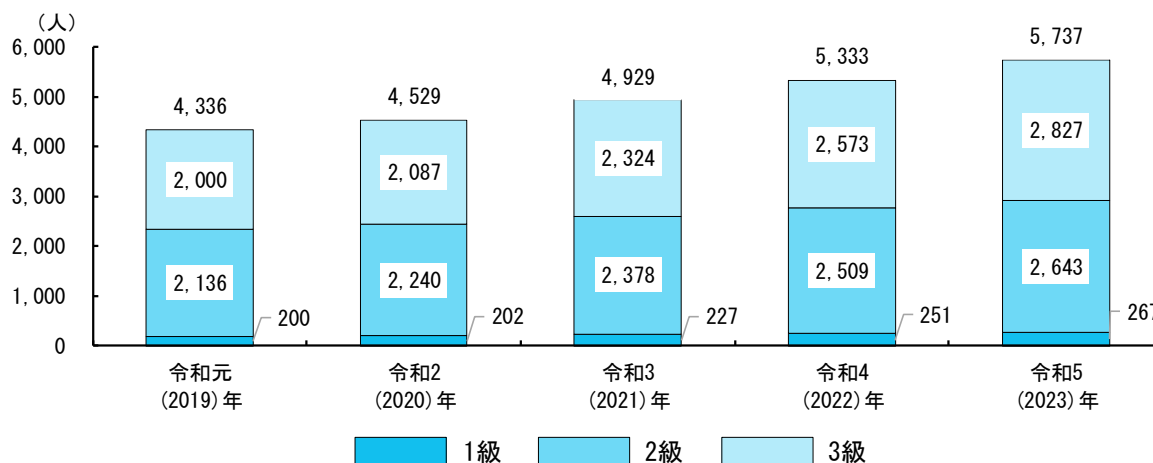
指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和 12 (2030) 年度	指標の 方向
精神科の長期入院患者数	地域精神保健医療福祉 社会資源分析データベ ース（厚生労働省）	270 人	218 人	減らす
在宅人工呼吸器使用者の 災害時個別支援計画作成 者数	—	34 人	60 人	増やす

1 現状と課題

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。精神障害のある方が住み慣れた地域で過ごせる体制づくりが必要です。

精神障害者保健福祉手帳所持者

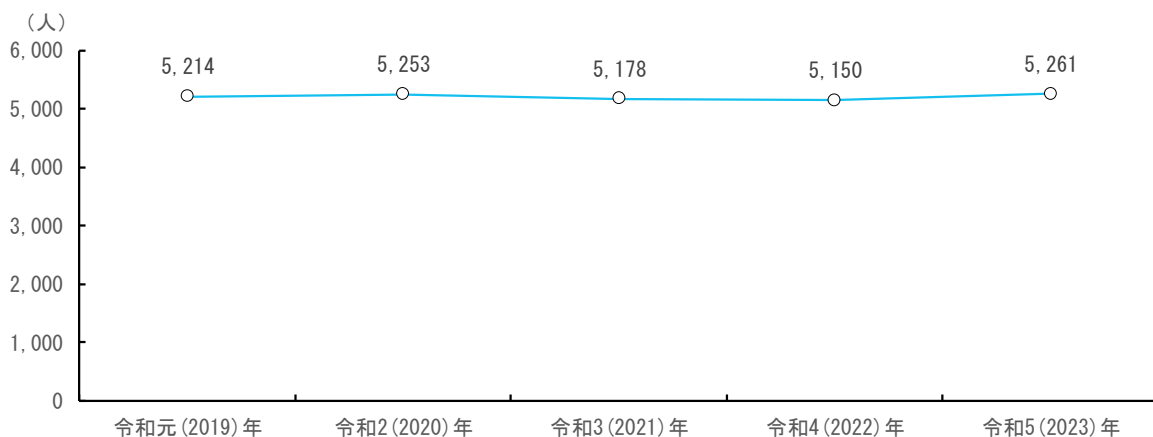


出典：葛飾区「庁内資料」(各年4月1日現在)

(2) 難病認定患者数

難病認定患者数の推移は、令和2（2020）年以降減少したものの、令和5（2023）年に上昇し5,261人となっています。

難病認定患者数

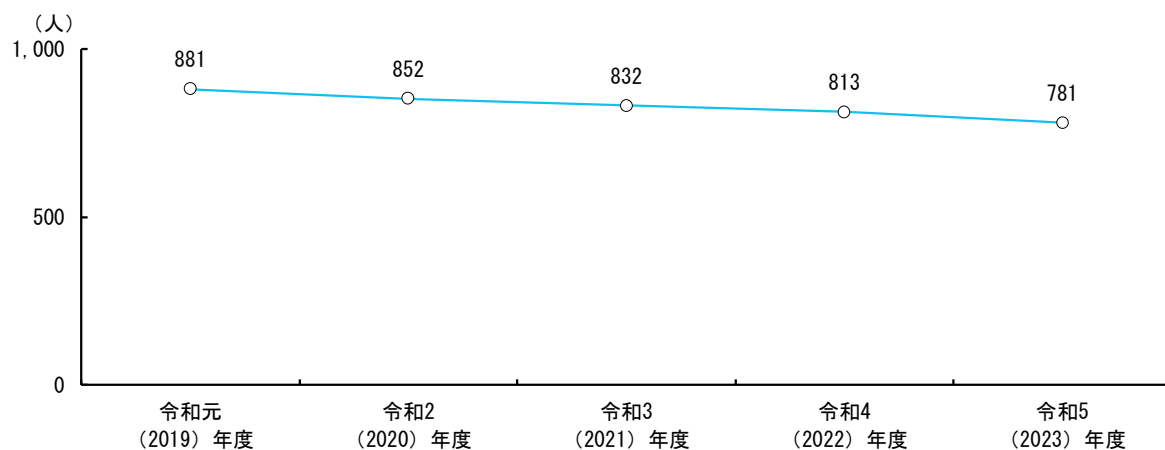


出典：葛飾区「庁内資料」

(3) 公害健康被害認定患者数の推移

「公害健康被害の補償等に関する法律」の施行による第一種地域の指定解除が行われ、昭和 63（1988）年 3 月 1 日以降、被認定者の新規認定はなくなりました。それ以前に認定されていた被認定者には、引き続き補償給付が支給されています。

公害健康被害認定患者数の推移

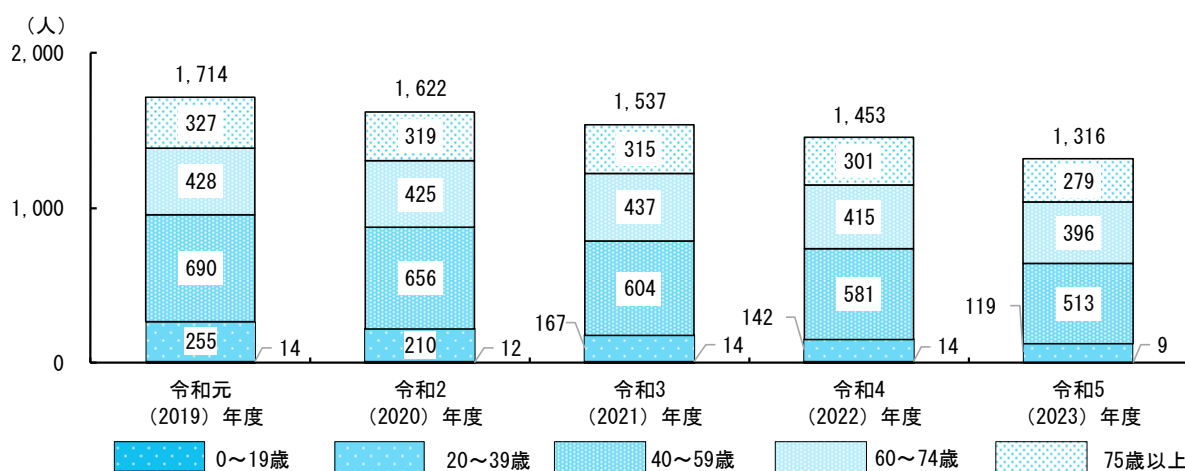


出典：葛飾区「庁内資料」

(4) 大気汚染障害者医療費助成認定患者の推移

大気汚染障害者医療費助成認定患者はどの年代においても減少傾向にあり、令和 5（2023）年度では全体で 1,316 人となっています。

大気汚染障害者医療費助成認定患者の推移

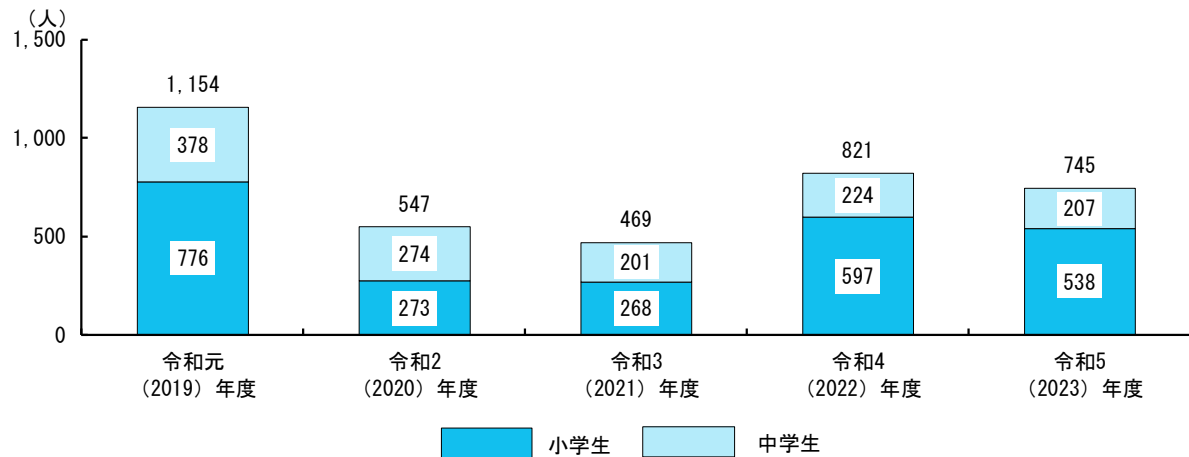


出典：葛飾区「庁内資料」

（５） 小学校・中学校のぜん息罹患者数

定期健康診断における区立小・中学校のぜん息罹患者数は減少傾向にありましたが、小学校、中学校ともに令和3（2021）年度を境に増加傾向に転じています。

小学校・中学校のぜん息罹患者数の推移



出典：葛飾区「庁内資料」

2 区の取組



取組の方向性

- 精神障害のある方が住み慣れた地域で生活を送ることができる体制を整備します。
- 難病患者に対する医療や在宅療養について相談支援を行います。
- 難病患者を支援する関係機関等が連携し、支援体制の強化を図ります。
- ぜん息に関する正しい知識の普及やぜん息の予防・改善に取り組みます。

重点事業

精神保健福祉包括ケアの推進

(保健予防課、保健センター)

①措置入院患者等の退院支援

措置入院患者等に、国が示す精神障害者の退院支援に関するガイドラインに基づき、退院後支援計画を作成し、退院支援を行います。また、精神科長期入院患者が退院して地域での生活を送るために、地域における支援体制を構築します。

②精神保健福祉包括ケア推進協議会の運営

葛飾区における地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、区の精神保健福祉の課題について協議します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
精神保健福祉包括ケア 推進協議会	運営	運営	運営	運営	運営	運営	運営	継続実施

難病対策地域協議会の運営

(保健予防課)

- ・ 難病患者及びその家族に対する支援に関する課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、難病対策の在り方について協議します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
難病対策地域協議会	運営	運営	運営	運営	運営	運営	運営	継続実施

実施事業

事業名	事業内容	担当課
自立支援給付	「障害者総合支援法」に基づく、障害者の自立支援給付制度（障害福祉サービス）の周知や障害支援区分認定及びサービスの支給決定を行います。	障害福祉課 保健予防課
自立支援医療	「障害者総合支援法」に基づき、障害者の医療費の一部を助成します。	障害福祉課 保健予防課
日常生活用具給付	日常生活用具の給付により、障害者の日常生活を支援します。	障害福祉課 保健予防課
移動支援事業	「障害者総合支援法」に基づき、障害者に対し地域活動支援事業に係るサービスを提供します。	障害福祉課 保健予防課
難病患者等訪問相談・指導	難病患者等で療養指導が必要な方に対し、保健師などがその家庭を訪問して、健康問題を総合的に把握し、相談支援を行います。	保健予防課 保健センター
難病医療相談	神経系難病専門医師による総合的な医療相談を実施することにより、相談者の的確な診断と治療の方向付けを行います。	保健予防課
難病等医療費助成	難病医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成制度の周知や受付を行います。	保健予防課
難病患者等福祉手当	難病患者に対して、難病患者福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	保健予防課
在宅難病患者一時入院	難病患者の家族などの介護者が、自身の病気や事故等の理由によって一時的に介護ができなくなった場合に、指定の医療機関への一時入院を行います。	保健予防課 保健センター
在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画作成	在宅で人工呼吸器を利用している区民の方を対象に、日頃から準備すべきこと、緊急時の対応などをまとめた災害時個別支援計画の作成を行います。	保健予防課 障害福祉課
在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護	在宅で人工呼吸器を使用しながら療養している難病患者に対し、1日複数回、訪問看護ステーション等の看護師などが訪問看護を行います。	保健予防課 保健センター
医療的ケア児への支援の促進	(4-1 在宅医療の推進参照)	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課 保育課 総合教育センター 教育支援課
難病リハビリ教室	パーキンソン病などの神経難病の方に対して、心身の機能の維持回復に必要な機能訓練を実施します。	保健予防課 保健センター
難病患者会支援	パーキンソン病などの患者・家族が長期療養する上で、支えの場となる患者会の利用を促進し、情報提供・交換の場や機会を提供します。	保健予防課
人工呼吸器を使用する在宅患者支援体制の整備	難病や障害等により在宅で人工呼吸器を使用している方に対し、停電時等に必要となる電源を確保し供給します。	地域保健課

事業名	事業内容	担当課
施設通所者健康診査事業	区内の障害者施設の通所者が、適切な健康診査を受診することにより、健康的な生活をするができるようになります。	健康推進課
障害児・者歯科診療	(2-6 歯と口の健康づくり参照)	健康推進課
音楽訓練教室	音楽療法士がぜん息児に歌や踊り、楽器の使用などの指導を通して腹式呼吸を習得させます。保護者にも、腹式呼吸の方法や効果を説明し、家庭でも取り組むことができますようにします。	地域保健課
ぜん息教室	ぜん息に関する正しい知識を普及し、発作時等における症状の軽減を図ります。	地域保健課
ぜん息児水泳教室	水泳をすることによりぜん息の症状の改善につなげていきます。水泳以外にも定期的に運動を続けるなど継続した体力づくりにつなげます。	地域保健課
公害認定患者インフルエンザ予防接種費支給	インフルエンザに罹患することにより、ぜん息などの症状が悪化しないよう、インフルエンザ予防接種の自己負担金を助成します。	地域保健課
公害認定患者家族療養指導事業	保健師が電話や訪問をすることで近況を把握し、療養に必要な助言・指導を行います。	地域保健課 保健センター

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 障害、難病、ぜん息などに対する正しい知識を持ちましょう。
- 医療機関や相談機関から正しい情報を得て、医療・福祉のサービスを適切に利用しましょう。



関係機関・団体等の取組

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局として、障害や疾病に応じた療養を支援します。
- 障害、難病、ぜん息患者の在宅療養を支援するため、関係機関との連携を図ります。

基本目標2 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の定着

基本施策1 がんの予防と早期発見



がんは、日本人の約2人に1人が生涯のうちに罹患するとされ、葛飾区においては、死亡原因の第1位であり、死亡率（年齢調整死亡率）は国より高くなっています。

がんによる早すぎる死を防ぐためには、がんになることを予防することと、がんにかかっても早期発見・治療することが重要です。

がんの予防には、喫煙、食事や運動などの生活習慣、ウイルスや細菌の感染が関わるため、これらの改善や正しい知識について、積極的に情報提供を行うことが重要です。

また、がんによる死亡の減少を目指し、生涯にわたって生活の質を向上させるために、科学的根拠に基づくがん検診をより区民が利用しやすい方法で実施することなどにより、受診率の向上を図ります。同時に、検診の結果、必要となった精密検査の受診につなげるなど、がんの早期発見・治療に向けた質の高い検診の実施を進めていきます。さらに、がん患者の支援といった対策にも取り組んでいきます。

施策目標

科学的根拠に基づくがん検診を実施します。

がん検診の精度管理向上に取り組みます。

がんの予防に関する正しい知識を普及し、必要な情報を提供します。



指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和 12 (2030) 年度	指標の 方向
胃がん検診受診率	受診者数／対象者数 × 100	12.0%	14.7%	上げる
肺がん検診受診率	受診者数／対象者数 × 100	39.4%	43.6%	上げる
大腸がん検診受診率	受診者数／対象者数 × 100	20.6%	25.8%	上げる
子宮頸がん検診受診率	受診者数／対象者数 × 100	22.9%	31.2%	上げる
乳がん検診受診率	受診者数／対象者数 × 100	17.6%	27.1%	上げる
胃がん検診（内視鏡検査） 精検受診率	精検受診者／要精検者 数 × 100	100.0%	100.0%	現状維持
肺がん検診精検受診率	精検受診者／要精検者 数 × 100	79.7%	90.0%	上げる
大腸がん検診精検受診率	精検受診者／要精検者 数 × 100	64.4%	90.0%	上げる
子宮頸がん検診精検受診率	精検受診者／要精検者 数 × 100	72.1%	90.0%	上げる
乳がん検診精検受診率	精検受診者／要精検者 数 × 100	93.5%	95.0%	上げる

※ 葛飾区で実施しているがん検診の受診率、精密検査の受診率を表したものです。



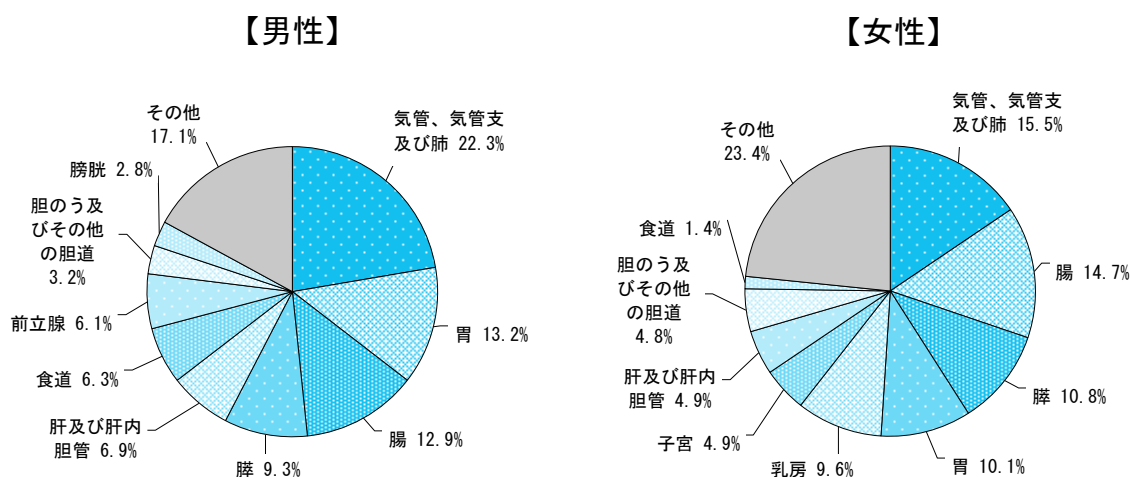
1 現状と課題

（１） がんによる死亡の状況

令和5（2023）年の死因の中で悪性新生物（がん）は最も多い死因で、その割合は25.9%にのぼります。（17 ページ参照）

部位別死亡者の割合は、男女ともに「気管、気管支及び肺」が最も高く、男性で22.3%、女性で15.5%となっています。次いで、男性では「胃」が13.2%、「腸」が12.9%、女性では「腸」が14.7%、「膵」が10.8%となっています。性別でがんになりやすい部位に違いがあります。

悪性新生物（がん）の部位別死亡者の割合（性別）

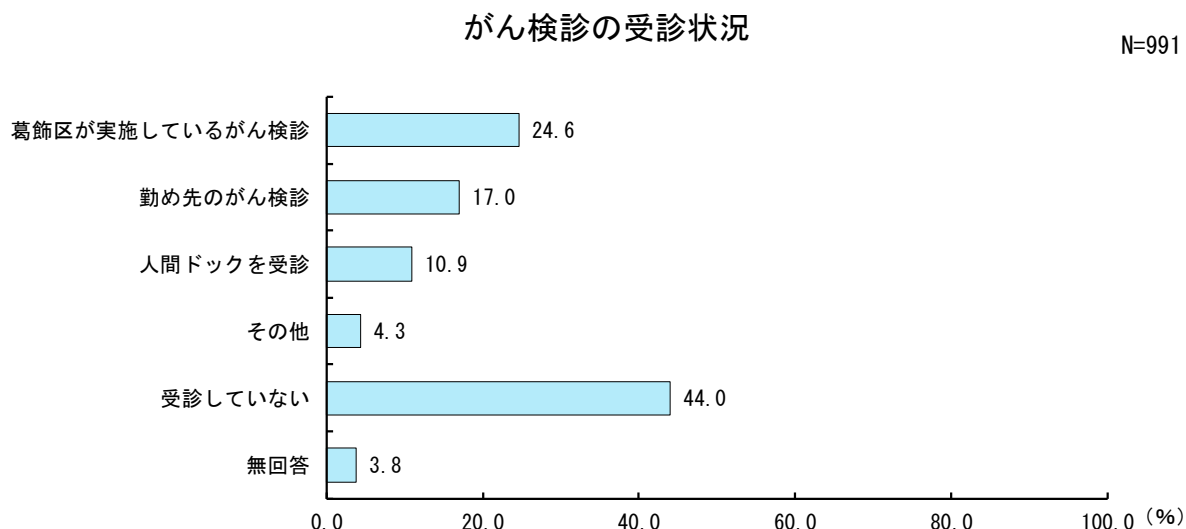


出典：厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（令和5（2023）年）より算出

（２） がん検診の受診状況

令和５（２０２３）年調査によると、「葛飾区が実施しているがん検診」を受診した割合は 24.6%でした。「受診していない」割合は 44.0%と高くなっています。

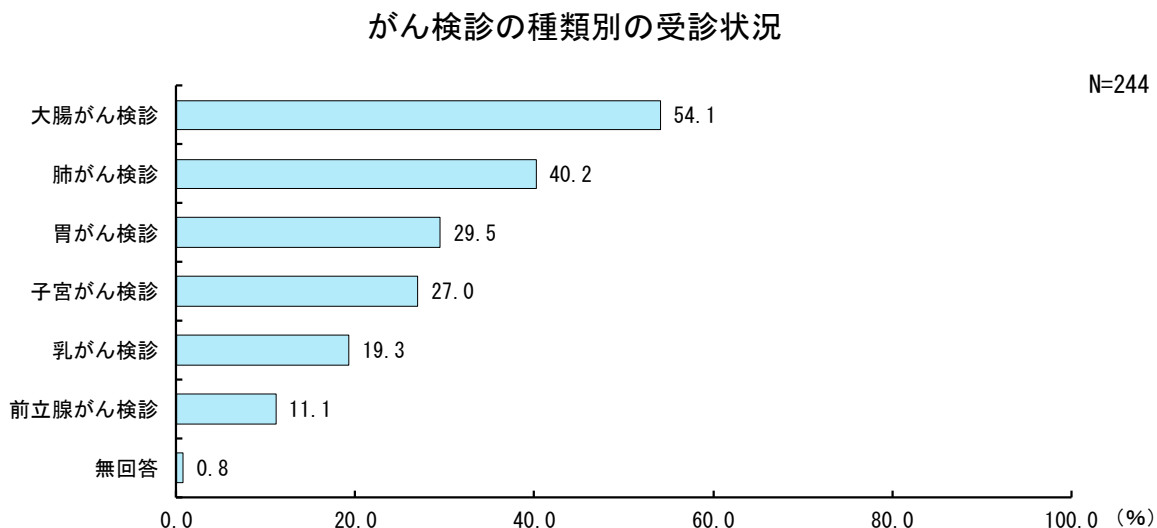
がん検診の必要性の周知など、がん検診の受診促進に対する取組が必要です。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和 6（2024）年 3 月刊行）

（３） がん検診の種類別の受診状況

「大腸がん検診」の割合が 54.1%と最も高く、次いで「肺がん検診」の割合が 40.2%、「胃がん検診」の割合が 29.5%となっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和 6（2024）年 3 月刊行）

2 区の取組



取組の方向性

- がんの予防、早期発見・早期治療に結びつけるために、がん検診の受診率向上に向けた取組や精度管理の向上を図ります。
- がんに関する正しい知識の普及啓発やがん患者の支援の充実を図ります。
- 働く世代の多い乳幼児健診の保護者に向け、特に受診率の低い乳がん、子宮頸がん検診の受診率向上に向けた普及啓発を行います。

重点事業

科学的根拠に基づくがん検診の実施

(健康推進課)

- ・がんによる死亡を防ぐためには、がんを早期に発見することが必要不可欠であり、科学的根拠に基づくがん検診を実施します。また、がん検診の未受診者への勧奨方法やPR方法を工夫し、受診率の向上を図ります。

＜がん検診の種類＞

①胃がん検診 ②肺がん検診 ③大腸がん検診 ④子宮頸がん検診 ⑤乳がん検診

精度管理の向上

(健康推進課)

- ・精度管理委員会の運営や精密検査の勧奨と結果把握をすることで、がん検診の質の向上を図ります。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
精度管理委員会の運営	運営	運営	運営	運営	運営	運営	運営	継続実施

がんの予防と普及啓発

(健康推進課、保健センター、教育指導課)

- ・がん予防に関する普及啓発を行います。教育委員会と連携し、小学生に対するがん教育の支援を進めていきます。
- ・乳幼児健診、地域での健康教育・健康相談等で、がん予防に関する健康情報の発信を行います。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
がんの正しい知識の普及啓発	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施

がん患者の支援

(健康推進課)

- ・がん治療中の区民の就労や社会生活を応援するために、ウィッグや胸部補整具等の購入費用の一部を助成します。
- ・若年のがん患者が、住み慣れた自宅で安心して日常生活が送ることができるよう、在宅での療養に必要なサービス等の利用に要した費用の一部を助成することで、がん患者及びその家族の負担の軽減を図ります。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
ウィッグ等購入費助成	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施
若年がん患者在宅療養支援	検討	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施

実施事業

事業名	事業内容	担当課
肝炎ウイルス検査	肝がんへの進行を防ぐため、特定健康診査などと同時に、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施します。	健康推進課
骨髄移植ドナー支援事業	骨髄・末梢血幹細胞提供者の経済的負担の軽減を図り、移植及びドナー登録の拡大を推進するため、提供者と提供者が勤務する事業所に助成金を交付します。	地域保健課
HPVワクチン接種	(3-1 感染症対策参照)	保健予防課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- がん予防に関する正しい知識を持ちましょう。
- 定期的ながん検診を受診し、結果が要精密検査の場合は早期に医療機関を受診しましょう。
- 家庭でがんについて考え、予防行動や検診の重要性を理解しましょう。



関係機関・団体等の取組

- がん検診の実施に協力します。
- がん検診の精度管理の向上を図ります。
- がんの予防対策、がん検診や定期的な受診の必要性について普及啓発を行います。
- 各職場においてがん検診を受けやすい体制づくりに努めます。

コラム がんになるリスクを「減らす」ためにできること

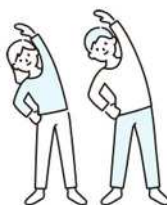
- 誰でも、生活習慣を改善することで、がん予防に取り組むことができます。
- 日本人を対象とする研究結果をもとに、国立がん研究センターをはじめとする研究グループでは以下のような「日本人のためのがん予防法」を示しています。



たばこ

一吸わない、他人の煙を避ける一

- 吸っている人は禁煙しましょう
- 吸わない人もたばこの煙を避けましょう



身体活動

一日常生活を活動的に一

- 歩行やそれと同等以上の強度の身体活動を1日60分行いましょう
- 息がはずみ汗をかく程度の運動を1週間に60分程度行いましょう



お酒

一飲酒は控える一

- がん予防のためには、飲酒しないことがベスト
- 飲まない人、飲めない人は無理に飲まないようにしましょう



体重

一適切な範囲内に一

- 適正な BMI 値を把握し、範囲内になるように管理しましょう



食生活

一偏らずバランスよくとる一

- 食塩は1日あたり男性 7.5g、女性 6.5g 未満におさえましょう
- 特に、高塩分食品（塩辛など）は週に1回未満に控えましょう



感染

一検査を受け、適切な治療を一

- 肝炎ウイルスやピロリ菌の感染の有無を知り、感染している場合は、治療を受けましょう
- 子宮頸がんワクチンの定期接種を受けましょう

出典：国立がん研究センター「日本人のためのがん予防（5+1）」

基本施策2 糖尿病・循環器病などの予防と重症化予防



糖尿病は、血液中の糖が増えすぎて全身に影響を与える病気です。初期には自覚症状がありませんが、治療せずに放置したり、治療を中断したりして血糖値が高い状態が持続すると、心筋梗塞や脳卒中のリスクが高まるほか、糖尿病性腎症による透析や糖尿病網膜症による失明など深刻な合併症につながるおそれがある病気です。

また、脳血管疾患及び虚血性心疾患などの循環器病は、がんに次いで区民の主要死亡原因となっています。循環器病は、肥満、喫煙、過度の飲酒、高血圧症、脂質異常症など生活習慣に関わるリスクが要因となっています。成人の8人に1人が罹患していると推計され、新たな国民病といわれる慢性腎臓病もその一つの要因となっています。

このことから、糖尿病・循環器病などを予防するため、正しい知識や予防意識が持てるように普及啓発を行うとともに、糖尿病や循環器病など重症化を予防するための対策を行います。

施策目標

特定健康診査の受診率の向上を図ります。

特定保健指導の実施により生活習慣の改善を目指します。

糖尿病・循環器病などの発症及び重症化を予防します。

コラム

糖尿病・循環器病を予防しよう！

- 糖尿病・循環器病などの生活習慣病は自覚症状がないまま進行していきます。自分が健康かどうかを確認するため、**1年に1度は健康診査を受診**して、生活習慣病を予防しましょう。
- メタボリックシンドロームを放置すると、**糖尿病**やその合併症、**脳卒中**、**心疾患**などのリスクが高まります。
- メタボリックシンドロームに該当するか確認してみましょう。

腹囲が
男性：85cm 以上
女性：90cm 以上
ある

■ 脂質異常
■ 高血圧
■ 高血糖
のうち2項目以上に
該当する

**メタボリック
シンドローム**
(内臓脂肪症候
群)



指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和 12 (2030) 年度	指標の 方向
国民健康保険加入者の 特定健康診査受診率	受診者数／対象者数 × 100	46.8%	60.0%※	増やす
国民健康保険加入者の 特定保健指導実施率	指導終了者／対象者数 × 100	9.8%	60.0%※	増やす
国民健康保険加入者の うち、血糖コントロール が不良な区民の割合	特定健康診査の結果、 HbA1c (NGSP 値) が 7.0% 以上の区民の割合	5.40%	5.02%	下げる
年齢調整死亡率 (脳血管疾患)	人口動態統計より算出	男性 94.7 女性 56.1	下げる	下げる
年齢調整死亡率 (心疾患)	人口動態統計より算出	男性 256.6 女性 135.1	下げる	下げる
国民健康保険加入者の うち、腎機能の低下が 疑われる区民の割合	特定健康診査の結果、 eGFR 値が 60 未満の区民 の割合	20.30%	18.24%	下げる

※出典：葛飾区「第4期 葛飾区特定健康診査等実施計画」（令和6（2024）年3月刊行）

なお、同計画は令和11（2029）年度までを計画期間としているため、令和11（2029）年度の最終目標値を記載）

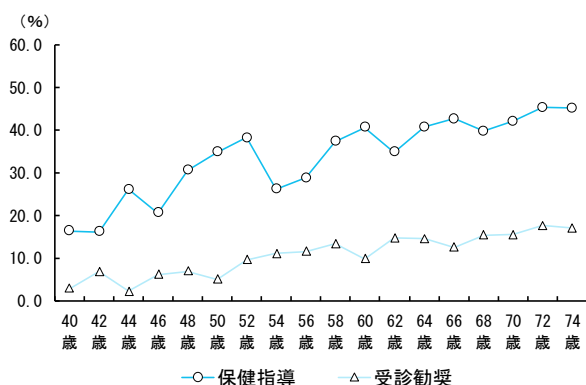
1 現状と課題

（1）特定健康診査 HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）の値※

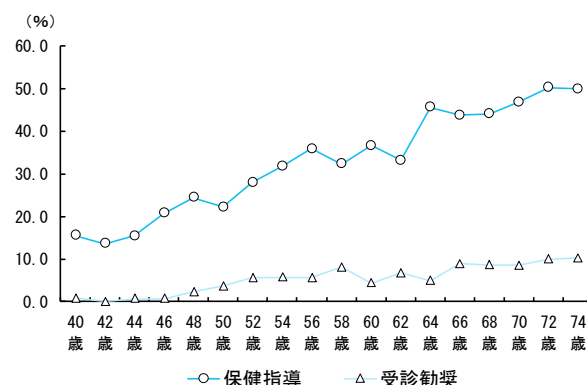
令和5（2023）年度の特定健康診査における HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）判定値をみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて、保健指導、受診勧奨の割合が高くなる傾向にあります。

特定健康診査 HbA1c 判定値の有所見率（性・年代別）

【男性】



【女性】



※HbA1c 値：異常なし（5.5%以下）、保健指導（5.6%以上 6.4%以下）、受診勧奨（6.5%以上）

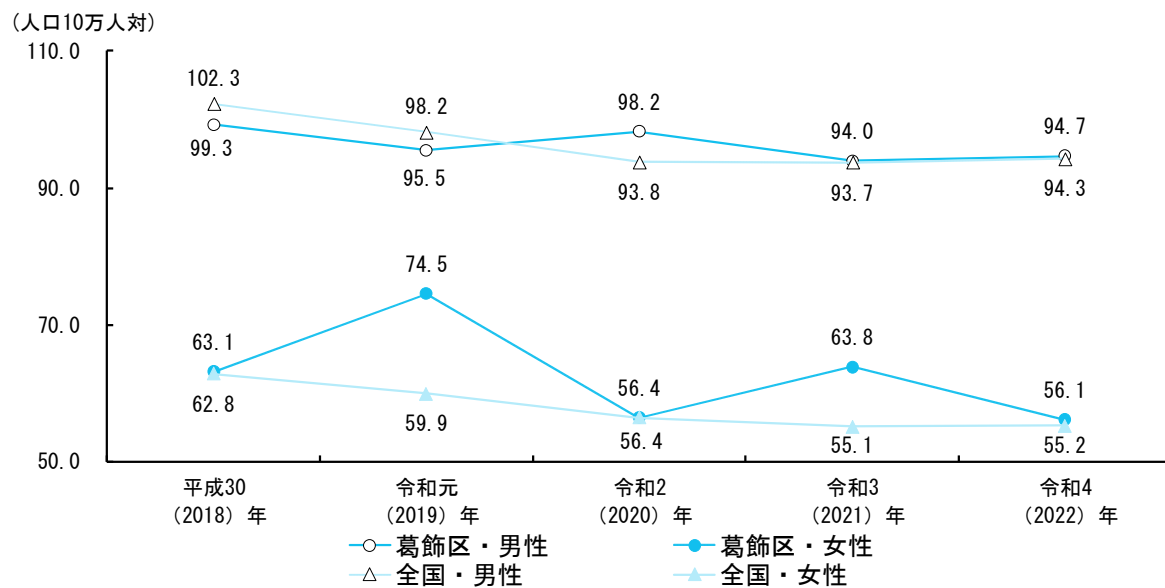
出典：葛飾区「庁内資料」（令和5（2023）年度）

（２）脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率

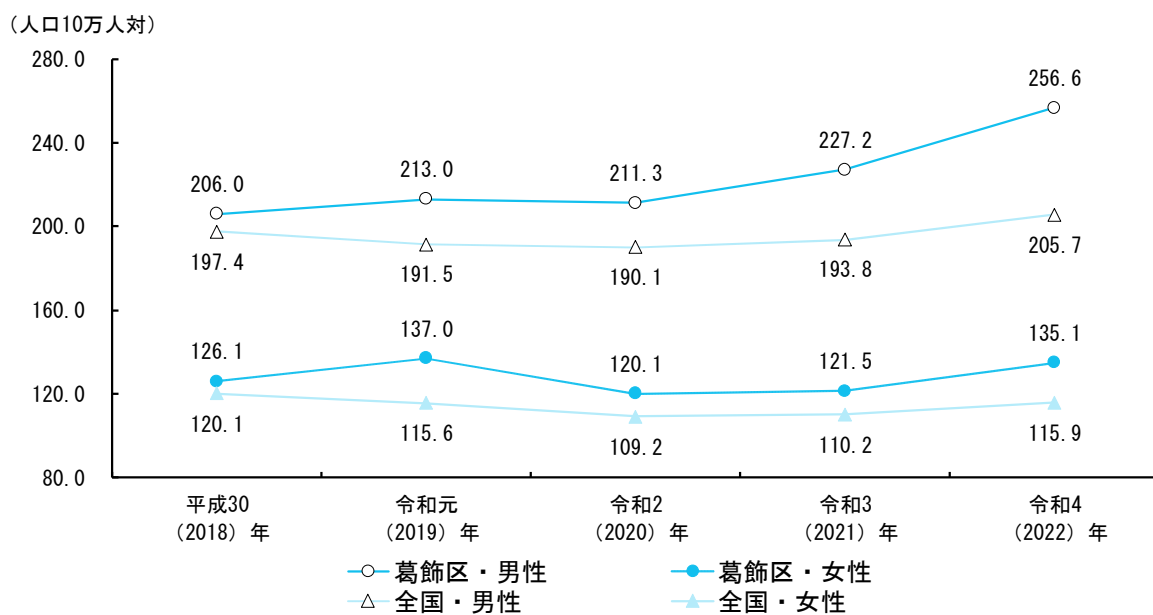
葛飾区における脳血管疾患の年齢調整死亡率は、令和４（２０２２）年では、男性は 94.7、女性は 56.1 となっています。心疾患の年齢調整死亡率は、令和４（２０２２）年では、男性は 256.6、女性は 135.1 となっています。

脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率（性別）

【脳血管疾患】



【心疾患】



出典：厚生労働省「人口動態統計（確定数）」より算出

2 区の取組



取組の方向性

- 特定健康診査などの受診勧奨や特定保健指導の実施を促進するとともに、かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランを推進し、生活習慣病予防に関する講座を実施し、糖尿病・循環器病などの予防や重症化の予防に取り組めます。

重点事業

かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランの推進（健康推進課）

- ・区内医療関係者の糖尿病・慢性腎臓病診療の標準化や連携体制の強化を図るため、糖尿病・慢性腎臓病対策推進会議や予防推進医療者講習会を開催します。
- ・糖尿病や慢性腎臓病の予防から療養指導までに関する正しい知識を普及啓発するため、イベントの開催やリーフレットの配布を行います。
- ・糖尿病や慢性腎臓病の発症や重症化を予防するため、未受診者や治療中断者へ受診を促します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
糖尿病・慢性腎臓病対策推進会議	運営	運営	運営	運営	運営	運営	運営	継続実施
予防推進医療者講習会	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	継続実施
予防啓発チラシ作成・配布	16,000部	16,000部	16,000部	16,000部	16,000部	16,000部	16,000部	継続実施
予防啓発イベントの開催	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	継続実施

生活習慣病予防教室

（健康推進課）

- ・生活習慣病を予防するために、区民向けの健康講座を実施します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
生活習慣病健康講座の参加者数	69人	80人	90人	90人	90人	90人	90人	継続実施
生活習慣病健康講座の実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	継続実施

実施事業

事業名	事業内容	担当課
特定健康診査・特定保健指導事業	糖尿病、高血圧値及び脂質異常症などの生活習慣病に着目した健康診査を行います。 また、特定健診の結果から生活習慣病を発症するおそれのある方に対して、未然に予防することを目的に特定保健指導を実施します。医師などの専門家と面接を行い、行動目標・行動計画を作成後、それに基づいた行動をすることで生活習慣の改善を目指します。 受診率・実施率向上のため、ナッジ理論を活用した受診勧奨の実施や特定保健指導の利用機会の拡大を含め検討します。	国保年金課
長寿（後期高齢者）医療健康診査事業	後期高齢者に対し、定期的な健康診査を行い、疾病の予防や早期に発見することで、健康の保持・増進を図ります。	国保年金課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 定期的に健康診査を受診しましょう。
- 自ら健康管理できるよう糖尿病や循環器病などに関わる健診結果の見方を知りましょう。
- 糖尿病や循環器病などを予防する生活習慣を知り、生活習慣を改善しましょう。
- 糖尿病や循環器病が疑われた場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 特定健康診査・特定保健指導やかつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランに協力します。
- 生活習慣の改善や疾病予防の大切さを周知します。
- 他の病気による受診から糖尿病・循環器病などが見つかることも多いため、早期発見・早期治療の観点で、受診者を支援・指導します。

基本施策 3 適切な食生活による健康づくり【葛飾区食育推進計画】



適切な食生活は、生命を維持し、一生を通じて人々が健やかで心豊かに生きていくために欠かせないものであり、社会的、文化的な営みとして、人々の生活の質との関わりも深いものです。また、生活習慣病予防や健康増進のためには、栄養バランスが取れた、自分に合った量の食事は欠かせません。

食育は生涯にわたって心身を健康に保ち、豊かな人間性を育むことを目的としています。葛飾区では、食はいのちの源であるとの視点から、食育を通じて、区民一人一人が健康的かつ心豊かに生活し、子どもたちが健やかに成長することを目指し、「葛飾区食育推進計画」を策定します。

施策目標

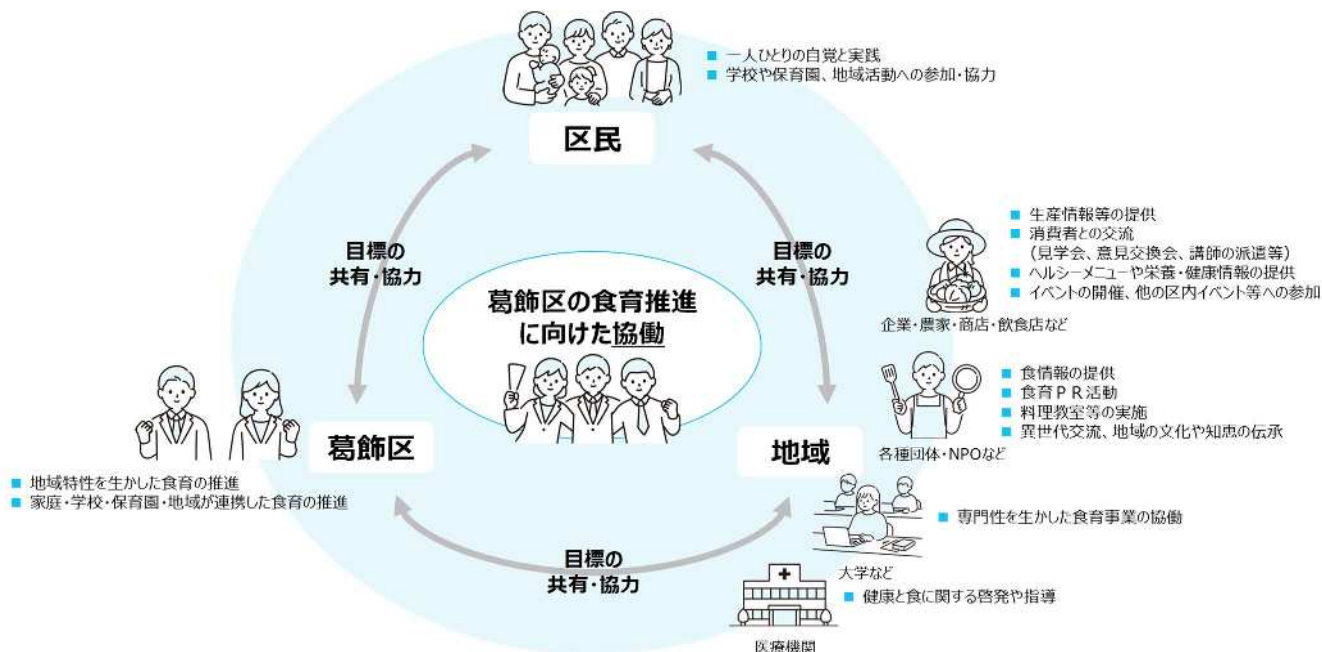
自分に合った量を食べる区民の割合を増やします。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和 12 (2030) 年度	指標の 方向
適正体重の区民の割合	対象者数※／受診者数	53.9%	55.9%	増やす

※葛飾区健康づくり健康診査・葛飾区特定健康診査・葛飾区長寿医療健康診査の受診者で 64 歳以下は BMI18.5 以上 25 未満、65 歳以上は BMI20 を超え 25 未満を対象者とする

食育推進のイメージ



1 現状と課題

1 自分に合った量を食べる区民の割合

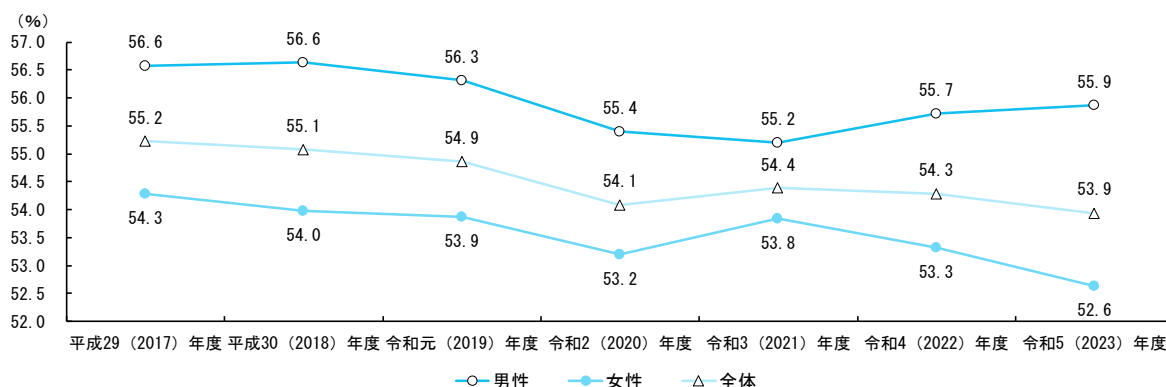
適切な量の食事を食べているかどうかは BMI（体格指数）で評価します。
BMI18.5 以上 25 未満（65 歳以上は BMI20 を超え 25 未満）の適正体重を維持している場合に自分に合った量を食べていると考えます。

BMI（体格指数）（読み方「ビーエムアイ」）＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
Body Mass Index（ボディマスインデックス）の略。

（1）自分に合った量を食べる区民の割合（適正体重を維持している区民の割合）

自分に合った量を食べる区民の割合は令和 5（2023）年で、男性で 55.9%、女性で 52.6%となっています。男女ともに平成 29（2017）年度から令和 5（2023）年度にかけて減少傾向です。

自分に合った量を食べる区民の割合（適正体重を維持している区民の割合）



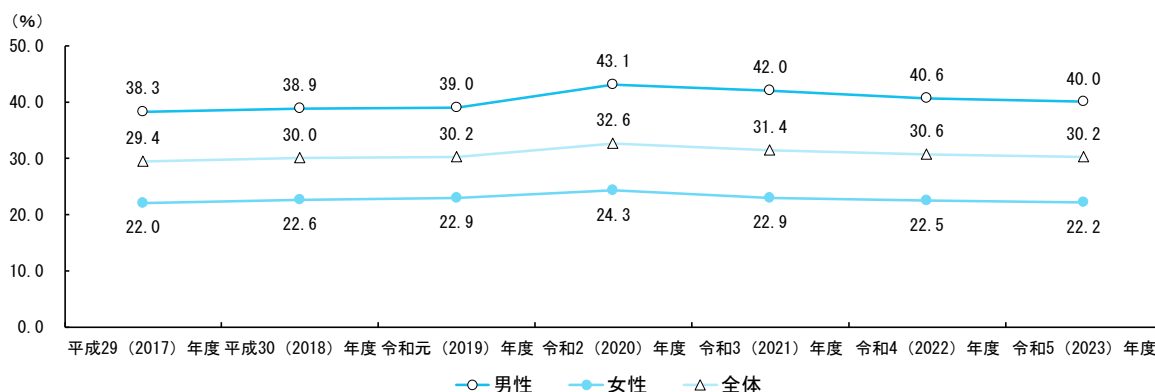
出典：葛飾区「葛飾区特定健康診査」（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）
葛飾区「葛飾区長寿医療健康診査」（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）
葛飾区「葛飾区健康づくり健康診査」（令和 2（2020）年度～令和 5（2023）年度）
葛飾区「葛飾区 20 歳代・30 歳代健康診査」（平成 29（2017）年～令和元（2019）年度）

(2) 20歳～64歳の肥満（BMI25以上）の割合

BMI25以上（肥満）の区民の割合は、平成29（2017）年度から令和5（2023）年度にかけて男性でやや増加傾向、女性で横ばいとなっています。

区民の約3人に1人が肥満であるため、適正なBMIとなるよう、普及啓発及び栄養指導を行っていく必要があります。

20歳～64歳の肥満（BMI25以上）の割合

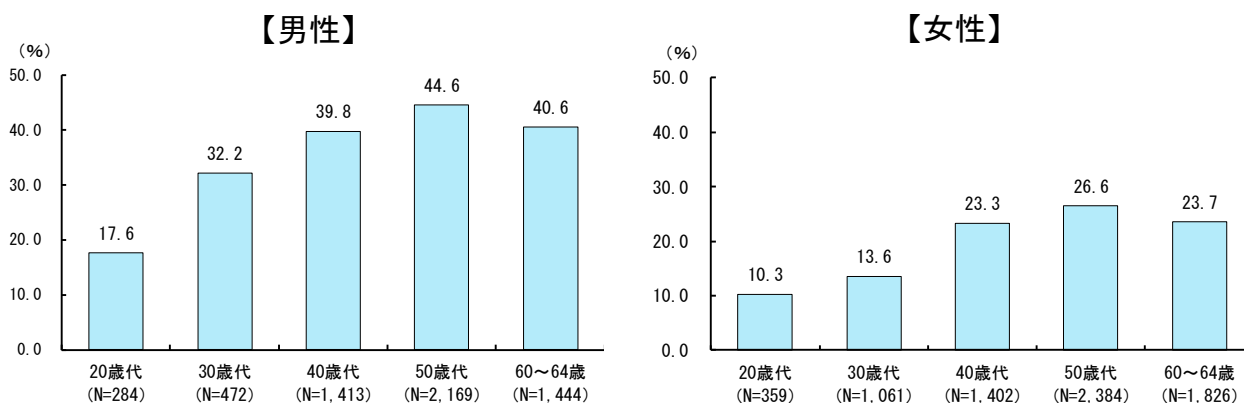


出典：葛飾区「葛飾区特定健康診査」（平成29（2017）年度～令和5（2023）年度）
 葛飾区「葛飾区健康づくり健康診査」（令和2（2020）年度～令和5（2023）年度）
 葛飾区「葛飾区20歳代・30歳代健康診査」（平成29（2017）年～令和元（2019）年度）

(3) 性・年代別の肥満（BMI25以上）の割合

性・年代別で肥満の割合をみると、男性の40～60歳代が特に高くなっています。また、男性、女性ともに50歳代が最も高い年代となっています。

性・年代別の肥満（BMI25以上）の割合



出典：葛飾区「葛飾区特定健康診査」（令和5（2023）年度）
 葛飾区「葛飾区健康づくり健康診査」（令和5（2023）年度）

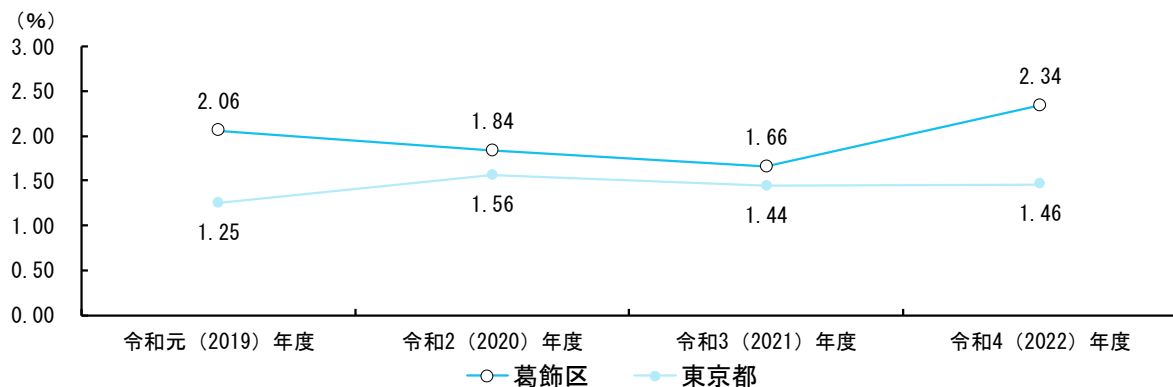
(4) 小中学生の肥満の割合

小学生、中学生ともに肥満傾向者の割合は、いずれの年度においても葛飾区が東京都を上回っています。

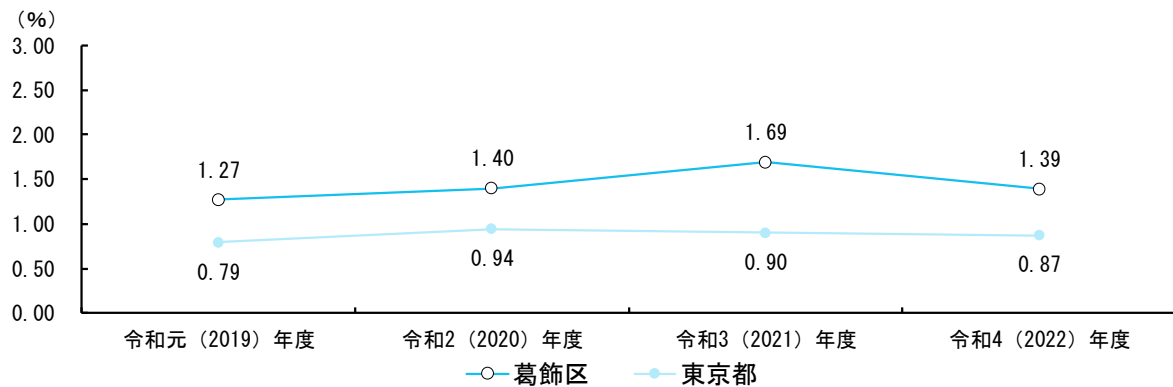
令和元（2019）年度から令和4（2022）年度にかけて葛飾区では、小学生は1.66%～2.34%で推移し、中学生は1.27%～1.69%で推移しています。

小中学生の肥満の割合

【小学生】



【中学生】

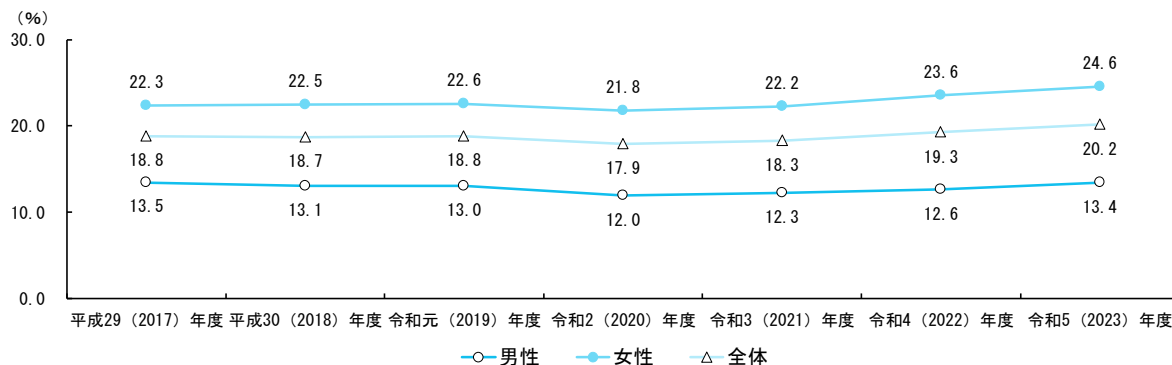


出典：葛飾区「定期健康診断結果」（令和元（2019）年度～令和4（2022）年度）

(5) 65歳以上の低栄養傾向（BMI20以下）の割合

65歳以上のBMI20以下の割合は、平成29(2017)年度から令和5(2023)年度にかけて男性でほぼ横ばい、女性で増加傾向となっています。

65歳以上の低栄養（BMI20以下）の割合



出典：葛飾区「葛飾区長寿医療健康診査」（平成29(2017)年度～令和5(2023)年度）
葛飾区「葛飾区特定健康診査」（平成29(2017)年度～令和5(2023)年度）

食生活で、未来の自分に健康投資を！

食欲が減った・疲れやすくなった
体重が減ってきた



やせてきたら要注意！
要介護状態になるリスクが高まります。

65歳以上の高齢者は、BMIが20以下だと低栄養傾向です。
BMIは20を超え25未満を目指しましょう。
(健康日本21(第三次)より)

偏った食事を続けていると



将来、生活習慣病（高血圧、脂質異常症、
糖尿病など）のリスクが高まります。

20歳以上の男性の肥満者（BMI≥25kg/m²）は、約3割います。
(令和5(2023)年葛飾区保健医療実態調査結果より)

未来の健康な自分を
手に入れるために

1日3回、主食・主菜・副菜を
揃え、適量・適塩を心がけて
食べましょう。



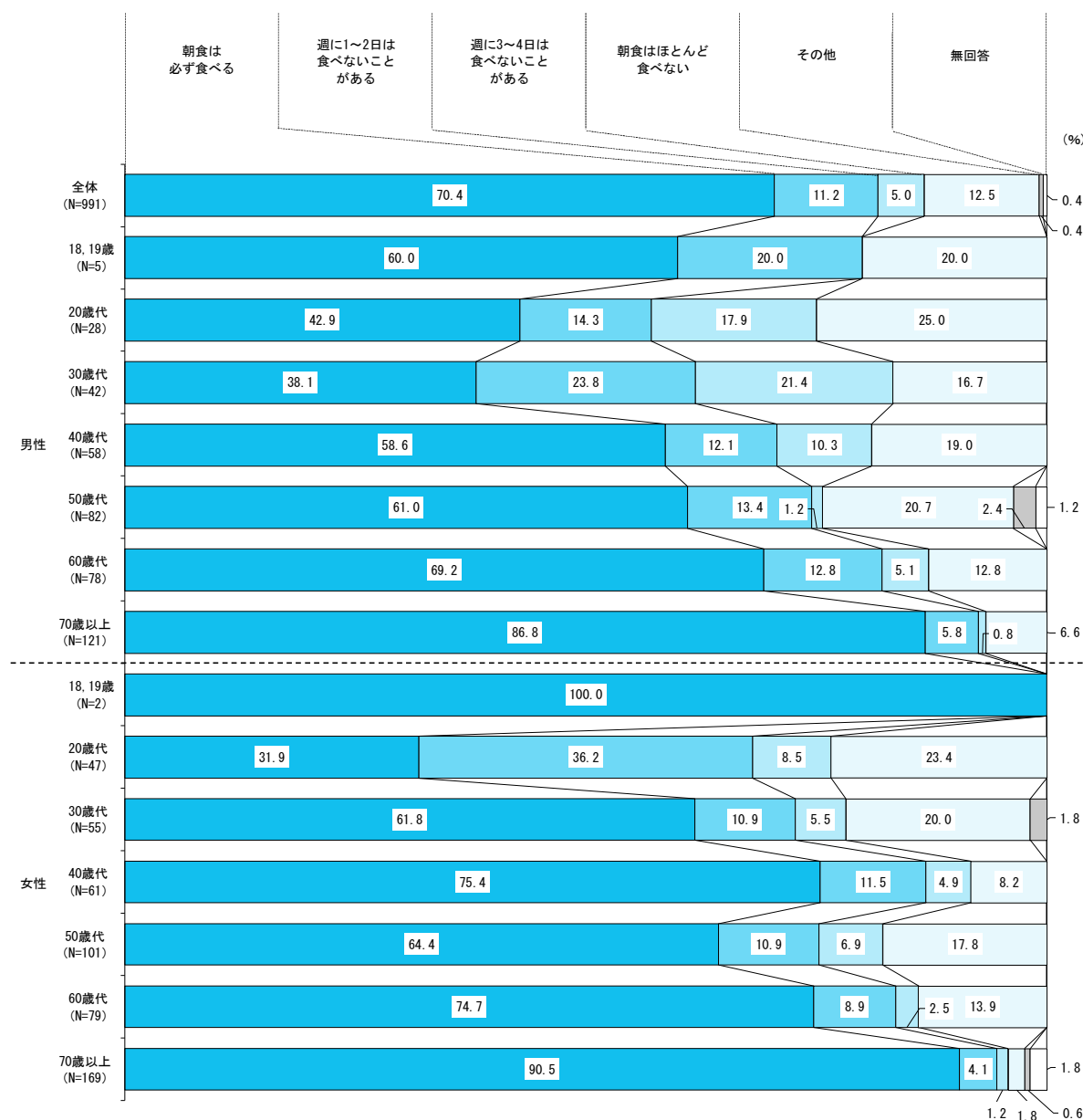
野菜料理（1皿あたり野菜約70g）は
1日5皿を目安に3度の食事に分
けて食べましょう。

2 朝食の摂取状況

(1) 朝食の摂取状況（成人）

「朝食は必ず食べる」割合が 70.4%と最も高くなっています。性・年代別でみると男性 20 歳代～30 歳代、女性 20 歳代において、「朝食は必ず食べる」割合が 50%未満となっています。

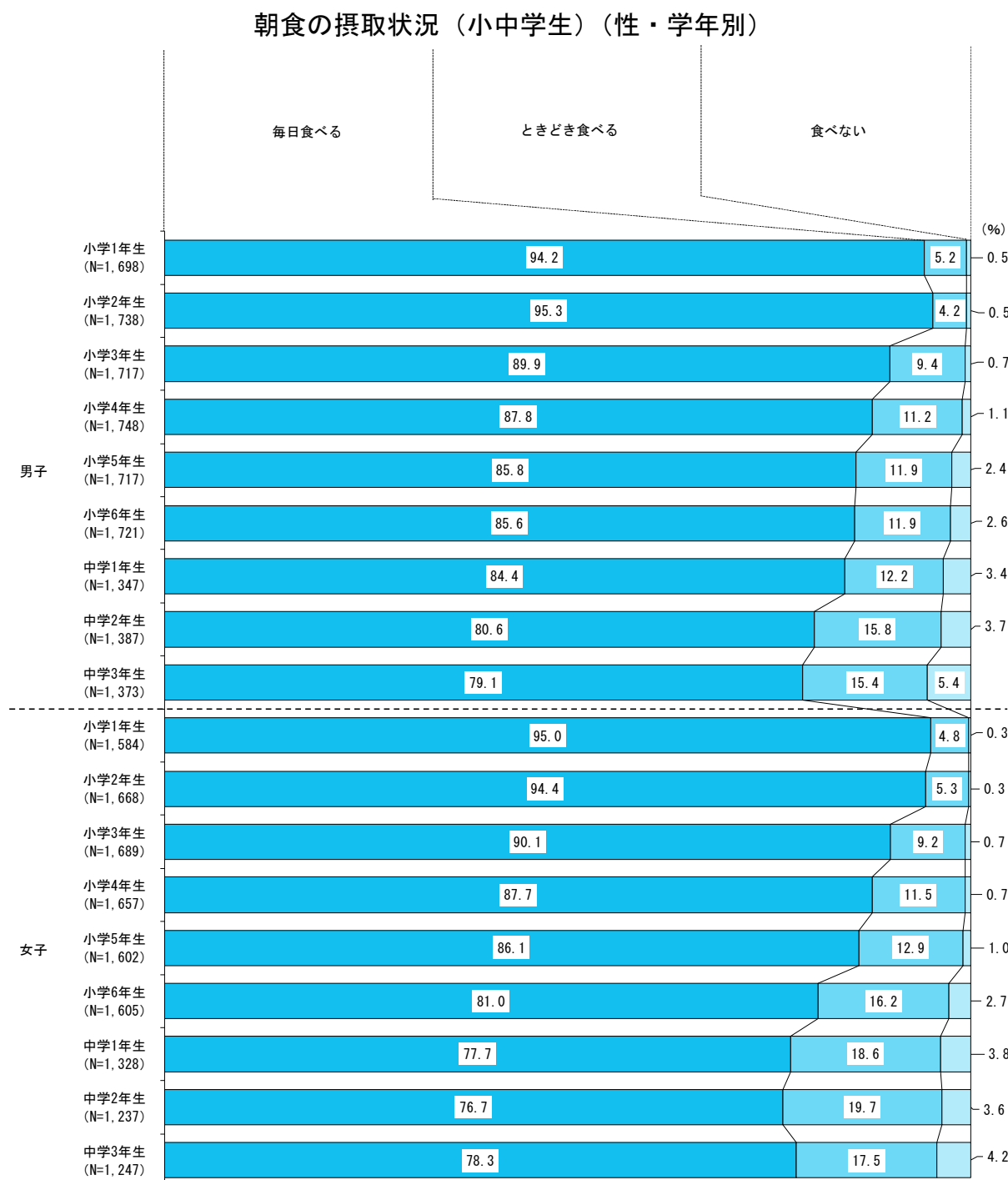
朝食の摂取状況（成人）（全体・性・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和 6（2024）年 3 月刊行）

（２） 朝食の摂取状況（小中学生）

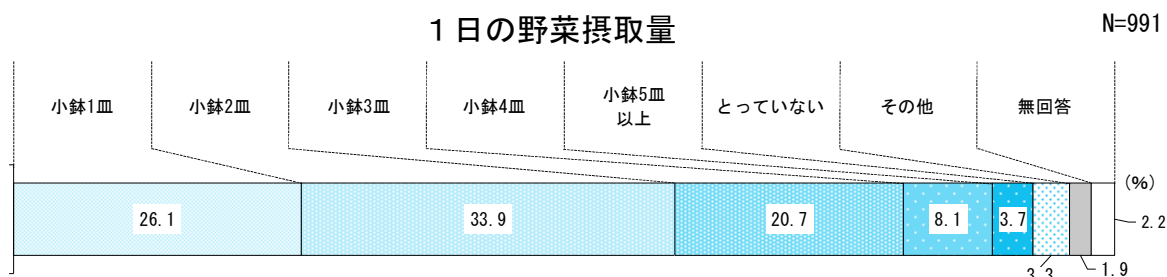
朝食を「毎日食べる」割合は、男子では小学2年生、女子では小学1年生が最も高くなっています。学年が上がるごとに「食べない」割合が増加する傾向にあります。



出典：東京都教育委員会「東京都児童・生徒体力・運動能力・生活・運動習慣等調査結果」（令和5（2023）年度）

3 1日の野菜摂取量

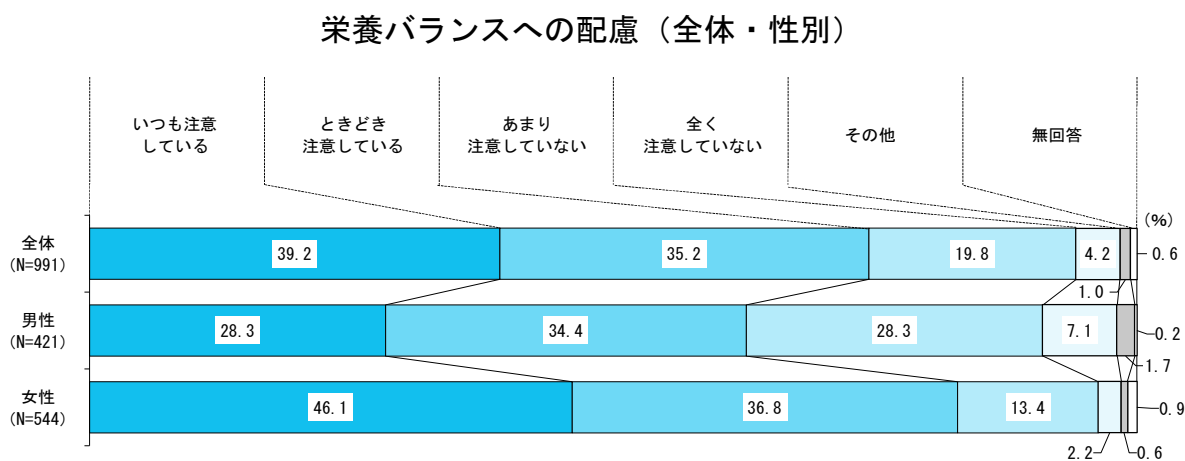
1日の野菜摂取量の目標は350g以上です。令和5（2023）年調査によると、これを達成している「小鉢5皿」以上を摂取している割合は3.7%にとどまっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

4 栄養バランスの配慮

令和5（2023）年調査によると、「いつも注意している」と「ときどき注意している」を合わせた、栄養バランスに『注意している』割合は、全体で74.4%でした。男性は62.7%で女性の82.9%に比べ栄養バランスに注意する人が少ない傾向があります。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



2 区の実組



取組の方向性

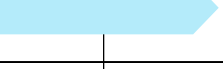
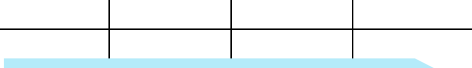
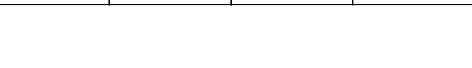
- 区民一人一人が「食べることは心身ともに健康で豊かに生きるための基本であることを心に刻み、食と健康に関する正しい知識を取得して、より良い生活スタイルを確立し生きる力を育む」ことを目指します。
- 年齢に応じたより良い生活習慣、生活習慣病の予防・改善・重症化予防のための食生活に関する普及・啓発と情報発信を行います。
- 自然環境、食文化、食の安全の視点に立った食育を推進します。
- 地域の多様な主体とつながりながら、地域性や専門性を生かした食環境づくりを推進します。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
食育月間等普及啓発	適切な食生活による健康づくりや食育のために必要な情報を発信していきます。	健康推進課
親と子の食育推進事業	保育園等と連携して保護者と園児を対象とした取組を実施し、園及び家庭における食育を推進します。	健康推進課 保健センター 保育課
かつしかの元気食堂推進事業	栄養バランスが良い、野菜が多い、自分に合った量を選ぶなどの健康に配慮したサービスを提供する飲食店を認定し、PRします。	健康推進課
栄養指導事業	食生活の改善について栄養講習会や個別相談を実施します。また、給食施設に対し講習会や、栄養士を対象とした連絡会を実施します。さらに、国民健康・栄養調査等を実施し、区民の食習慣と課題の把握をします。	健康推進課 保健センター



△かつしかの元気食堂推進事業の様子

食育関連事業					
区の実施	乳幼児期	学齢期 青年期	成人期	高齢期	食環境
栄養・食生活について学ぶ・体験する 健康的な食生活、離乳食について、料理教室など、食や栄養について幅広く学ぶ機会や体験する機会を提供します。					
栄養・食生活に関する相談					
栄養・食生活に関する情報発信					★
給食施設で働く管理栄養士・栄養士支援 給食施設への指導					★
親と子の食育推進事業 保育園等を対象とした食育指導媒体の貸出、保護者及び園児、指導者向けの情報提供を行います。					
かつしかの元気食堂推進事業 健康に配慮したサービスや食事を提供する飲食店等を認定し、PRします。					★
健康診査、検診、保健指導 生活習慣病予防・重症化予防のための情報提供や栄養指導をします。					
区立保育園給食における給食、食育の実施					
区立小中学校における給食、食育の実施					
高齢者配食サービス、高齢者食事サービス活動支援					★
食品ロス削減に関する実施					★
地産地消・農業体験に関する実施					★
食文化に関する実施					
食の安全・衛生に関する実施					★

食育関連事業
具体的な事業及び取組
育児学級、栄養講習会、健康大学、出張栄養講座、出張健康講座、母親学級(ハローベビー教室)、子育て講座、子ども未来プラザ及び保育園併設施設基幹型児童館における給食展示、給食体験事業、離乳食試食会、子育てひろば事業(乳幼児栄養指導)、子ども食育クッキング、「早寝・早起き、朝ごはん」推進事業、かつしか区民大学東京聖栄大学連携講座、地域教育機関連携公開講座、消費者力向上講座
育児相談、のびのび相談(栄養相談)、食生活相談
区公式サイト・SNS・区報・イベント・リーフレットによる啓発や健康情報の提供、学校給食展、「聖米葛飾祭」における食育啓発事業、「早寝・早起き、朝ごはん」推進事業
医療福祉関係栄養士連絡会、保育園・幼稚園等栄養士連絡会、事業所等の給食施設への指導
親と子の食育推進事業
かつしかの元気食堂推進事業
乳幼児健康診査、健康づくり健康診査、特定健康診査、長寿医療健康診査、骨粗しょう症予防検診、各種がん検診、特定保健指導、高齢者に対する栄養指導
保育園給食を通じた食育の推進、アレルギーを持つ園児への対応、保育園の給食体験(ふれあい体験保育)
区立小中学校における栄養教諭を中核とした食育、アレルギーを持つ児童・生徒への対応
高齢者配食サービス、高齢者食事サービス活動支援
かつしか食べきり協力店事業、食べきり・使いきりメニューコンテスト、食べきり・使いきりの啓発、使いきりクッキング講座、フードドライブ事業、廃食用油再生利用促進事業
葛飾元気野菜取扱店・使用店PR事業、野菜品評会、ふれあいレクリエーション農園事業、野菜収穫オリエンテーリング、農業体験農園支援事業、農業応援サポーター養成事業、小さな水田・家庭植栽普及啓発事業、田んぼジュニア、農村の文化を学ぶ
年中行事教室、江戸川野遊び道場(江戸川の川漁を学ぶ会)、米づくり体験教室、葛飾区の食文化を学ぶ
リスクコミュニケーション、食のかかわり版、食品衛生についての出張講習会、食品中の添加物についての検査

3 区民や関係機関・団体等の取組



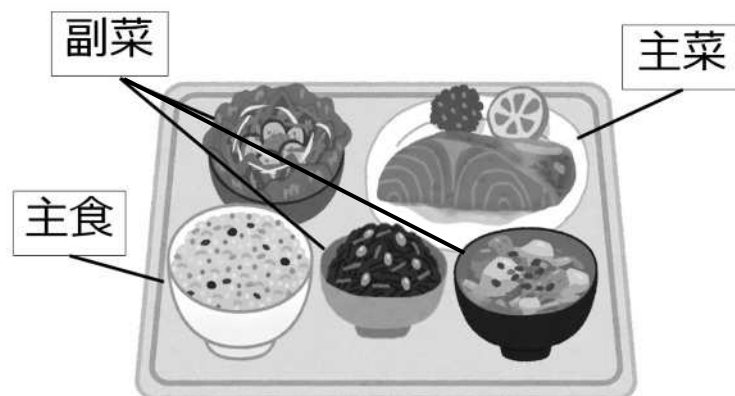
区民一人一人の取組

- 体重を定期的に測る習慣をつけましょう。
- 1日2回以上、主食、主菜、副菜をそろえて食べましょう。
- 生活リズムをととのえて朝食を食べましょう。
- ゆっくりよく噛んで食べましょう。
- 栄養成分表示を活用しましょう。
- 嗜好品（菓子類やアルコール）の摂取量は1日 200kcal 以内にしましょう。
- 減塩しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 栄養バランスの良いメニューや健康的な食のサービスの提供、栄養成分表示をしましょう。
- 食生活に関する情報を提供しましょう。
- 専門性を生かした協働をしましょう。

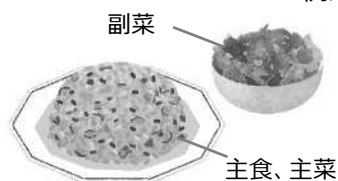


△栄養バランスの良いメニューの例

健康的な食事のために、工夫して食べよう

- レトルト食品・冷凍食品・即席麺などを食べることはありませんか。これらの食品は温めたりするだけで簡単に食べることができます。また、購入や保存の便利さが長所です。
- しかし、よく噛まずに食べられ、味が濃いものが多いため、工夫して食べる必要があります。
- 例えば、野菜、肉・魚・卵などを追加したり、たれやスープを少なくしたりしましょう。

例えばこんな食べ方がおすすめ！



冷凍チャーハンに野菜サラダを
組み合わせる



即席袋ラーメンに
野菜やゆで卵を加える

主食・主菜・副菜とは

主食：ごはん、パン、麺 主菜：肉、魚、卵、大豆料理 副菜：野菜、きのこ、海藻料理

定期的に体重をはかって増減を確認しよう！

- 便利で美味しいものを無意識に食べていると肥満や低栄養などにつながります。
- 定期的に体重をはかり、自分に合った量を食われているか、運動不足が続いていないかセルフチェックしましょう。



健康な自分を手に入れるために



基本施策 4 生活習慣の改善



健やかで心豊かな生活を実現するためには、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防、生活機能の維持・向上等により、不健康な期間を短縮し、健康寿命の延伸を図ることが重要です。

健康寿命の延伸に向け、誰もが運動に取り組むことができる環境の整備や、飲酒に関する正しい知識の普及啓発等を行い、生活習慣の改善による疾病の予防を進めていきます。

施策目標

日頃から、運動やスポーツをしている区民の割合を増やします。

睡眠、休養及び飲酒に関する知識の普及啓発を行います。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和 12 (2030) 年度	指標の 方向
日頃から、運動※やスポーツをしている区民の割合	葛飾区政策・施策マーケティング調査	64.6%	73.0%	増やす

※運動：ラジオ体操や散歩、自転車なども含む。



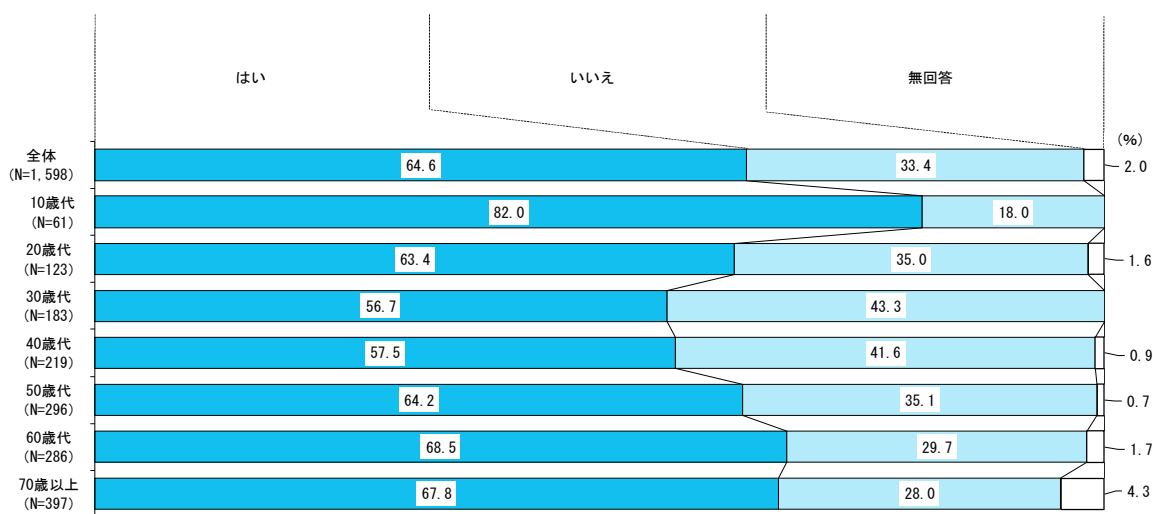
1 現状と課題

(1) 運動やスポーツをしている区民の割合

令和6（2024）年調査によると、「運動やスポーツをしている」（「はい」の回答率）は64.6%となっています。年代別でみると30歳代、40歳代を除く世代で6割を超えています。

全ての世代でスポーツに取り組める環境を整備していく必要があります。

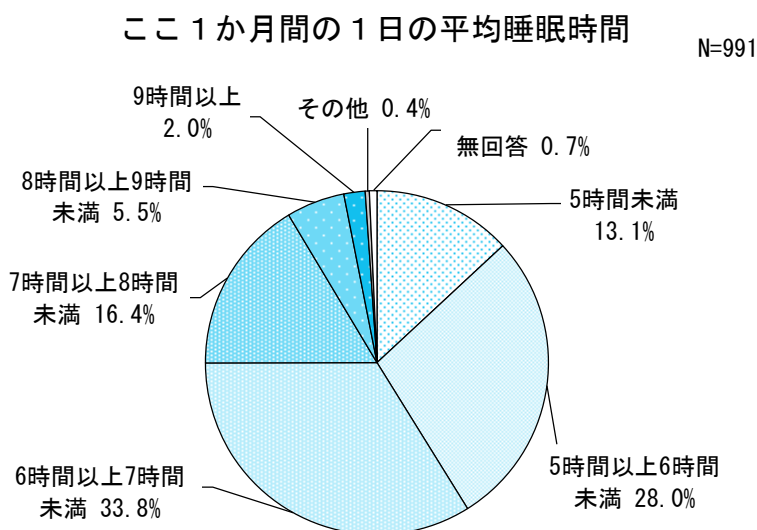
日頃から、運動やスポーツをしている区民の割合（全体・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

(2) ここ1か月間の1日の平均睡眠時間

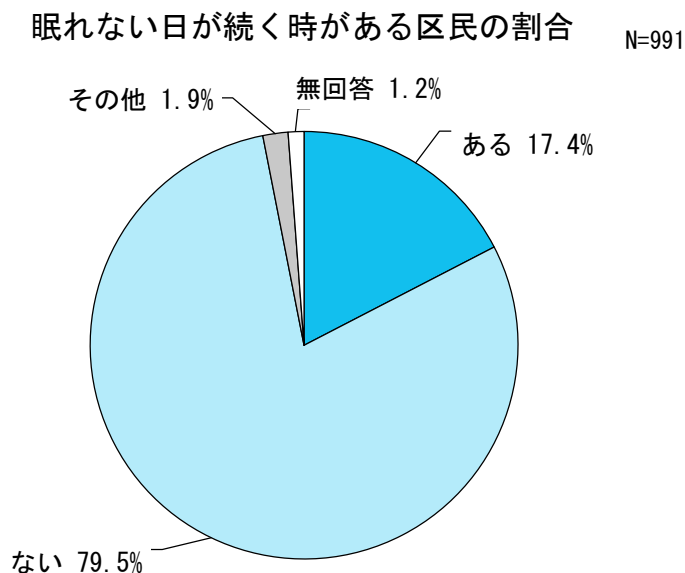
令和5（2023）年調査によると、1日の睡眠時間が6時間未満の割合が41.1%であり、睡眠時間が十分に確保できていない区民の割合が高くなっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(3) 眠れない日が続く時がある区民の割合

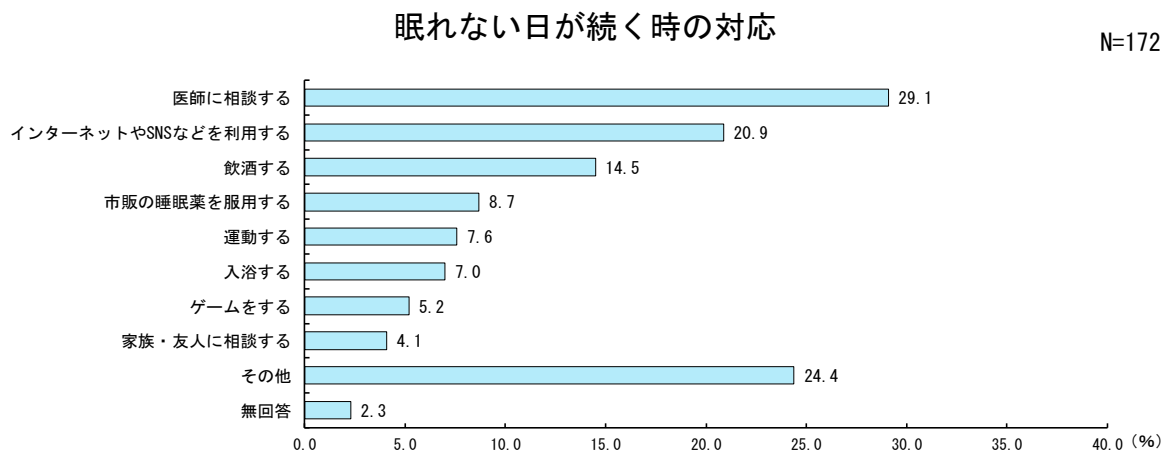
令和5（2023）年調査によると、「ある」の割合が 17.4%、「ない」の割合が 79.5%となっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(4) 眠れない日が続く時の対応

令和5（2023）年調査によると、「医師に相談する」が 29.1%と最も高く、次いで「インターネットやSNSなどを利用する」が 20.9%、「飲酒する」のが 14.5%となっています。

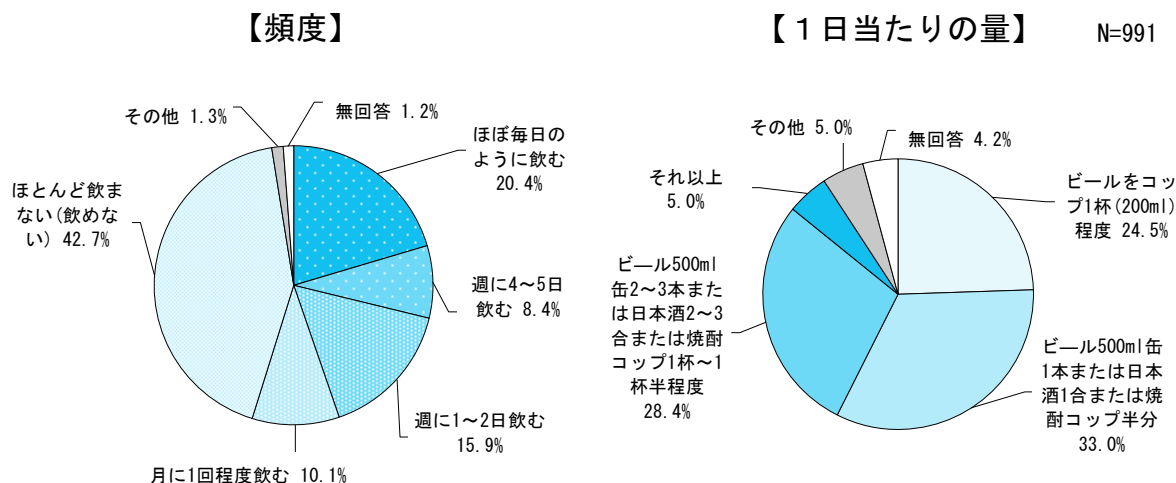


出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

(5) アルコールを飲む頻度と量

「ほぼ毎日のように飲む」と「週に4～5日飲む」の合計が 28.8%となっています。また、飲酒をする際の1日の量は、「ビール 500ml 缶1本または日本酒1合または焼酎コップ半分」が 33.0%と最も高くなっています。

アルコールを飲む頻度と量



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

コラム

適切な飲酒方法を知りましょう

葛飾区では、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している割合が、全国や東京都と比較して高いです。あなたの行動をチェックしてみましょう。

お酒との付き合い方を見直してみましょう

- ・自らの飲酒状況などを把握する
- ・あらかじめ量を決めて飲酒する
- ・飲酒前、飲酒中に食事をとる
- ・飲酒の合間に水を飲む
- ・1週間のうち、飲まない日を設ける

以下のような飲酒や飲酒後の行動は避けましょう

- ・一時多量飲酒(急いで飲まないようにしましょう)
- ・他人への飲酒の強要
- ・不安や不眠を解消するための飲酒
- ・病気など療養中の飲酒や服薬後の飲酒
- ・飲酒中、飲酒後の運動や入浴

お酒の影響を受けやすい3つの要因とは

①年齢の違いによる影響

高齢者は、アルコールの影響が強く現れ、転倒、骨折等の危険性が高まります。
20歳代の若年者は、脳の発達の途中であり、健康問題のリスクが高まる可能性があります。

②性別の違いによる影響

女性は、一般的に男性と比べて体内の水分量が少なく、分解できるアルコール量も少ないため、アルコールの影響を受けやすいことが知られています。

③体質の違いによる影響

体内の分解酵素の働きの強弱などが個人によって大きく異なり、顔が赤くなったり、動悸や吐き気を引き起こす可能性があります。

出典：厚生労働省「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」

2 区の取組



取組の方向性

- 運動習慣の定着に向け、気軽にできるウォーキング・体操などの普及や、運動・スポーツを始めるきっかけづくりとして、健康体力テスト測定会、スポーツ教室・大会などを実施します。
- 区民の誰もが身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術や興味、目的に応じて自分にあった形で運動・スポーツを行いやすい環境の充実に取り組みます。
- 睡眠や休養が健康づくりに大切なことを、啓発していきます。
- 飲酒が及ぼす健康への影響と飲酒に関する正しい知識について、普及啓発を行います。

重点事業

高齢者の健康づくりの推進

(生涯スポーツ課)

- ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、高齢者が自主的・積極的に安心してスポーツを行うことができる環境づくりを推進します。また、スポーツ指導員やスポーツボランティアを養成し、各種教室やイベントで活用していくことで、高齢者が身近な地域で安全・安心にスポーツに取り組むことができるようにしていきます。
- ・これからスポーツを始める方、日頃からスポーツに取り組んでいる方が自身の体力状況を把握した上で運動の継続を促すための、体力テスト測定会を実施します。また、高齢者が手軽に取り組めるスポーツプログラムとして、本区の推奨スポーツであるグラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、ダーツの3種目を普及促進します。さらに、身近な場所で手軽に取り組めるウォーキングを推進するために、ウォーキング・ランニング事業を実施します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
スポーツ指導員及び スポーツボランティア の活動数	281 人	430 人	470 人	500 人	520 人	540 人	560 人	増やす
高齢者スポーツ事業 (教室等)の参加者数	7,803 人	8,913 人	9,011 人	9,102 人	9,200 人	9,200 人	9,200 人	増やす

障害者スポーツの推進

(生涯スポーツ課)

- ・障害者が自主的かつ積極的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成と発掘をするとともに、年間を通して定期的に教室や開放事業を開催して指導員の活動の場を提供します。また、共生社会の実現に向けて、ユニバーサルスポーツの普及と発展及び指導員やボランティアの育成を目指します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
障害者スポーツ指導員の活動人数	365 人	485 人	528 人	571 人	614 人	657 人	700 人	増やす
障害者スポーツ事業の参加者総数	2,295 人	2,376 人	2,395 人	2,413 人	2,432 人	2,451 人	2,471 人	増やす

区民健康スポーツ参加促進事業

(生涯スポーツ課)

- ・区民のスポーツ実施率を向上させるため、一般社団法人葛飾区スポーツ協会と連携して、スポーツ協会加盟 41 団体が実施するスポーツ体験教室や大会、指導員養成等について支援します。これにより、区民が様々なスポーツに参加できる機会を提供し、いつまでも健康で過ごせるようにしていきます。
- ・かつしかふれあいRUNフェスタは、堀切水辺公園をメイン会場に荒川河川敷管理道路をコースとして実施しています。今後、おもてなしサービスやコースの充実等を図り、区民により身近なイベントとして、地域事業者や地域団体との連携を深めるとともに、家族みんなで参加者を応援することや、ボランティアとして大会に参加するなど、ランナー以外の区民も参加できる葛飾らしいイベントとしていきます。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
区民健康スポーツ参加促進事業総参加者数	4,123 人	4,221 人	4,271 人	4,320 人	4,370 人	4,419 人	4,469 人	増やす
かつしかふれあいRUNフェスタ総参加者数	9,259 人	9,500 人	10,600 人	11,700 人	12,000 人	12,000 人	12,000 人	増やす

実施事業

事業名	事業内容	担当課
区民健康づくり支援	(1-1 地域と進める健康づくり参照)	健康推進課 保健センター 生涯スポーツ課
かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備	かつしか地域スポーツクラブが地域スポーツの担い手としてさらに重要な役割を果たすことができるよう、育成と支援を続け、地域住民が主体的に取り組むスポーツ環境の充実を図ります。	生涯スポーツ課
かつしかスポーツフェスティバル	スポーツの日において区民に広くスポーツについて関心と理解を深めるため、区内全スポーツ施設を利用して、各種スポーツイベントを実施します。	生涯スポーツ課
エンジョイスポーツ	子どもから高齢者まで、多くの区民がスポーツ活動を楽しみ、生涯にわたりスポーツ活動を継続するきっかけづくりを目的として「エンジョイスポーツ」を開催します。	生涯スポーツ課
キャプテン翼CUPかつしか	U-12 のジュニアチームによる 8 人制のサッカー大会「キャプテン翼CUP」を、葛飾区と招待チームで実施します。また、漫画『キャプテン翼』に登場するチームゆかりの自治体を招いた物産展やスポーツ体験ブース、フードブースなど、サッカーファン以外でも楽しめるイベントとして開催します。	生涯スポーツ課
スポーツ施設の利用しやすい環境整備	区民が安全、安心にスポーツ活動に取り組むために、スポーツ施設の継続的なメンテナンスと計画的な改修を行っていきます。	生涯スポーツ課
健康遊具設置事業	区民の健康づくりを推進するため、歩いて行ける身近な公園・児童遊園に、手軽に運動できる健康遊具の設置を進めます。	公園課
睡眠・飲酒に関することの普及啓発	こころの健康に関する講演会・講座等を開催します。	保健センター
乳幼児健康診査などでの啓発	子どもの身体や脳の成長発達の基盤になる生活習慣の大切さについて保健指導を行います。	保健センター
健康総合相談「健康ホットラインかつしか」	(1-5 こころの健康づくり(自殺対策の推進)参照)	地域保健課
区民と事業者の健康活動促進事業(健康アプリ事業)	(5-1 自然に健康になれる環境づくり参照)	政策企画課 産業経済課 商工振興課 健康推進課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 日常的に歩くなど、意識して身体を動かしましょう。
- 運動の意義を理解し、工夫して日常生活における身体活動量を増やしましょう。
- 自分の体力に応じた運動・スポーツに取り組みましょう。
- 適切な睡眠のとり方を知り、実践しましょう。
- 睡眠障害が続く場合は、専門機関に相談し、必要に応じて医療機関を受診しましょう。
- 生活習慣病のリスクを高める量※を飲酒している方は、飲み方を見直しましょう。

※「健康日本21（第三次）」では、「1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上」を生活習慣病のリスクを高める飲酒量としています。
※アルコール20gは、ビール500ml1缶1本に相当します。



関係機関・団体等の取組

- 区と協働してスポーツ教室やスポーツ大会、体験会などを開催します。
- 子どもや高齢者など、多様な世代が参加できる運動の機会を提供します。
- ユニバーサルスポーツの普及啓発を行います。
- 適切な睡眠・休養の意義やとり方について普及啓発を行います。
- 従業員が適切な睡眠・休養をとることができるよう配慮します。
- 飲酒が及ぼす健康への影響と飲酒に関する正しい知識について、普及啓発を行います。

コラム

適切な睡眠が十分確保できない方へ

毎日を健やかに過ごすための「睡眠5原則」

<第1原則>

からだところの健康に、
適度な長さで休養感のある
睡眠を

<第2原則>

光・温度・音に配慮した、
良い睡眠のための環境づくり
を心がけて

<第3原則>

適度な運動、しっかり朝食、
寝る前のリラックスで眠りと
目覚めのメリハリを

<第4原則>

カフェイン、お酒、たばこなど、
嗜好品とのつきあい方に気を
つけて

<第5原則>

眠れない、眠りに不安を
覚えたら専門家に相談を



睡眠環境・生活習慣・嗜好品に気を付けて、Good Sleepを

出典：厚生労働省「ぐっすり Good Sleep ガイド」

基本施策5 喫煙・受動喫煙対策



たばこの煙は、化学物質や発がん物質などの多くの有害物質を含みます。

このため、喫煙はがんや循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの呼吸器疾患をはじめ、糖尿病や歯周病など、様々な生活習慣病を引き起こす原因となります。

妊娠中の女性の喫煙は、早産や死産、低出生体重児などのリスクを高め、授乳中の女性がたばこの煙を吸うと、母乳中にニコチンが混じり、乳児がニコチンを取り入れることにもつながります。妊娠中や授乳中の女性は胎児や乳児の健康への影響を避けるため、禁煙する必要があります。また SIDS（乳幼児突然死症候群）の予防のためにも、産婦だけでなく、周りの方の禁煙は必要です。

また、喫煙者が直接吸い込む主流煙よりも、たばこの先から立ち昇る副流煙や喫煙者が吐き出す呼出煙の方がより多くの有害物質を含んでいるため、体に及ぼす影響は直接喫煙するよりも受動喫煙の方が大きいといわれています。

葛飾区では、喫煙による健康への影響について普及啓発をするとともに、国の「健康増進法」、「東京都受動喫煙防止条例」などに沿い、望まない受動喫煙の防止に向けて、受動喫煙対策の推進に取り組みます。

施策目標

喫煙している区民の割合を減らします。

受動喫煙を生じさせない環境の整備を進めます。

指標

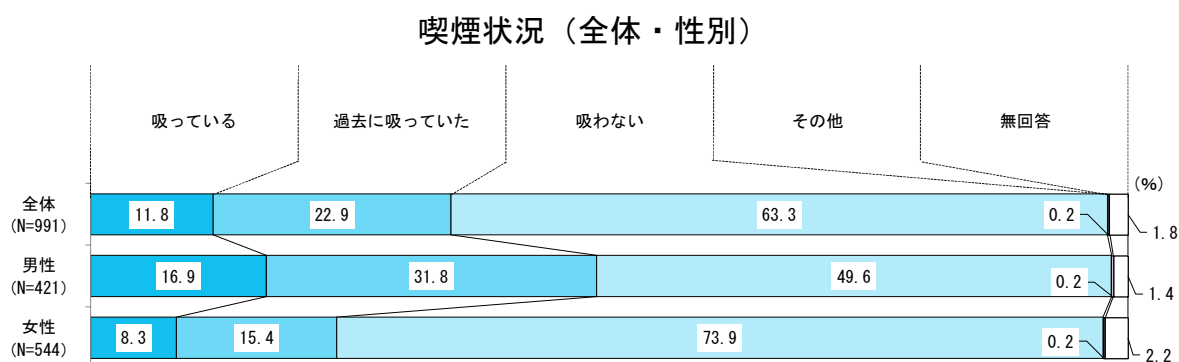
指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和 12 (2030) 年度	指標の 方向
乳児を持つ親の喫煙率	4 か月児健康診査時のアンケート	25.1%	23.3%	減らす
国民健康保険加入者の特定健康診査における喫煙者の割合	特定健診の問診における喫煙している人の割合	22.7%	12.2%	減らす
1 か月内で受動喫煙の機会がなかった区民の割合	葛飾区保健医療実態調査	38.2%	56.2%	増やす

1 現状と課題

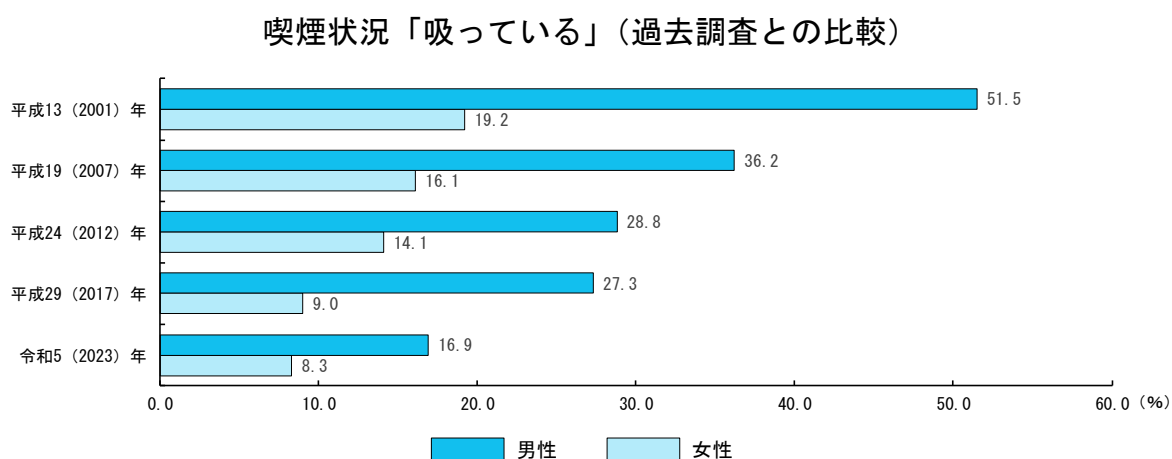
(1) 喫煙状況

令和5(2023)年調査によると、喫煙状況は「吸っている」が全体で11.8%、男性は16.9%、女性は8.3%となっています。過去の調査結果と比較すると、男女とも減少傾向にあります。全国の調査(令和4(2022)年国民健康・栄養調査)と比べると男性は全国(24.8%)より7.9ポイント低く、女性は全国(6.2%)より2.1ポイント高くなっています。

また、令和5(2023)年度の葛飾区特定健康診査の問診における喫煙している人の割合は、男性33.1%、女性は14.5%となっています。

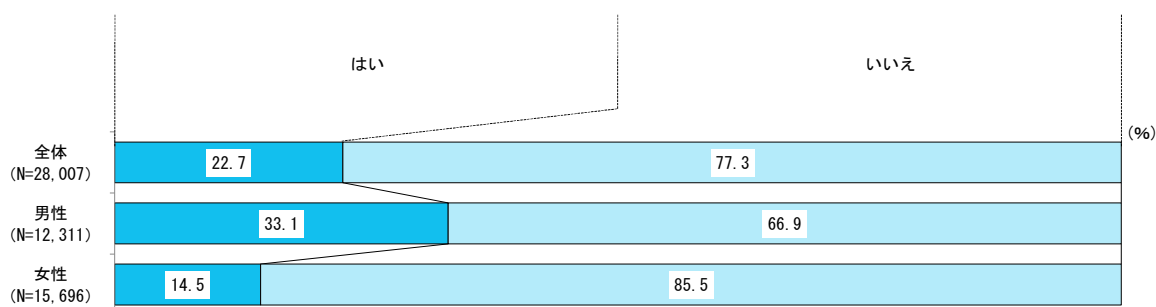


出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」

喫煙状況（葛飾区特定健康診査問診）



出典：葛飾区「葛飾区特定健康診査」（令和5（2023）年度）

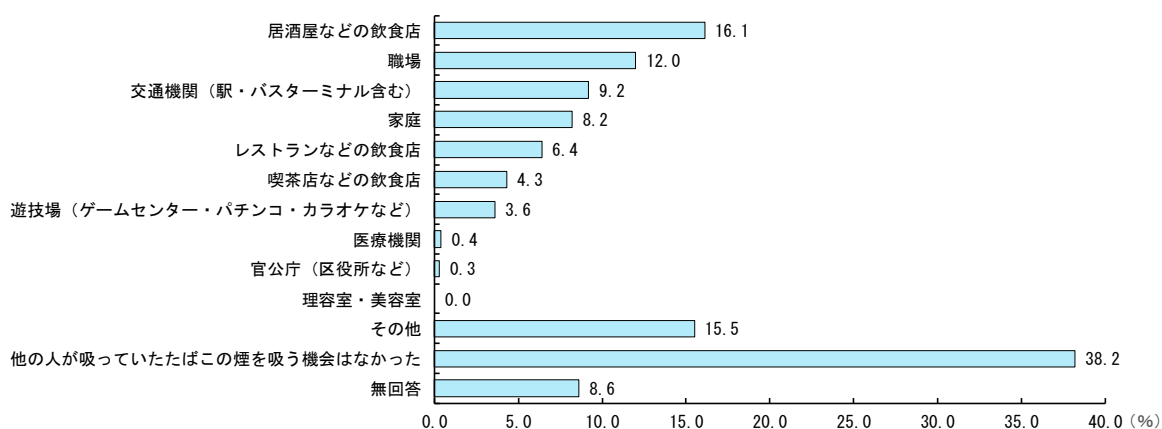
（2）副流煙を吸う機会があった場所

令和5（2023）年調査によると、副流煙を吸う機会があった場所は、「居酒屋などの飲食店」が16.1%で最も高く、次いで「職場」12.0%、「交通機関」9.2%の順となっています。

「他の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会はなかった」は約4割にとどまっており、引き続きの受動喫煙対策が必要です。

副流煙を吸う機会があった場所

N=991



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）



2 区の取組



取組の方向性

- 喫煙の健康への影響についての正しい知識の普及啓発を行い、受動喫煙防止を推進します。

重点事業

受動喫煙防止普及啓発事業

(健康推進課)

- ・飲食店等の事業者に対する受動喫煙対策の相談や指導を実施します。
- ・たばこの健康への影響について正しい知識の普及を図ります。また、禁煙を希望する区民へ禁煙外来治療費を助成します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
飲食店等への受動喫煙対策の相談・指導	苦情があった飲食店等へ立入検査	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	対象施設指導、新規店舗に対する制度周知	継続実施
禁煙外来治療費助成者数 (治療完了者数)	12人	35人	35人	35人	35人	35人	35人	継続実施

受動喫煙対策を施した公衆喫煙所の設置

(健康推進課)

- ・望まない受動喫煙を生じさせないように、喫煙所を設置する民間事業者に対して、その費用の一部を補助します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
公衆喫煙所整備費等の助成 新規件数	0件	1件	2件	2件	2件	2件	2件	増やす

実施事業

事業名	事業内容	担当課
健康総合相談「健康ホットラインかつしか」	(1-5 こころの健康づくり(自殺対策の推進)参照)	地域保健課
路上喫煙パトロール	喫煙禁止区域で路上喫煙をしている人に対して、決められた場所で喫煙するよう案内します。	地域振興課
喫煙禁止区域の周知	喫煙禁止区域をHP、京成バスの車内放送、駅前の公共サイン等で周知します。	地域振興課
指定喫煙場所の設置	喫煙禁止区域の指定と併せて設置し、たばこのポイ捨て防止と分煙環境を整備します。	地域振興課

事業名	事業内容	担当課
ゆりかご葛飾	妊娠中から就学前までの親子に対し、様々な事業や関わり の機会に喫煙の健康への影響の情報提供を行います。	保健センター
乳幼児健診	健診時に喫煙の健康への影響の情報提供を行います。	保健センター
母子保健事業	教室等の開催時に喫煙の健康への影響の情報提供 を行います。	保健センター

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響について正しい知識を持ち、理解を深めましょう。
- 受動喫煙防止に努めましょう。



関係機関・団体等の取組

- 禁煙を希望する人に対して禁煙支援を行います。
- 受動喫煙防止対策に積極的に取り組みます。
- 20歳未満へのたばこの販売、提供は行いません。



コラム たばこ、やめませんか？

たばこによる健康被害

- 喫煙による年間死亡者数は推定約 13 万人です。
- がん、脳卒中、COPD 等 22 の病気・病態になりやすくなることが科学的に明らかになっています。

死亡 1.7 倍 肺がん 4.5 倍
食道がん 3.7 倍 虚血性心疾患 2.9 倍

受動喫煙の危険性

- 受動喫煙による年間死亡者数は推定約 1 万 5 千人です。
- 受動喫煙にさらされている人は、病気にかかりやすくなります。

肺がん 1.3 倍 虚血性心疾患 1.2 倍
脳卒中 1.3 倍 乳幼児突然死症候群 (SIDS) 4.7 倍

出典：東京都保健医療局「禁煙啓発リーフレット「自分のために。家族のために。タバコ、やめませんか？～禁煙でみんな幸せに～」」

自分にあった禁煙方法を選ぼう！

「医療機関で禁煙治療を受ける」



▽こんな方におススメ

- ニコチン依存度が中程度～高い人
- 禁煙する自信がない人
- 過去に禁煙して禁断症状が強かった人など

「薬局・薬店でニコチンパッチやニコチンガムを使ってやめる」



▽こんな方におススメ

- ニコチン依存度が低い～中程度の人
- 禁煙する自信が比較的ある人
- 忙しくて医療機関を受診できない人など

出典：厚生労働省「禁煙支援マニュアル（第二版）増補改訂版 資料 3 喫煙者用リーフレット（短時間支援用）」

基本施策 6 歯と口の健康づくり



歯と口の健康は、食べる喜びや、話す楽しみなどの生活の質に大きく関係し、心身の健康の基礎となるものです。幼少期の発育や、成人においては肥満や糖尿病等の生活習慣病とも関連し、全身の健康の維持・増進に影響を及ぼすといわれています。生涯にわたって歯と口の健康を維持するためには、若い頃からかかりつけ歯科医を持って口腔ケアや定期的な歯科健康診査を受け、むし歯及び歯周病を予防することが大切です。また、高齢期においては健康寿命延伸のために、口腔機能の維持・向上が重要になり、身体状況にあった口腔ケアが必要です。

ライフステージに応じた歯科健康診査や歯科保健指導、歯科保健に関する知識の普及啓発を充実させ、歯と口の健康づくりを推進します。

施策目標

むし歯や歯周病を予防し、歯の本数維持につなげます。
かかりつけ歯科医を持っている区民の割合を増やします。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和 12 (2030) 年度	指標の 方向
3 歳児でむし歯のある区民の割合	3 歳児健康診査 (歯科健康診査)	7.4%	6.0%	減らす
60 歳で 24 本以上自分の歯を有する区民の割合	成人歯科健康診査	89.7%	90.4%	増やす
80 歳以上で 20 本以上自分の歯を有する区民の割合	長寿歯科健康診査	65.4%	68.9%	増やす
かかりつけ歯科医を持っている区民の割合	葛飾区保健医療実態調査	70.5%	71.9%	増やす

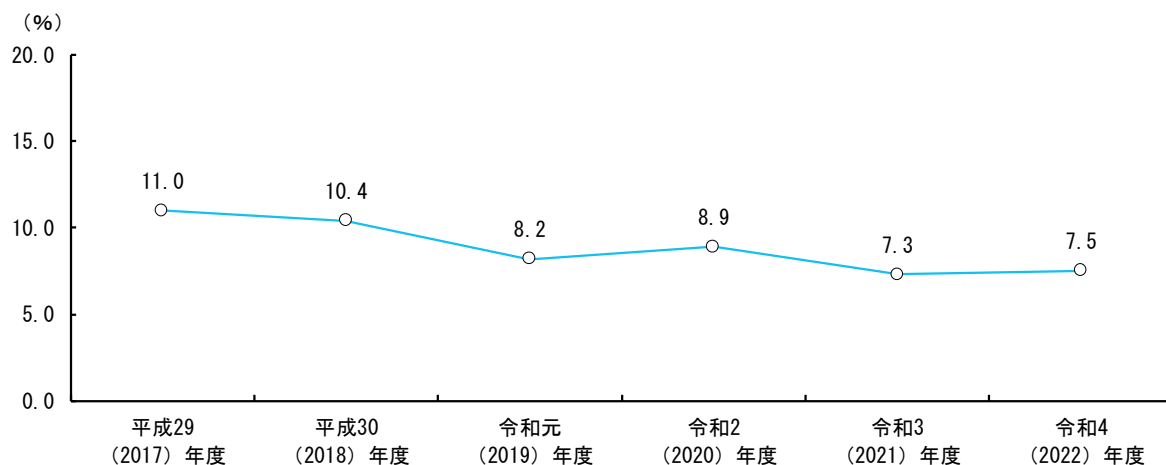


1 現状と課題

(1) 3歳児でむし歯のある区民の割合

令和4（2022）年度は7.5%と、平成29（2017）年度の11.0%に比べて減少しています。更なる減少に向けて、歯科保健指導を充実させます。

3歳児でむし歯のある区民の割合

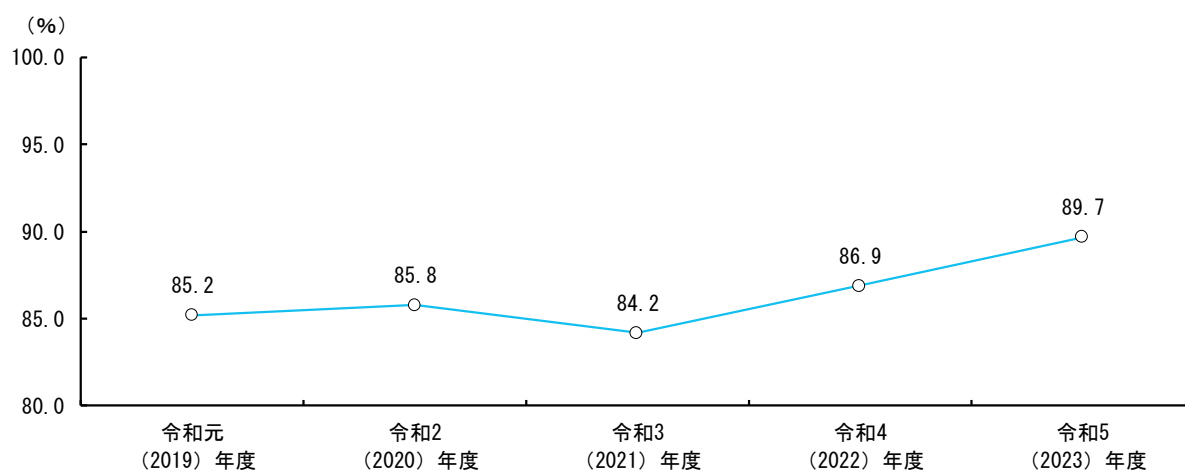


出典：東京都福祉保健局「東京の歯科保健」

(2) 60歳で24本以上の歯を持っている区民の割合

令和5（2023）年度は89.7%と、令和元（2019）年度の85.2%に比べて増加しています。

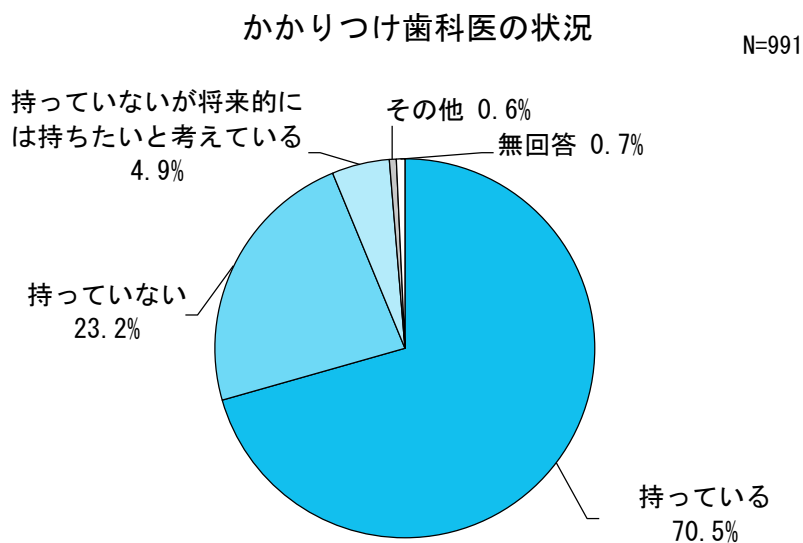
60歳で24本以上の歯を持っている区民の割合



出典：葛飾区「庁内資料」

（３） かかりつけ歯科医の状況

令和5（2023）年調査によると、かかりつけ歯科医を「持っている」割合は70.5%になっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和6（2024）年3月刊行）

（４） 3歳児で4本以上のむし歯のある区民の割合

多数のむし歯のある3歳児の割合を減らすための取組を進める必要があります。

3歳児で4本以上のむし歯のある区民の割合

	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
むし歯なし	92.5%	92.6%
むし歯1本～3本	5.1%	4.6%
むし歯4本以上	2.4%	2.8%

出典：葛飾区「庁内資料」

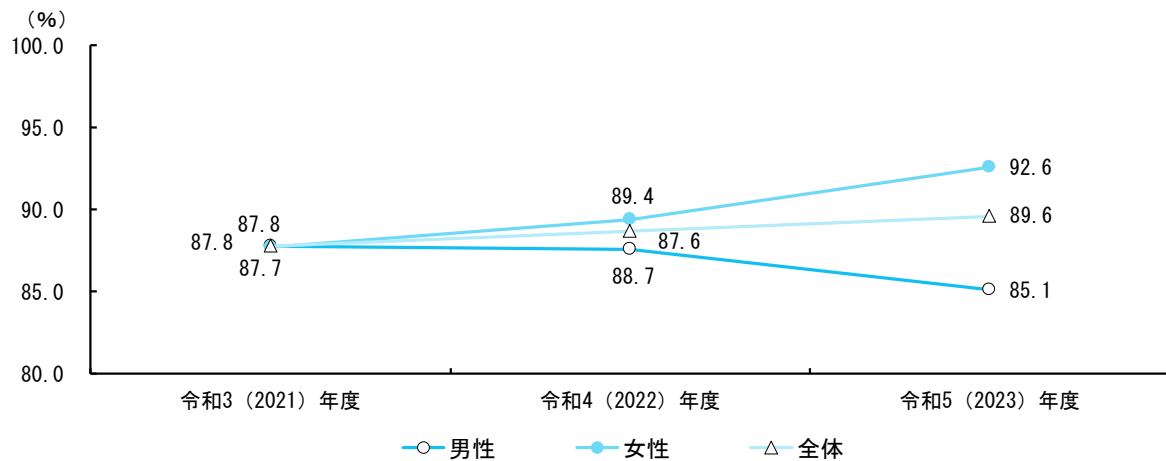


(5) 40歳で喪失歯のない区民の割合

40歳で喪失歯のない区民の割合は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけて、女性で増加傾向にある一方、男性では減少傾向にあります。

歯を失う原因は主にむし歯と歯周病のため、セルフケアとかかりつけ歯科医による管理により喪失歯のない区民の割合を増やします。

40歳で喪失歯のない区民の割合



出典：葛飾区「庁内資料」



△歯科健診の様子



△歯科相談の様子

2 区の実施



取組の方向性

- 乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた歯科健康診査や歯科健康教育を実施し、かかりつけ歯科医の定着を図り、生涯を通じた歯の健康づくりに取り組みます。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
長寿歯科健康診査	76・81歳の区民を対象に口腔内診査と口腔機能診査を実施し、結果に基づき治療勧奨や口腔機能維持を含めた保健指導を行うとともに、口腔機能維持・向上のためのフォロー教室を実施します。	健康推進課
歯科健康教育	むし歯や歯周病等の予防、噛むこと飲み込むことなどの口腔機能の維持について、区民の年齢や状況に応じた健康教育や健康相談を行います。	健康推進課
妊婦歯科健康診査	妊娠中の区民を対象とした歯科健康診査を実施し、妊娠期特有の歯科疾患を予防します。さらに妊婦の歯と口の状態が影響を与える胎児の健康も守ります。	健康推進課
親子の歯育てすくすくクラブ（すくすく歯育て支援事業）	歯が生え始める10か月児とその母親（保護者）を対象に、歯科衛生士による歯や口に関する歯科相談を実施します。	健康推進課
ハッピーバースデーすくすく歯科健診（すくすく歯育て支援事業）	1歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導を実施します。むし歯予防のポイントや家族でのケアの方法について個別にアドバイスを行うとともに、必要に応じて個別育児相談を行います。	健康推進課
1歳6か月児歯科健康診査	奥歯が生え始める時期の1歳6か月児健康診査において歯科健康診査及び歯科保健指導を実施します。	子ども家庭支援課 保健センター 健康推進課
すくすく歯育て歯科健診（すくすく歯育て支援事業）	むし歯が急増する2歳の時期に子どもと母親（保護者）をひと組にした歯科健康診査と予防処置を行います。さらに2歳児においては歯科健康診査と予防処置を追加して2回目を行います。	健康推進課
3歳児歯科健康診査	乳歯20本が生えそろう時期の3歳児健康診査において歯科健康診査を実施します。	子ども家庭支援課 保健センター 健康推進課
成人歯科健康診査	30歳～70歳の5歳刻みの区民を対象とした歯科健康診査を実施します。	健康推進課
障害児・者歯科診療	障害などにより、一般の歯科医療機関での受診が困難な方に対して、ひまわり歯科診療所において歯科診療等を行います。	健康推進課
ねたきり高齢者歯科診療	在宅療養中で、一般の歯科医療機関での受診が困難な方に対して、訪問歯科診療又は、たんぽぽ歯科診療所に搬送して歯科診療等を行います。	健康推進課
歯科医療連携推進事業	かかりつけ歯科医紹介窓口を葛飾区歯科医師会に委託し、かかりつけ歯科医を探している方に対し、症状に応じて適切な歯科診療を受けることができる歯科医院を紹介します。	健康推進課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 歯と口の健康に関する正しい知識を持ち、実践しましょう。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に専門的な口腔ケアを受けましょう。



関係機関・団体等の取組

- かかりつけ歯科医として、区民の歯科疾患の予防を支援します。
- 各種歯科健康診査、健康教室、ねたきり高齢者及び障害児・者歯科診療の実施に協力します。
- 歯と口の健康が、全身の健康に関与していることを普及啓発します。



はちまるにいまる

8020を目指して

はちまるにいまる

8020とは？

はちまるにいまる

- 8020とは「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動で、20本以上の歯があれば食生活にほぼ満足できると言われています。
- 「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めてこの運動が始まりました。歯を失う原因は、主にむし歯と歯周病であり、^{はちまるにいまる}8020達成に向け、より若い世代からの予防対策が重要です。

かかりつけ歯科医をもちましょう

- 定期的に歯科健診や歯科保健指導、予防処置を受けましょう。



歯や口のセルフケアをしましょう

- ライフステージに応じた口の手入れ方法を身につけましょう。



基本目標3 安全安心な生活環境の確保

基本施策1 感染症対策



結核発病のリスクが高い高まん延国からの訪日外国人の増加や、コロナ禍での受診控えの解消などによる今後の発生数の変化を注視していくとともに、結核をはじめとする感染症の拡大予防やまん延防止を継続的に推進する必要があります。

新型インフルエンザ等は周期的に発生し、大きな健康被害をもたらし、生活や経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、本区では、平成26（2014）年7月に「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。このたびの新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて、計画を改定し、区の体制を更に強化していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症への対応では、度重なる感染者の急増・拡大に伴い、疫学調査や健康観察等の増大による保健所業務のひっ迫や人員不足など、様々な課題に直面しました。これらの課題については、医師会をはじめとした各関係機関との連携・協力と同時に、BCPを発動し全庁を挙げた応援体制の構築と外部人材の活用等により対応しました。

一方、国は新たな感染症に備えて「感染症法」、「地域保健法」及び同基本指針を改正し、保健所設置自治体に対して平時から業務の重点化や絞り込み、人員体制や応援職員の受援計画などを定めるよう、健康危機対処計画の策定を規定しました。本区では、令和5（2023）年度に医師会や感染症診療協力医療機関などを構成員とした感染症対策協議会を設置し、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた課題の整理、取りまとめを行い、新たな感染症にも対応する「葛飾区感染症予防計画」を令和6（2024）年3月に策定しました。

施策目標

結核罹患率を減少させます。

感染症の発生を予防し拡大を抑制します。



指標

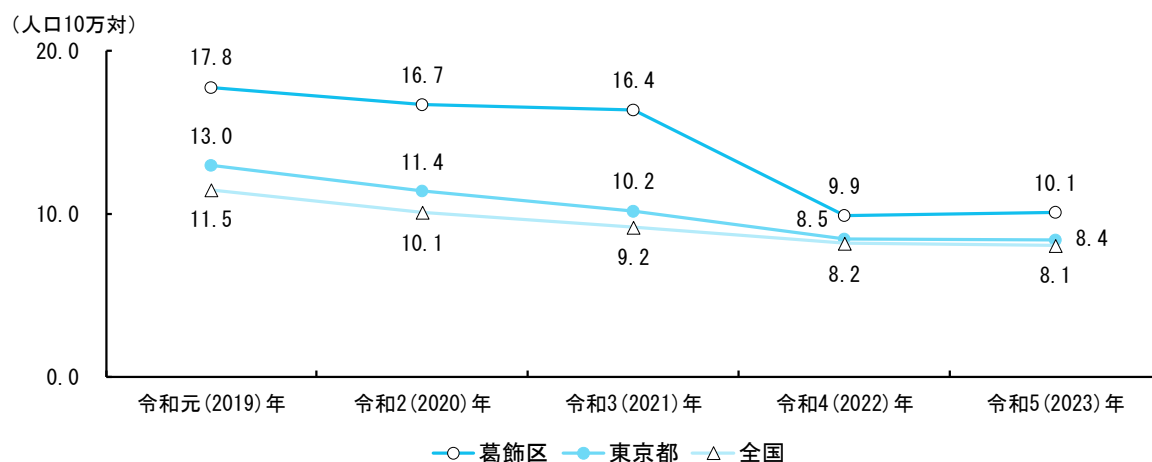
指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
結核罹患率 (人口10万対)	新規登録患者数／人口 ×10万	10.1	6.8	減らす
感染症予防のための行動 に取り組んでいる区民の 割合	葛飾区政策・施策マーケ ティング調査	95.1%	97.8%	増やす

1 現状と課題

(1) 結核罹患率

葛飾区の結核の罹患率は令和5（2023）年では10.1で、令和元（2019）年の17.8に比べると減少傾向にありますが、国や東京都よりもやや高くなっています。結核発病の防止に対する取組が必要です。

結核の罹患率の推移



出典：(全国・東京都) 厚生労働省「結核登録者情報調査年報集計結果」
(葛飾区) 葛飾区「庁内資料」

2 区の取組



取組の方向性

- 感染症の発生を防止するために、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、平時から感染症の発生及びまん延の防止に取り組みます。
- 感染症のまん延や重篤化防止の予防接種を実施します。
- 感染症が発生した場合には、速やかに調査・指導を行い拡大を抑制します。

重点事業

感染症対策の強化

(保健予防課)

- ・国内で発生しうる様々な感染症や新興感染症に対応するために関係機関と連携し、感染症対策を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた業務体制の確立を目指します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
感染症対策協議会の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
感染症予防計画に基づく訓練の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

風しんの流行拡大及び先天性風しん症候群の発生防止対策の強化

(保健予防課)

- ・妊娠初期に妊婦が感染すると、先天性風しん症候群（目や耳、心臓に障害がでる）のリスクが高くなります。風しんの流行拡大と先天性風しん症候群の発生を防止するために、風しん抗体検査や予防接種を受けやすい環境を整備するとともに、風しん患者が発生したら、直ちに、疫学調査と保健指導を適切に実施します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
風しん抗体検査及び予防接種の費用助成	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施
疫学調査、保健指導の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施

実施事業

事業名	事業内容	担当課
結核予防事業	乳児に BCG 接種を積極勧奨し、結核の免疫力を高め、小児の結核性髄膜炎の発病を予防します。結核患者が発生した場合は、積極的疫学調査をし、同居などの家族や接触者等の健康診査を実施し、結核の予防と早期発見に努めます。	保健予防課
結核患者の治療成功率向上事業	結核患者に家庭訪問や面接相談の方法により、治療の継続ができるよう保健指導、療養の支援を行います。	保健予防課
結核医療公費負担事業	感染性があり入院治療が必要となった結核患者に対し、入院医療費の全額を原則公費負担します。その他の結核患者については指定医療機関で受ける結核の医療に要する自己負担分の費用を公費負担します。	保健予防課
結核検診	結核の早期発見のために、区立小・中学校の全児童・生徒を対象に問診票等による調査を行い、必要に応じて精密検査を実施します。	学務課 保健予防課
エイズ・性感染症対策	エイズや性感染症について正しい知識の普及啓発のために、性感染症予防相談、抗体検査を実施します。また、中学校、高校に対しては、充実した性感染症の健康教育を行いやすくするためのツールや情報を提供します。	保健予防課 保健センター
子どもの予防接種事業	「予防接種法」に基づいた定期予防接種の実施、任意予防接種の費用助成により、感染症のまん延を防ぎ、重篤化を防止します。 ＜定期予防接種の種類＞ ①DPT-IPV-Hib （ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ） ②ロタウイルス ③小児用肺炎球菌 ④B 型肝炎 ⑤MR（麻しん、風しん） ⑥水ぼうそう ⑦日本脳炎 ⑧DT（ジフテリア、破傷風） ⑨BCG ⑩HPV（ヒトパピローマウイルス） ＜任意予防接種の種類＞ ①MR（麻しん、風しん） ②水ぼうそう ③おたふくかぜ ④小児インフルエンザ ⑤HPV（ヒトパピローマウイルス）	保健予防課 保健センター
高齢者等の予防接種事業	「予防接種法」に基づいた定期予防接種を実施、任意予防接種の費用助成により、感染症による疾病の重篤化を防止します。 ＜定期予防接種の種類＞ ①インフルエンザ ②高齢者肺炎球菌 ③新型コロナウイルス感染症 ＜任意予防接種の種類＞ ①風しん ②带状疱疹	保健予防課 保健センター

事業名	事業内容	担当課
感染症予防対策	平常時は、感染症予防について普及啓発及びサーベイランス（発生動向調査）を活用して監視を行い、発生時には、速やかに原因の究明及び感染拡大防止のための積極的疫学調査・指導を実施します。 また、感染症発生に備え、医療機関等の関係機関と協働し、講習会や発生時の対応訓練を行います。さらに、感染症に関する情報共有を効率的に行う体制や必要な医療資材の備蓄などを行います。	保健予防課
緊急肝炎ウイルス検査事業	過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、区内指定医療機関で肝炎ウイルス検査を実施します。	保健予防課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 予防接種を積極的に受けましょう。
- 平常時から手洗い、マスク着用、咳エチケットなど感染症予防を行いましょう。
- 感染症に関する正しい知識を持ち、行動しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 各種予防接種の実施に協力します。
- 正しい情報を得て、連携、協力を図りながら感染症予防に取り組みます。
- HIV 感染予防の理解を深め、感染者が安心できる環境づくりに取り組みます。



コラム その咳、本当に風邪ですか？

結核は、過去の病気ではありません！

- 日本で、1日に62人が新たに診断されている病気、それは「結核」です。
- 都内では年間約3,000人の新たな結核患者が発生しており、そのうち働き盛り世代が3分の1を占めています。結核は、どの年代の方もかかる可能性のある病気です。

2週間以上咳が続く場合は医療機関を受診しましょう

- 以下のような症状がある人は、結核の可能性も考え、胸部レントゲン検査を相談しましょう。結核は、適切に服薬治療を行えば治る病気です。



咳・たん



発熱



体のだるさ



食欲不振

出典：東京都保健医療局「その咳、本当に風邪ですか？」

基本施策 2 食品の衛生



食生活の多様化・輸入食品の増大・遺伝子組み換え食品を代表とする新開発食品の登場など、食を取り巻く環境が大きく変化しており、食品の安全に対する区民の関心がより一層高まっています。

食品の安全を確保するため、食品関係事業者への監視指導を適正に実施するとともに、葛飾区食品衛生協会と協働し、食品関係事業者による自主的衛生管理を推進します。また、区民・食品関係事業者・区三者のリスクコミュニケーションなどを通して、食品に対する安全・安心についての相互理解を深められるよう普及啓発していきます。

令和3（2021）年6月1日より「食品衛生法」の一部が改正され、原則全ての食品関係事業者に対して、一般衛生管理に加えてHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の実施が義務づけられました。そのため、営業許可を更新するタイミングで、食品関係事業者に対してHACCPが制度化された趣旨の周知を徹底するとともに、衛生状態を向上させるよう技術的な支援・指導を推進します。

施策目標

食品の安全を確保します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
食品等の収去検査適合率	適合数／総検査数×100	96.8%	97.4%	増やす



1 現状と課題

(1) 食中毒の発生状況

食中毒が発生した場合は、迅速な対応をしています。

食中毒発生状況の推移

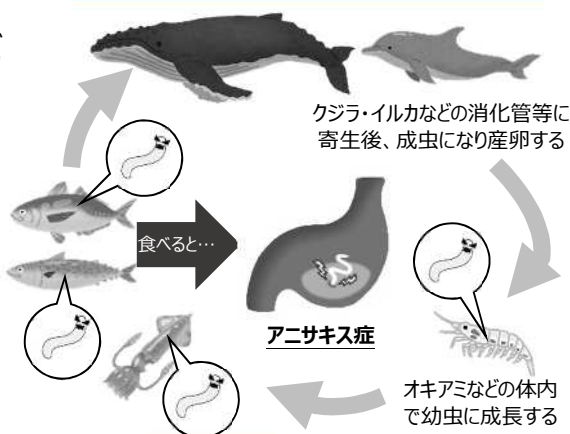
年度	葛飾区内の食中毒発生状況		食中毒の疑いによる調査	
	件数	患者（人）/喫食数（食） （病因物質）	葛飾区内の件数 （有症苦情）	葛飾区外の件数 （関連調査）
令和元（2019）	1	①1/2（アニサキス）	41	11
令和2（2020）	2	①3/3（カンピロバクター） ②21/875（黄色ブドウ球菌）	22	1
令和3（2021）	1	①4/5（カンピロバクター）	20	6
令和4（2022）	5	①1/2（アニサキス） ②1/2（アニサキス） ③1/4（アニサキス） ④1/2（アニサキス） ⑤1/2（アニサキス）	31	4
令和5（2023）	1	①3/6（カンピロバクター）	43	9

出典：葛飾区「庁内資料」

コラム アニサキスとは？

都内の食中毒原因の第1位

アニサキスとは、幼虫としてサバやカツオ、イカなどの魚介類の体内に生息しています。
 ヒトの体内では成長することができないので、アニサキスに寄生された魚介類を食べても通常は排出されたり、体内で死んでしまいます。
 しかし、胃や腸壁に侵入して、食中毒の症状を引き起こすこともあり、ここ最近、**都内の食中毒原因の第1位**となっています。



アニサキス症の特徴

● 生食で原因になりやすい魚介類は？

サバ（しめ鯖を含む）、アジ、イカ、カツオ、サケ、サンマ等の内臓や筋肉

● 症状は？

食後数時間から数日で、激しい腹痛
 ・吐き気・嘔吐・蕁麻疹等の症状



予防法

● 加熱調理する！

（60℃で1分以上、70℃以上では瞬時に死滅します。）

● -20℃で24時間以上、冷凍する！

（魚体の中心部までしっかり冷凍すると死滅します。）

● 新鮮な魚介類の内臓は早期に除去する！

（アニサキスは放置すると、内臓から筋肉（身の部分）に移行しやすくなります。）

お酢・醤油・ワサビでは死滅しない



2 区の実取組



取組の方向性

- 食品の安全を確保するため、食品関係事業者への監視指導を適正に実施するとともに、葛飾区食品衛生協会と協働し、食品関係事業者による自主的衛生管理を推進します。
- 食品の安全について区民が理解を深め、食品の適切な取扱方法を自ら判断できるよう、食品の安全に関する正確な情報を積極的に発信していきます。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
食品衛生許認可・監視指導	「食品衛生法」などにに基づき、食品取扱施設について許可や届出等の事務を行います。また、食品の取扱方法や施設設備が衛生的に保たれるよう、監視指導を徹底します。さらに、葛飾区内で製造・販売されている食品等を検査し、その安全性を確認します。	生活衛生課
食品衛生普及・啓発	講習会やリスクコミュニケーション等を実施し、食品関係事業者や区民の食品衛生に関する知識を向上させます。また、食品の安全に関する情報を広報かつしかや区ホームページで積極的に発信します。	生活衛生課
食品衛生協会助成	葛飾区食品衛生協会に対し、食品の安全確保や危害発生の防止につながる活動に必要な費用を助成します。	生活衛生課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 食中毒を予防するため、食品の安全に関する知識と理解を深めましょう。



関係機関・団体等の取組

- 食品関係事業者は、食品の安全に関する正しい知識を持ち、日常の衛生管理を徹底します。
- 町会や自治会は、地域のお祭りで模擬店を出店する時には、区と連携して食品の安全確保に取り組めます。

基本施策3 生活環境の衛生



環境衛生関係施設（理・美容所、クリーニング所、旅館業営業施設、公衆浴場、プール施設など）は、多くの区民が利用することから安全性の確保が求められています。また、「住宅宿泊事業法」の施行及び「旅館業法」の改正により、民泊や小規模の旅館業営業施設を営むことができるようになるなど、宿泊施設が多様化しています。

このような施設に対しては、衛生検査に基づく監視指導を行います。また、施設に立ち入り衛生管理に必要な情報を積極的に発信するなど、施設が自主的に衛生環境を向上していけるよう、支援を拡充していきます。

ねずみによる被害や害虫の発生に関する相談は依然として多くあり、これら害獣・害虫の被害防止に関する情報提供が求められています。そのため、住居内におけるねずみ・害虫の対策のほか、水や空気の衛生に関する情報など、区民が衛生的な居住環境を維持するために必要な知識や情報を積極的に発信していきます。

第4章

施策目標

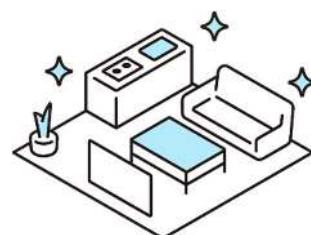
生活環境の衛生を確保します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
環境衛生施設の検査適合率	適合数／総検査数×100	91.6%	93.6%	増やす

基本目標3

安全安心な生活環境の確保



1 現状と課題

(1) 環境衛生関係施設数及び監視実施数の推移

「住宅宿泊事業法」の施行及び「旅館業法」の改正に伴い、今後は民泊や小規模の旅館業営業施設の増加が見込まれます。

環境衛生関係施設数の推移

(件)

		理容所(室)	美容所(室)	クリーニング所	公衆浴場	旅館業	興行場	プール	水道施設	温泉利用施設	墓地等	特定建築物	コインランドリー	小規模給水施設	計
施設数	令和元(2019)年度	319	660	301	46	102	3	95	642	1	129	64	101	5,169	7,632
	令和2(2020)年度	309	660	277	45	115	3	93	637	1	129	65	111	5,113	7,558
	令和3(2021)年度	300	675	272	43	116	3	94	631	1	129	66	111	5,077	7,518
	令和4(2022)年度	298	697	256	43	133	3	91	623	1	127	65	113	5,045	7,495
	令和5(2023)年度	292	699	229	43	185	3	89	605	1	127	71	117	5,008	7,469

出典：葛飾区「庁内資料」

監視実施数の推移

(件)

		理容所(室)	美容所(室)	クリーニング所	公衆浴場	旅館業	興行場	プール	水道施設	温泉利用施設	墓地等	特定建築物	コインランドリー	小規模給水施設	計
監視数	令和元(2019)年度	29	127	0	54	72	4	65	4	1	7	8	11	0	382
	令和2(2020)年度	39	131	47	31	110	3	28	6	1	14	21	16	13	460
	令和3(2021)年度	20	92	20	44	102	0	30	4	2	41	5	0	0	360
	令和4(2022)年度	85	239	55	51	74	3	22	6	1	19	21	3	3	582
	令和5(2023)年度	7	45	5	39	73	3	12	0	0	0	4	3	0	191

出典：葛飾区「庁内資料」

(2) 環境衛生・ねずみなどに関する相談

民泊施設のゴミ出しや公衆浴場の衛生面など、営業施設に関する苦情が増加傾向にあります。

環境衛生・ねずみなどに関する相談件数の推移 (件)

内容	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
シラミ	3	1	0	0	1
ダニ	2	7	7	10	2
その他の害虫	69	68	85	73	47
飲用水	3	5	8	14	4
営業施設(苦情)	56	31	29	47	54
居室内空気	0	3	3	4	1
井戸水	1	2	1	0	3
ねずみ	122	95	149	124	129
その他	26	5	1	12	25
計	282	217	283	284	266

出典：葛飾区「庁内資料」

コラム

宿泊施設(旅館・民泊)で特に注意すべき衛生害虫

トコジラミ(学名：Cimex lectularius)

【外見上の特徴】

- 大きさは成虫で**5～8mm**ほど。**丸扁平**でとても**薄い**。
幼虫も同様の形をしているが、成虫になるにつれ、褐色が濃くなっていく。

【行動の特性・その他特徴】

- 部屋の中の隙間に棲んでいる。
- 夜活動し、人や動物の血液を吸う。
- **殺虫剤が効きにくく、駆除作業が困難。**



トコジラミの予防・対策方法

- ① 施設内にトコジラミを**持ち込まない**。
(段ボールやキャリーケース、衣類等を介して持ち込まれることが多い。)
- ② 見つけた場合、ガムテープや掃除機等で捕獲する。
捨てる際には、袋を二重にして**密閉した状態**で廃棄。
また、少量発生であっても駆除が難しい害虫であるため、**専門業者への委託を検討する**。

2 区の取組



取組の方向性

- 衛生的な居住環境を維持するために、住居内におけるねずみや害虫の対策や、水や空気の衛生に関する情報など、区民が求める知識や情報の提供を行います。
- 理・美容所や旅館業営業施設、公衆浴場営業施設などの環境衛生関係施設に対しては、法令に基づき許可基準や衛生基準を定め、衛生検査に基づく監視指導を行います。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
環境衛生普及・啓発	環境衛生関係施設（クリーニング所、プール施設など）の衛生確保のために、営業者に対して講習会等を実施し、衛生知識を普及します。また、ねずみ防除講習会など区民向けの衛生講習会を開催し、衛生知識を普及します。さらに、ダニやシロアリ、蚊、ねずみ等の駆除などについての相談の受け付けや、雨水マスなどへの薬剤の散布を行います。	生活衛生課
環境衛生許認可事務・監視指導	法令に基づき、環境衛生関係施設に対しての許認可及び監視指導を実施します。	生活衛生課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 居住環境や衛生害虫などに関する正しい知識を身に付けましょう。
- ゴミの管理等を徹底し、ハエなどの衛生害虫が生息しにくい環境をつくりましょう。



関係機関・団体等の取組

- 正しい衛生知識を持ち、衛生管理を徹底します。

基本施策 4 動物の適正飼養



犬や猫などのペットは、家族の一員として大切な存在です。その一方で、鳴き声や臭い、ふん尿などに関する苦情や相談が近隣住民から寄せられています。保健所に寄せられる苦情・相談は、ペットを飼う際のマナーや飼い主のいない猫に関するものが多くなっています。また、飼い主のいない猫が特定の地域に集中して、生活環境の悪化も懸念されています。

このため、犬や猫の飼い主に対して、動物の適正な飼養（飼い方）に関する意識の向上を図るとともに、地域住民の動物愛護に関する理解を求めます。

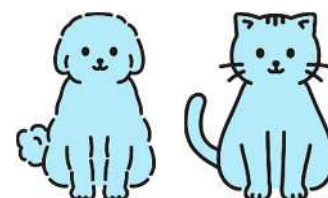
また、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用助成を継続するとともに、地域の実情に応じた飼い主のいない猫対策を進めます。

施策目標

動物の適正飼養を推進します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和 12 (2030) 年度	指標の 方向
相談解決率	初回の相談で完了した 件数／苦情件数×100	61.9%	71.9%	増やす



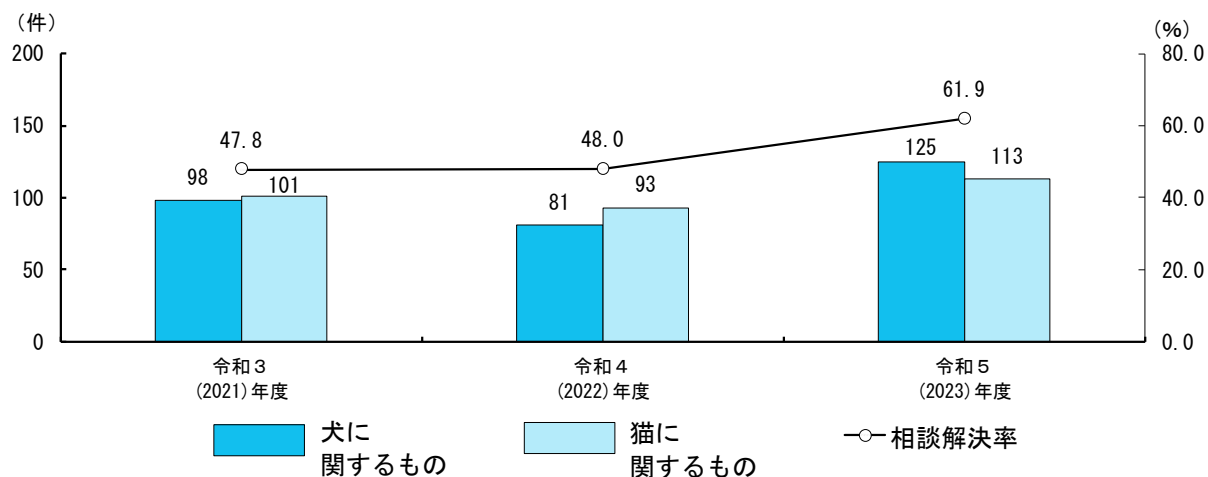
1 現状と課題

(1) 犬・猫に関する苦情件数

一回の対応で完了する犬・猫の苦情件数は増加傾向にあります。ただし、全体の苦情件数は依然として多い傾向にあります。

動物愛護及び適正飼養に関して、今後も普及啓発を進めていく必要があります。

犬・猫に関する苦情件数の推移



出典：葛飾区「庁内資料」



コラム

知っていますか？「地域猫」

猫と住民が共存できる地域へ

- 外にいる猫にご飯をあげている方を見かけることがあります。
- でも、猫がかわいそうだからという理由だけでエサをあげる行為は、逆に猫が地域の中で嫌われてしまうことがあることをご存じですか？
- 猫にエサをあげることは違法行為ではありません。ただし、街中に生息している猫によるイタズラやフンなどで被害を受けている方もいます。
- 葛飾区では、地域の中で猫と住民が共存できる「地域猫活動」を推奨しています。

地域猫活動成功のための4大原則

- ① 地域（近隣の方）の理解を得る
- ② 必ず不妊・去勢手術を実施する
- ③ エサやりの場所と時間を決める
- ④ トイレの設置・清掃をする



2 区の実取組



取組の方向性

- 犬や猫の飼い主に対して、動物の適正な飼養に関する意識の向上を図るとともに、地域住民の動物愛護に関する理解を求めています。

実施事業

事業名	事業内容	担当課
動物適正飼養の推進	犬の鳴き声や猫のふんなどに関する苦情を受け付け、飼い主の適正飼養を指導します。また、動物適正飼養に関する講演会の開催、啓発プレートの配布、区内の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部助成を行います。	生活衛生課
狂犬病予防事業	狂犬病の発生を予防するため、飼い犬の登録、狂犬病予防定期集合注射を実施します。また、未登録の犬の登録勧奨を行います。	生活衛生課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 動物に関する知識を深め、動物を愛護しましょう。
- 最期まで適正に飼養しましょう。
- 無責任な餌やりはしないようにしましょう。



関係機関・団体等の取組

- 動物愛護と適正飼養に関して普及啓発を行います。
- 飼い主のいない猫を排除するのではなく、共存できるルールづくりをします。

基本目標4 医療環境の充実

基本施策1 在宅医療の推進



在宅医療とは、通院が困難な患者の自宅に医師が訪問して、医療サービスを提供するものです。医師が計画的に訪問して医療を行う「訪問診療」と臨時に医療サービスを提供する「往診」があります。

疾病を抱えても、住み慣れた地域で、本人や家族が安心して自分らしい生活を実現するためには、在宅医療体制の充実を図る必要があります。

このため、医療機関などの連携を強化し、在宅医療体制を充実させていきます。また、在宅医療と介護の連携を深め、在宅療養体制も強化します。

在宅医療を行う上で大きな役割を果たすのが、身近なかかりつけ医です。かかりつけ医に継続的に関わることで、本人の身体や症状にあった適切なアドバイスを受けることができるため、かかりつけ医の普及を進めます。

施策目標

区民が住み慣れた地域で住み続けられるよう在宅医療を推進します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
かかりつけ医を持っている区民の割合	葛飾区政策・施策マーケティング調査	74.3%	78.8%	増やす
かかりつけ歯科医を持っている区民の割合【再掲】	葛飾区保健医療実態調査	70.5%	71.9%	増やす
かかりつけ薬局を持っている区民の割合	葛飾区保健医療実態調査	53.9%	60.0%	増やす



1 現状と課題

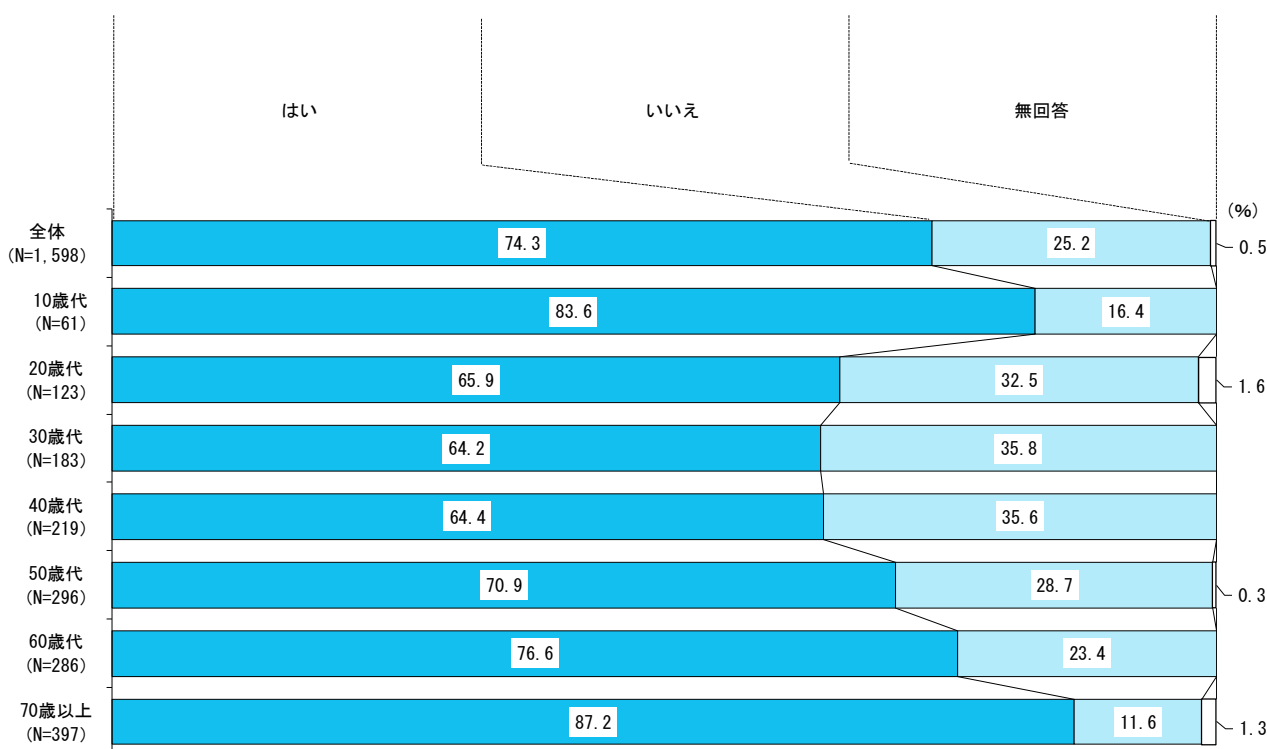
(1) かかりつけ医を持っている区民の割合

令和6（2024）年調査によると、かかりつけの医療機関について、「持っている」（「はい」の回答率）は74.3%、「持っていない」（「いいえ」の回答率）は25.2%となっています。

年代別でみると、10 歳代はかかりつけ医を持っている割合は高いものの、20～40 歳代で低くなっています。50 歳代以上では年代が上がるほど、かかりつけ医を持っている割合が高くなる傾向にあります。

日常的な診療や健康管理などについて気軽に相談できる、かかりつけ医の更なる普及が必要です。

かかりつけ医を持っている区民の割合（全体・年代別）



出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

2 区の取組



取組の方向性

- 疾病を抱えても住み慣れた地域で生活をしていくことができるよう、医療機関や介護サービス事業所などの関係機関が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を整備します。

重点事業

在宅療養患者・高齢者搬送支援事業

(地域保健課)

- ・在宅療養患者の方が病院での治療や入院が必要となった場合に、区内の病院が保有する病院救急車を活用して協力医療機関へ搬送します。区内の病院等で適切な治療が提供され、区内で医療を完結させることにより、早期に在宅療養生活に戻れることを支援し、在宅療養患者の方が安心して在宅療養生活を送れるようにします。

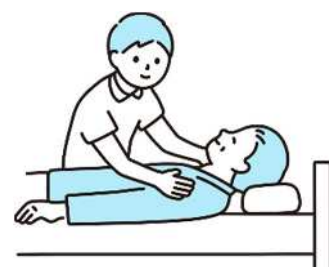
事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
在宅療養患者・高齢者搬送件数	99 件	110 件	120 件	130 件	140 件	150 件	160 件	増やす

在宅医療・介護連携に関する相談支援

(地域保健課)

- ・葛飾区医師会に医療連携コーディネーターを置き、医療機関や高齢者総合相談センターからの相談受け付けや在宅医療に関する情報提供を行うことで、在宅医療・介護連携を強化します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
医療連携相談件数	133 件	160 件	190 件	220 件	250 件	280 件	310 件	増やす



実施事業

事業名	事業内容	担当課
在宅医療介護連携推進会議の開催	葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会、病院、介護、看護などの多職種で構成された会議を開催します。 在宅療養に関する内容を検討し、各分野での連携を強化します。	地域保健課
在宅療養セミナーの開催	在宅医療の推進及び医師・看護師・介護支援専門員など多職種の連携の促進のため、区民向けの在宅療養に関するセミナーを開催します。	地域保健課
医療的ケア児への支援の促進	在宅で痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童が、適切な支援を受けることができるよう、関係機関による協議の場を設け、連携を図ります。	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課 保育課 総合教育センター 教育支援課
ねたきり高齢者歯科診療	(2-6 歯と口の健康づくり参照)	健康推進課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持ち、困った時などは気軽に相談しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 紹介窓口を設置して、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及定着に取り組みます。
- 医療連携コーディネーターの周知を図ります。
- 日頃から病診連携、病院連携を図り、適切な医療機関での受診を促します。
- 医療機関と介護保険事業者の連携を強化し、情報の共有化を図ります。



△区内の病院が保有する病院救急車

基本施策２ 災害医療の充実



首都直下型地震や台風などの大規模災害の際には、地域の医療機能が低下することが予測されています。

このような際にも、迅速かつ適切な医療救護活動を行い、区民の生命と健康を守ることができるよう、葛飾区医師会・葛飾区歯科医師会・葛飾区薬剤師会などと協力し、災害医療体制を整備しています。

災害発生後の超急性期である72時間を目安に傷病者の受け入れを行うべく、緊急医療救護所の開設を実施します。また、急性期以降においては、避難所などの巡回診療及び妊産婦・乳児などの要配慮者への対応も今後進めてまいります。

引き続き、各関係機関と協力しながら、災害医療の更なる充実を図ります。

施策目標

災害時に迅速に対応できる、医療救護体制を整備します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
緊急医療救護所医療従事 スタッフ登録数	—	121人	200人	増やす
緊急医療救護所の認知度	葛飾区区民モニターア ンケート調査	7.2%	40.0%	増やす

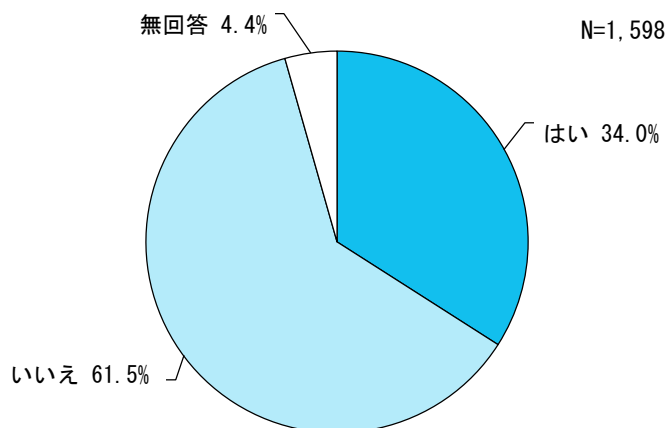
1 現状と課題

(1) 防災対策が進んでいると思う区民の割合

令和6（2024）年調査によると、葛飾区の防災対策について、「進んでいる」（「はい」の回答率）は34.0%、「進んでいない」（「いいえ」の回答率）は61.5%となっています。

防災に対する意識が高まっている中、更なる対策の強化が必要です。

防災対策が進んでいると思う区民の割合



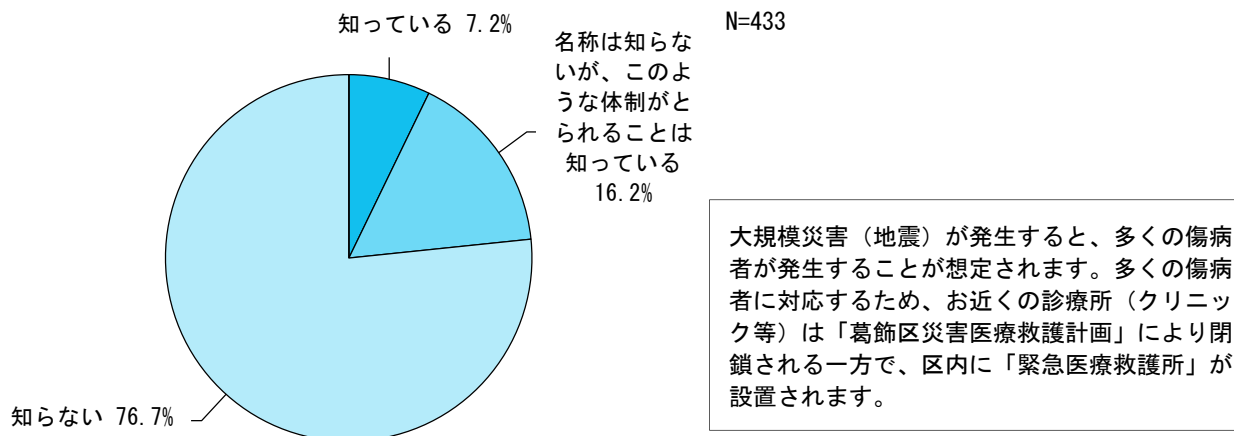
出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

(2) 緊急医療救護所を知っている区民の割合

緊急医療救護所を知っている区民の割合は、「知っている」（7.2%）と「名称は知らないが、このような体制がとられることは知っている」（16.2%）を合わせた『知っている』が23.4%、「知らない」は76.7%となっています。

緊急医療救護所について、広報かつしかや区ホームページ、医療救護訓練の実施等において更なる周知が必要です。

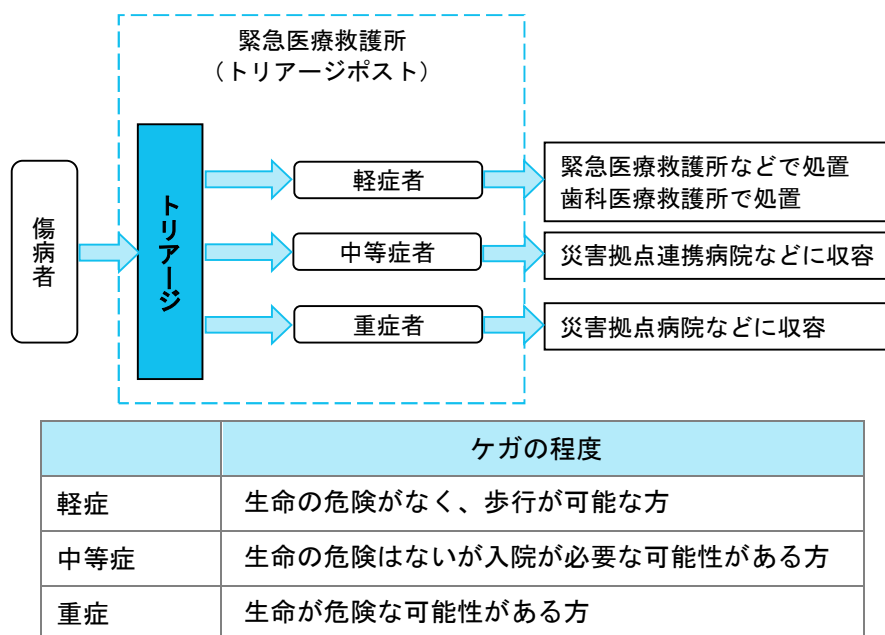
緊急医療救護所を知っている区民の割合



出典：葛飾区「令和6年度第2回葛飾区区民モニターアンケート調査報告書」（令和6（2024）年9月刊行）

(3) 緊急医療救護所

大地震などの災害が発生し、多数の傷病者が発生した際に、発災後おおむね72時間以内に開設する救護所で、12か所の設置を予定しています。主にトリアージ（傷病者の振り分け）、軽症者の対応や病院への搬送の要否などを行います。また、歯科医療救護所はトリアージポストが設置される緊急医療救護所の近隣の歯科診療所とし、災害の規模における被災状況に応じて、たんぽぽ歯科診療所及びひまわり歯科診療所についても、歯科医療救護所の設置を検討します。



※緊急医療救護所が開設された時は、診療所・クリニック等の医師等は緊急医療救護所で治療に当たるため、診療所・クリニック等での診療活動は原則行いません。

- 災害拠点連携病院・・・主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院で東京都が指定します。区内では、亀有病院、第一病院、嬉泉病院、金町中央病院、かつしか江戸川病院、堀切中央病院、イムス葛飾ハートセンター、イムス東京葛飾総合病院、坂本病院の9病院が指定されています。
- 災害拠点病院・・・・主に重症者の収容・治療を行う病院で東京都が指定します。区内では、東部地域病院、東京慈恵会医科大学葛飾医療センター、平成立石病院の3病院が指定されています。



△トリアージタグ

【緊急医療救護所】

病院名	所在地
東部地域病院	亀有 5-14-1
亀有病院	亀有 3-36-3
第一病院	東金町 4-2-10
嬉泉病院	東金町 1-35-8
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	青戸 6-41-2
金町中央病院	金町 1-9-1
かつしか江戸川病院	高砂 3-27-13
平成立石病院	立石 5-1-9
堀切中央病院	堀切 7-4-4
イムス葛飾ハートセンター	堀切 3-30-1
イムス東京葛飾総合病院	西新小岩 4-18-1
坂本病院	西新小岩 4-39-20

【歯科医療救護所】

名称	所在地
奥瀬歯科医院	亀有 3-12-13
関根歯科医院	東水元 1-16-17
森田歯科医院	白鳥 4-7-19
かなまち志田歯科	金町 6-1-7
木暮歯科医院	柴又 5-8-3-2F
熊倉歯科医院	立石 3-30-7
青島歯科医院	堀切 5-41-30
こいづみデンタルクリニック	西新小岩 1-4-7

(災害の規模における被災状況に応じて設置を検討)

施設名称	所在地
たんぽぽ歯科診療所	亀有 2-23-10
ひまわり歯科診療所	青戸 7-1-20 葛飾区歯科医師会館内

2 区の取組



取組の方向性

- 災害時に備え、的確な対応ができるよう医療救護訓練の実施や医療資器材及び医薬品などの備蓄を行います。また、人工呼吸器などを使用する在宅患者の支援体制を整備します。

重点事業

災害医療体制の強化

(地域保健課)

①緊急医療救護所の設置・実働訓練の実施

災害時に適切な医療救護活動を行うため、緊急医療救護所の設置やトリアージ訓練・搬送訓練などの実働訓練を実施します。

②緊急医療救護所医療従事スタッフの登録

緊急医療救護所での医療救護活動における十分な医療従事者を確保するため、区内在住でかつ区内医療関係団体の会員以外の医師・看護師・准看護師・助産師を予め登録します。登録者には登録証を交付し、平時は医療救護訓練等に参加するとともに、災害時には緊急医療救護所での医療救護活動を行います。

③医療救護受援体制の整備

大規模災害時には、他道府県や日本医師会の医療救護チームが全国から参集します。葛飾区は区災害医療コーディネーター（医師）を指定し、派遣された医療救護チームの配置について、緊急医療救護所や病院からの要請を調整する体制を整備します。

④医薬品・医療資器材の備蓄

発災直後に活用する医薬品や医療資器材の備蓄品の充実を図ります。また、発災後の継続した確保に向け、関係機関と連携して供給体制強化を図ります。

⑤水害時における病院 BCP（業務継続計画）作成支援

大規模災害時の医療体制及び連携の強化を目的に、災害拠点病院の BCP（業務継続計画）の作成を支援するとともに効果検証訓練を実施します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
災害医療救護計画の 見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	継続実施
緊急医療救護所の 開設・運営訓練の実施	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	継続実施
水害時における病院 業務継続計画（BCP） 策定支援	実施	実施	実施	検討	検討	検討	検討	検討
水害時における病院 業務継続計画（BCP）訓練	－	実施	実施	実施	検討	検討	検討	検討
災害医療ブロック体制 における、医療資器材 及び医薬品の備蓄	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	継続実施
災害医療ブロック体制 における、情報連絡体制 の構築	検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	継続実施

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 家庭で災害用品を備蓄し、避難所、避難場所を確認しておきましょう。
- 災害時にケガをしてしまった際の救護所などを覚えておきましょう。



関係機関・団体等の取組

- 区と協働して緊急医療救護所及び歯科医療救護所の設置・運営や中等症及び重症者の搬送訓練を行います。
- 葛飾区医師会・葛飾区歯科医師会・葛飾区薬剤師会などが連携して災害時に医療救護活動を実施するための災害医療体制を整備します。



△緊急医療救護所の設置・運営訓練の様子

緊急医療救護所の場所を知ろう！

大規模災害時に医療が必要な方は 緊急医療救護所へ

下記の病院前に 緊急医療救護所を設置します。

緊急医療救護所の役割

① トリアージ (傷病者の振り分け)

傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて、振り分けを行います。



② 軽症者の対応

自ら歩ける傷病者(軽症)の方は、近隣の施設(学校など)で応急処置を行います。また、医薬品の対応も可能な限り行いますので、お薬手帳のご持参をお願いします。



③ 搬送

救護所での対応が困難な場合、できる限りの応急処置を行い、病院救急車などを利用して搬送を行います。



Aブロック

凡例
+ 災害拠点病院
+ 災害拠点連携病院

第一病院
(東金町4-2-10)



嬉泉病院
(東金町1-35-8)



東部地域病院
(亀有5-14-1)



亀有病院
(亀有3-36-3)



Cブロック

堀切中央病院
(堀切7-4-4)



**イムス葛飾
ハートセンター**
(堀切3-30-1)



平成立石病院
(立石5-1-9)



Bブロック

金町中央病院
(金町1-9-1)



**東京慈恵会医科大学
葛飾医療センター**
(青戸6-41-2)



かつしか江戸川病院
(高砂3-27-13)



Dブロック

坂本病院
(西新小岩4-39-20)



イムス東京葛飾総合病院
(西新小岩4-18-1)



詳しくは葛飾区ホームページをご覧ください。地域保健課にお問い合わせ(☎03-3602-1231)ください。

葛飾区 救護所



<https://www.citykatsushika.lg.jp/kurashi/004028/000063/004029/030357/004763.html>



基本施策3 医療サービスの確保



誰もが安心して健康的な生活を続けていくためには、質の高い医療を地域で安定的に受けられる体制を整備することが重要です。

このため、旧松上小学校跡地を活用した病院誘致を行い、イムス東京葛飾総合病院を開設し、東京かつしか赤十字母子医療センターの建て替えに際しては、周産期医療の充実に努めることを含む協定書を締結しました。

また、一般医療機関が休診となる休日や夜間などに、医療が必要となった方に応急診療を提供するため、葛飾区医師会など関係機関と協力し、休日応急診療所や小児初期救急平日夜間診療所を開設してきました。

医薬品については、一般用医薬品の濫用が若年者を中心に増加していることを踏まえ、医薬品を適正に販売しているか、医薬品販売店への監視を強化します。

今後も、関係機関と連携し、適切な医療サービスを確保していきます。

施策目標

適切な医療サービスの確保と、医療・医薬品の安全を推進します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
必要な時に、必要とする医療を受けられている区民の割合	葛飾区政策・施策マーケティング調査	87.5%	89.3%	増やす
苦情相談に対する納得度	(納得+おおむね納得)件数/全苦情件数×100	85.9%	92.0%	増やす

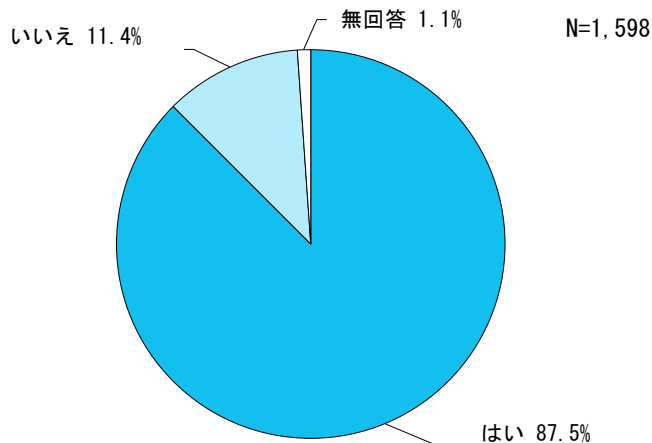


1 現状と課題

(1) 必要な時に、必要とする医療を受けられている区民の割合

令和6（2024）年調査によると、「必要な時に必要とする医療を受けられている」（「はい」の回答率）割合は87.5%となっています。

必要な時に、必要とする医療を受けられている区民の割合



出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

コラム

快適に医療機関を探そう

厚生労働省提供

医療情報ネット（ナビイ）

- 医療情報ネット（ナビイ）とは、全国の医療機関・薬局について、さまざまな方法で検索・情報収集ができるシステムです。
- 今すぐ近くで診療を受けたい場合、地域を問わず希望する設備やサービスを提供する医療機関を探したい場合など、さまざまな場面で活用できます。



↑上記の二次元コードを読み取ることで、「医療情報ネット（ナビイ）」にアクセスできます。



東京都提供

医療機関案内サービス「ひまわり」

- 医療機関案内サービス「ひまわり」は、都民の方々に電話・ファクシミリで都内の医療機関を案内するサービスです。



電話：03-5272-0303

受付時間：毎日 24 時間

2 区の実施



実施の方向性

- 休日や夜間に応急診療が受けられる診療所を確保します。
- 患者と医療機関との信頼関係を構築するための医療安全支援センターを設置します。
- 医療と医薬品の安全を推進します。

重点事業

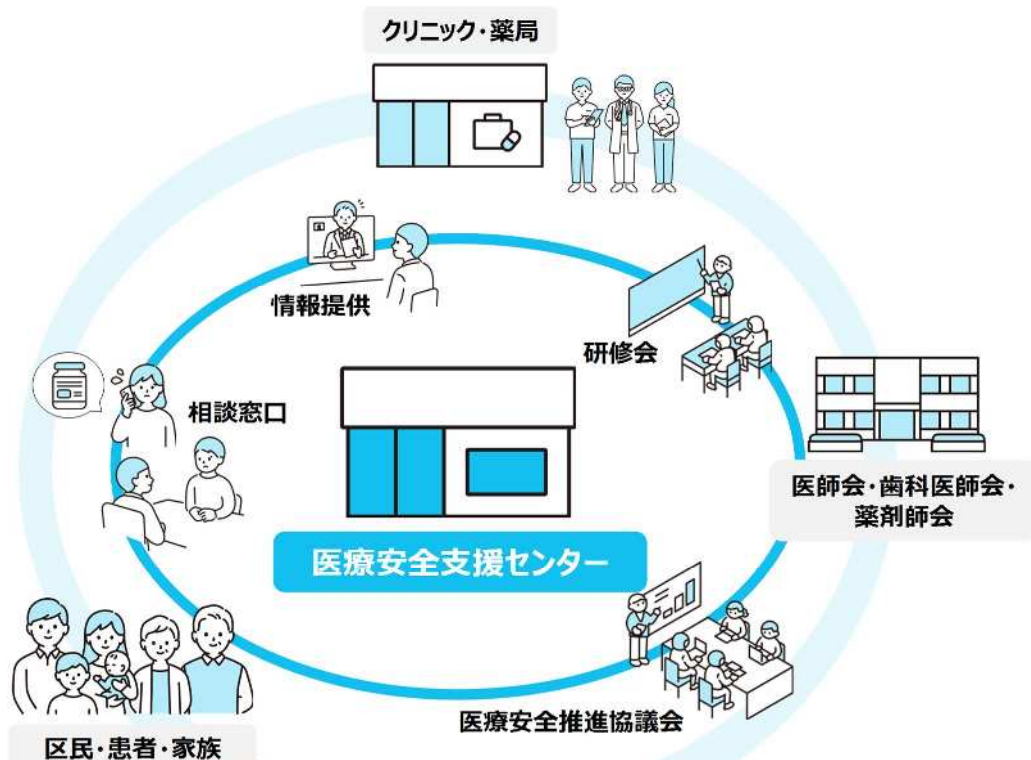
医療安全支援センターの運営

(生活衛生課)

- ・臨床経験のある看護師が医療に関する相談や苦情を受け付け、相談者へ適切に助言する「患者相談窓口」を運営します。この窓口寄せられた内容は、医師会、歯科医師会や医療機関へ情報提供していきます。医療関係者や区民に対しては、医療の安全に関する研修会等を実施します。また、医療関係者、有識者、区民団体などからなる医療安全推進協議会を開催し、区の医療安全について検討していくことで、医療機関と患者の相互理解を促進します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
医療安全支援センターの運営	検討	検討中						

医療安全支援センター運営のイメージ



実施事業

事業名	事業内容	担当課
休日等の応急診療事業	一般医療機関が休診となる休日・祝日や夜間などに、医療が必要となった区民（急病患者）に応急医療サービスを提供します。また、休日・祝日に当番制で診療所などを開き、急病患者の診療を行います。	地域保健課
健康医療推進協議会の運営	保健医療問題や望ましい地域医療、地域保健の在り方などについて協議します。	地域保健課
薬事衛生普及・啓発	薬事関係事業者を対象に医薬品、毒物・劇物などの安全性の確保、適正使用、事故防止などの内容について葛飾区薬剤師会などと協力して情報提供を行います。	生活衛生課
医務許認可事務・監視指導	法令に基づき、診療所、歯科診療所、助産所、施術所などへの許認可事務や監視指導を行います。	生活衛生課
薬事衛生許認可事務・監視指導	法令に基づき、医薬品や医療機器を扱う薬局などへの許認可事務や監視指導を行います。	生活衛生課

3 関係機関・団体等の取組



関係機関・団体等の取組

- 休日等の応急診療事業に協力します。
- 医療機関の相互連携及び情報の共有化を図ります。



基本目標5 健康づくり環境の整備

基本施策1 自然に健康になれる環境づくり



健康寿命の延伸には、健康づくりに積極的に取り組む方だけでなく、健康に関心が低い方も無理なく自然に健康に関する行動をとることができる環境づくりが重要です。そのため、食生活、運動、受動喫煙対策など健康づくりの視点を取り入れたまちづくりを進め、自然と健康になれる環境を整備するとともに、インセンティブにより健康づくりに取り組むきっかけをつくることで、誰もが健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。

また、広域的に過去に例のない暑さといわれており、都内の熱中症搬送者数も増加傾向にある中で、区民の健康を守るため、熱中症予防に向けた環境づくりも進めていきます。

施策目標

自然に健康になれる環境づくりを推進します。

指標

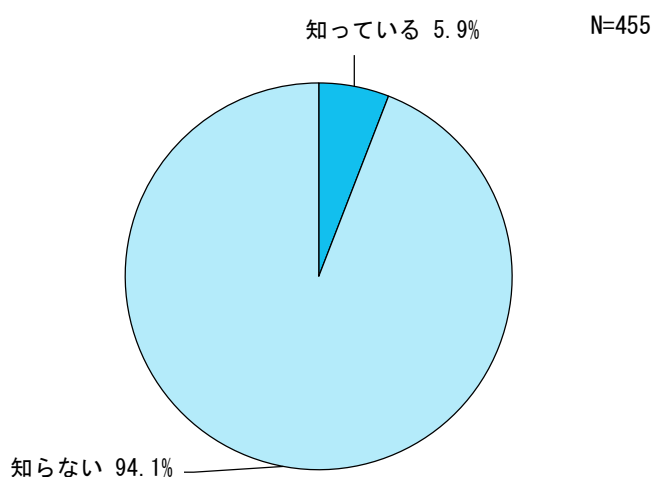
指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
健康づくりに取り組んでいる区民の割合【再掲】	葛飾区政策・施策マーケティング調査	70.1%	76.0%	増やす
1 か月内で受動喫煙の機会がなかった区民の割合【再掲】	葛飾区保健医療実態調査	38.2%	56.2%	増やす

1 現状と課題

(1) 葛飾区健康アプリの認知度

これまで区では、区民が自らの健康を意識し、健康づくりに取り組むきっかけづくりとして、健康づくりをするとポイントが貯まる「健康アプリ」を提供してきました。この認知度について、「知らない」の割合が94.1%となっており、保健医療分野のみならず、様々な分野と幅広く連携するとともに、各推進主体とも協働し、葛飾区全体で認知度を向上させていく必要があります。

葛飾区健康アプリの認知度

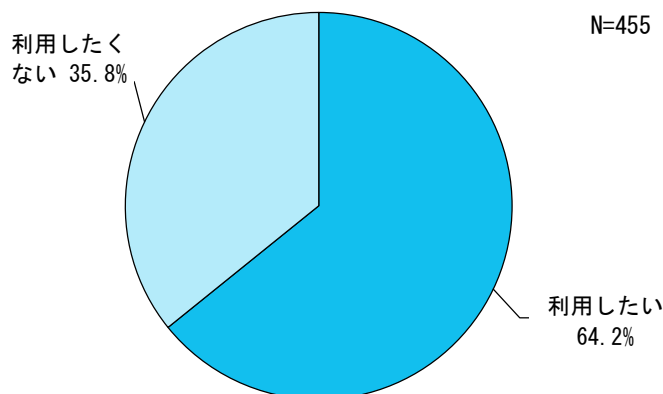


出典：葛飾区「令和6年度第1回葛飾区区民モニターアンケート調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

(2) 葛飾区健康アプリの利用希望

区が提供していた「健康アプリ」の認知度が低い一方で、これを「利用したい」と回答した方が64.2%となっており、健康アプリの需要は高いことから、アプリの認知度を向上させることで、利用者の増加が見込まれます。

健康アプリを葛飾区が提供する場合、利用したいか



出典：葛飾区「令和6年度第1回葛飾区区民モニターアンケート調査報告書」（令和6（2024）年8月刊行）

2 区の実施



実施の方向性

- 自然に健康になれる環境を整備します。
- 幅広い分野を通じて健康づくりに取り組むきっかけをつくります。
- インセンティブを付与する健康アプリを提供することで、健康行動の変容を促進します。
- 受動喫煙を生じさせない環境の整備を進めます。

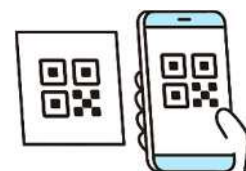
重点事業

区民と事業者の健康活動促進事業（健康アプリ事業）

（政策企画課、産業経済課、商工振興課、健康推進課）

- ・ 区民の健康や生活習慣に関するデータを日常的に使用しているスマートフォン等から収集し、分析・評価することで、一人一人に最適な健康づくりの提案やフィードバックができる仕組みを構築します。また、健康づくりの成果に対して区内で消費できるポイント等を付与するなど、地域経済の活性化を図りつつ、区民が楽しく健康づくりに取り組める環境づくりを進め、健康寿命の延伸につなげていきます。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
事業の参加者数	－	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	増やす
かつしか PAY との連携	検討・実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施
AI を活用した個人に 最適な健康活動の提案	検討・実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施



実施事業

事業名	事業内容	担当課
クーリングシェルター	近年、地球温暖化の進行により区内の熱中症搬送者数が増加傾向です。今後は極端な高温発生リスクの増加が見込まれていることから、熱中症予防対策として冷房設備が整っており、誰でも休息することができる場所を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定していきます。 指定した施設については、区民に周知するとともに熱中症特別警戒アラートが発表された時に開放します。	環境課
断熱住宅（健康エコ住宅）の普及促進	断熱性能の高い住宅は、外気の温度の影響を受けにくいため、冷暖房の消費を抑えることができるほか、夏は涼しく、冬は暖かく快適に過ごすことができます。 また、部屋ごとの温度差が小さいため、急激な温度変化による血圧の急上昇、急降下を抑え「ヒートショック」を防ぐ効果もあり、健康に優しい住宅です。 断熱住宅（健康エコ住宅）の普及促進により、快適で健康な住環境の整備を進めていきます。	環境課
熱中症予防の普及啓発	（1-1 地域と進める健康づくり参照）	保健センター
熱中症予防事業（高齢者）	（1-4 高齢者の健康づくり参照）	高齢者支援課
中川かわまちづくり事業	高砂橋から新宿六丁目付近までの中川において、水辺の散策路となるテラスや拠点等の整備を国と連携しながら進めます。	かわまちづくり担当課
外出しやすい環境整備	（1-1 地域と進める健康づくり参照）	交通政策課 道路補修課
かつしかの元気食堂推進事業	（2-3 適切な食生活による健康づくり参照）	健康推進課
スポーツ施設の利用しやすい環境整備	（2-4 生活習慣の改善参照）	生涯スポーツ課
健康遊具設置事業	（2-4 生活習慣の改善参照）	公園課
受動喫煙防止普及啓発事業	（2-5 喫煙・受動喫煙対策参照）	健康推進課
受動喫煙対策を施した公衆喫煙所の設置	（2-5 喫煙・受動喫煙対策参照）	健康推進課
路上喫煙パトロール	（2-5 喫煙・受動喫煙対策参照）	地域振興課
喫煙禁止区域の周知	（2-5 喫煙・受動喫煙対策参照）	地域振興課

3 区民や関係機関・団体等の取組



区民一人一人の取組

- 健康アプリを活用するなどにより、生活習慣を改め、日々の健康づくりに取り組みましょう。



関係機関・団体等の取組

- 健康的な生活習慣を実践しやすい環境を整備します。
- 健康アプリを活用して従業員の健康づくりを推進します。



コラム アプリで楽しく健康づくり

モンチッチと一緒に、楽しみながらポイントを貯めよう！

- 「モンチッチと歩こう！ かつしか Active チャレンジ」
(通称：モンチャレ) は、スマートフォンアプリを活用した楽しく健康づくりができる取組です。
- 食事記録でキャラクターを育てたり、AI アドバイスで新しい発見があったり、ゲーム感覚の楽しい仕掛けが満載です。
- かつしか PAY に交換できるポイントを貯めることもできます。
- ぜひ各アプリストアにアクセスして、「WoLN」をインストールしてみてください。



←左記の二次元コードを読み取ることで、モンチャレに関する情報を紹介した葛飾区のホームページにアクセスできます。

※アプリは葛飾区内在住・在勤・在学の18歳以上の方が対象となります。

※「WoLN」のインストール後、「東京都」を選択し、「モンチッチと歩こう！ かつしか Active チャレンジ」をタップしてください。

基本施策2 多様な主体による健康づくりの推進



区民の健康づくりを進めるには、区だけでなく、多様な主体により健康づくりを推進していく必要があります。地域の方々による健康づくりに関する取組を支援するとともに、関係機関・関係団体とも連携しながら区民の健康づくりを推進します。

また、事業者が従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する健康経営を促進することで、区民の健康づくりにつなげていきます。

施策目標

多様な主体による健康づくりを推進します。

指標

指標	算出方法・説明 又は出典	現状値	目標値 令和12 (2030)年度	指標の 方向
健康づくりに取り組んでいる区民の割合【再掲】	葛飾区政策・施策マーケティング調査	70.1%	76.0%	増やす



コラム はじめよう健康経営

健康経営とは？

- 健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的視点で考え、戦略的に実践する経営手法です。
 - 生産性向上：心身の充実により従業員のパフォーマンスが改善し、生産性の向上、企業の活力向上につながります。
 - イメージアップ：「従業員を大切にする会社」として、社内外にPRでき、企業価値向上や人材の確保・定着につながります。
 - リスクマネジメント：事故や不祥事、労働災害の予防、法令順守などにつながります。

葛飾区では「健康経営優良事業者認証制度」を行っています！

- 健康経営を実施している区内事業者を認証し、公表することにより健康づくりに取り組む機運を高め、事業者の健康経営を推進します。

認証のメリット

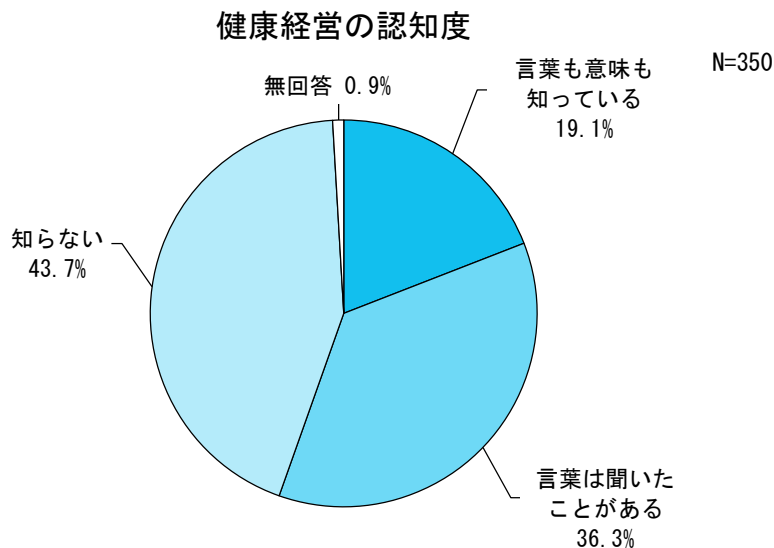
- 認証事業者を区公式ホームページに掲載いたします。
- 認証事業者であることを証するロゴマークを名刺や自社ホームページなどに使用できます。
- 健康経営応援融資を利用することができます。（一定の条件あり）



1 現状と課題

(1)「健康経営」の認知度

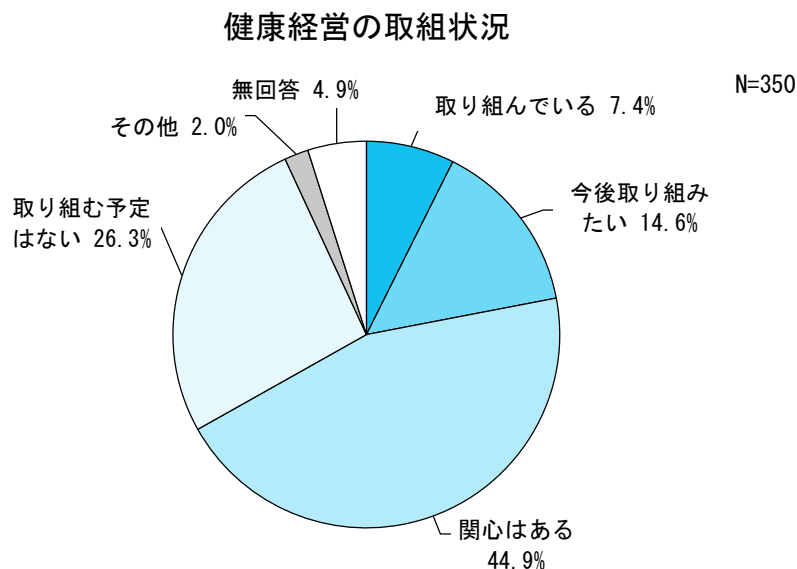
「健康経営」について、「言葉も意味も知っている」事業所は 19.1%です。「言葉は聞いたことがある」事業所は 36.3%となっており、合計すると 55.4%となっています。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和 6（2024）年 3 月刊行）

(2)「健康経営」に取り組みたい事業所の割合

「取り組んでいる」事業所は 7.4%にとどまっていますが、「今後取り組むたい」と「関心はある」の割合の合計が約 60%と関心を持っている事業所は多く、健康経営に関する情報発信等により、事業所の健康づくりを推進する必要があります。



出典：葛飾区「葛飾区保健医療実態調査報告書」（令和 6（2024）年 3 月刊行）

2 区の実取組



取組の方向性

- 区内の事業者の健康経営を促進します。
- 地域の方と協働しながら、区民が健康づくりに取り組むことができるよう支援します。

重点事業

区民と事業者の健康活動促進事業（健康経営）

（産業経済課、商工振興課、政策企画課、健康推進課）

- ・健康経営を実施している優良な区内事業者を認証し、従業員や求職者、関係企業、金融機関等から社会的な評価を受けることができる環境を整備することで、区内事業者を活性化させるとともに、区全体で健康づくりに取り組む機運を高め、事業者の健康経営を推進します。

事業目標	現状値	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	指標の 方向
事業者認証	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
健康経営認証事業者 向けの融資	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

実施事業

事業名	事業内容	担当課
区民健康づくり支援	(1-1 地域と進める健康づくり参照)	健康推進課 保健センター 生涯スポーツ課
スポーツ指導員養成・育成	(1-1 地域と進める健康づくり参照)	生涯スポーツ課
スポーツボランティアの拡充	(1-1 地域と進める健康づくり参照)	生涯スポーツ課

3 区民や関係機関・団体等の取組



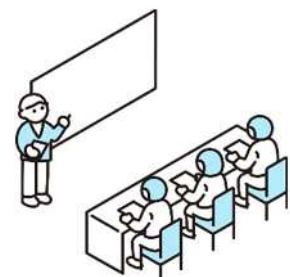
区民一人一人の取組

- 地域や職場での健康に関する取組に参加しましょう。



関係機関・団体等の取組

- 従業員の健康づくりに努めます。



資料編

1 計画の策定経過

(1) 葛飾区健康医療推進協議会

	開催年月日	主な議題
1	令和6（2024）年 7月30日	・葛飾区食育推進計画における取組指標の達成度について ・第2次かつしか健康実現プランの進捗状況について ・（仮称）第3次かつしか健康実現プランの策定について
2	令和6（2024）年 11月20日	・（仮称）第3次かつしか健康実現プラン（素案）について
3	令和7（2025）年 1月31日	・第3次かつしか健康実現プラン（案）について

(2) 区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

閲覧、意見募集期間	閲覧場所
令和6（2024）年12月6日～ 令和7（2025）年1月6日	区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、区立図書館、健康プラザかつしか、保健センター ※区ホームページにも掲載し、意見募集を行いました。

2 葛飾区健康医療推進協議会要綱

昭 和 60 年 12 月 25 日

60 葛衛管発 第 466 号

区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 葛飾区における望ましい健康、保健及び医療のあり方について検討するため、葛飾区健康医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌する事務は、次に掲げるものとする。

- 2 葛飾区における健康、保健及び医療に関する計画等の推進について検討を行うこと。
- 3 葛飾区における健康、保健及び医療に関する各施策について検討を行うこと。
- 4 その他、協議会が必要と認める事項について検討を行うこと。

(構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる団体からの推薦者等につき、区長が委嘱又は任命する委員 23 人以内で構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることは妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長の指名する委員をもってあてる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めた場合、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長が必要と認めた場合、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康部地域保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和60年12月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年1月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

別 表（第3条関係）

関係団体等及び委員数	
葛飾区医師会	1人以内
葛飾区歯科医師会	1人以内
葛飾区薬剤師会	1人以内
葛飾区自治町会連合会	1人以内
葛飾区社会福祉協議会	1人以内
葛飾区産業関係者	1人以内
葛飾区婦人団体連合会	1人以内
葛飾区立小中学校長	1人以内
葛飾区障害者福祉団体	1人以内
葛飾区体育関係者	1人以内
葛飾区健康づくり団体	1人以内
葛飾区子育て支援団体	1人以内
学識経験者	3人以内
葛飾区内消防署	1人以内
葛飾区職員	7人以内

3 葛飾区健康医療推進協議会名簿

	選出母体・役職等	氏 名
学識経験者	埼玉医科大学教授	亀 井 美登里
	東京聖栄大学教授	宮 内 眞 弓
	慶應義塾大学准教授	藤 澤 大 介
医療関係団体	葛飾区医師会会長	大 山 高 令
	葛飾区歯科医師会会長	小笠原 浩 一
	葛飾区薬剤師会会長	佐々木 武 志
区内各種団体	葛飾区自治町会連合会副会長	島 田 長 富
	葛飾区社会福祉協議会理事	杉 浦 健
	東京商工会議所葛飾支部 工業分科会副分科会長	楨 野 雄 平
	葛飾区婦人団体連合会副会長	大 橋 雅 子
	葛飾区地域腎友会会長	小 関 盛 通
	葛飾区スポーツ協会副会長	金 澤 晟 友
	葛飾区健康づくり推進協議会会長	板 橋 和 子
	かつしか子育てネットワーク運営委員	坪 井 博 一
区内行政機関	本田消防署副署長	塩 田 哲 也
	葛飾区立細田小学校長	矢 吹 理 恵
区職員	政策経営部長	長 南 幸 紀
	福祉部長	新 井 洋 之
	健康部長	清 古 愛 弓
	健康部次長	下 村 聖 二
	子育て支援部長	鈴 木 雄 祐
	児童相談部長	中 林 貴 紀
	教育次長	中 島 俊 一

4 葛飾区健康政策推進委員会設置要綱

平成 30 年 6 月 27 日
30 葛健地第 218 号
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 葛飾区における健康政策を推進するため、葛飾区健康政策推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) かつしか健康実現プランに関すること。
- (2) 自殺対策に関すること。
- (3) 食育の推進に関すること。
- (4) その他、健康政策の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康部を所管する副区長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を総理する。
- 4 副委員長は、健康部長の職にある者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 5 条 委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、委員会に付議する事案について、調査し、検討するほか、必要な事項を協議し、その結果を委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康部地域保健課庶務係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年8月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策経営部長
総務部長
施設部長
地域振興部長
危機管理・防災担当部長
産業観光部長
環境部長
福祉部長
健康部次長
子育て支援部長
児童相談部長
都市整備部長
教育次長
学校教育担当部長

別表第2（第5条関係）

健康部長（幹事長）
健康部次長（副幹事長）
政策企画課長
健康推進都市担当課長
総務課長
施設管理課長
地域振興課長
危機管理課長
産業経済課長
環境課長
福祉管理課長
くらしのまると相談課長
高齢者支援課長
地域包括ケア担当課長
長寿医療・年金担当課長
子育て政策課長
子育て応援課長
児童相談課長
子ども家庭支援課長
調整課長
教育総務課長
学務課長
教育指導課長
生涯スポーツ課長

5 用語集

用語	解説
あ行	
医療連携 コーディネーター	在宅療養に関する情報提供や訪問診療・訪問看護など必要な支援の調整を行う、葛飾区医師会に設置する看護師、保健師、社会福祉士などのこと。区民が安心して在宅療養生活を送れるよう、医療機関や高齢者総合相談センター、かかりつけ医等の連携を促進することが目的。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略称。国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
か行	
高齢者（65歳以上） のBMI	国の「健康日本21（第三次）」では、低栄養傾向にある高齢者の割合を減少させることを重視しており、その際の指標として「BMI20以下」が有用としている。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
健康経営	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。
さ行	
災害医療 コーディネーター	大規模災害が発生した際に、区内の医療救護活動を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師のこと。
サルコペニア	加齢、活動不足、病気、栄養不足などにより、筋肉の量が減少し、筋力や身体の機能が低下することをいう。
COPD（慢性閉塞性肺疾患）	たばこの煙などの有害物質が原因で肺が炎症を起こし、呼吸がしにくくなる病気。咳やたん、息切れなどの症状がでて、進行すると、フレイル、寝たきりにつながる可能性がある。また、肺がんになる可能性が高くなる。COPDの進行を防ぐためには禁煙や早期発見・治療が必要。
自動体外式除細動器（AED）	突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器のこと。
周産期医療	周産期（妊娠22週から出生後7日未満までの期間）を含めた前後の期間において、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制のこと。
食育月間	国は食育への関心を高め、年間を通じて健全な食生活を実践する契機として、「食育基本法」が成立した6月を「食育月間」と定めた。
成年後見制度	認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みのこと。
双極性障害	精神疾患の中でも気分障害と分類されている疾患。うつ状態に加え、うつ状態とは対極の躁状態も現れ、これらをくりかえす慢性の疾患で、原因は明らかではない。

た行	
チャイルドビジョン	大人が幼児の視界を体験するための、「幼児視界体験メガネ」のこと。子どもの特性を理解する目的で活用される。
低栄養	健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態のこと。
統合失調症	幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受け（生活の障害）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障害）、という特徴をあわせもつ疾患で、原因は明らかではない。
トリアージ	災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めること。また、トリアージを行う場所のことを、「トリアージポスト」という。
な行	
ナッジ理論	人間の性質や行動原理に基づき自発的に行動するきっかけを提供する手法のこと。
年齢調整死亡率	年齢構成の異なる地域間で死亡の状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率のこと。より正確に年次比較、地域比較をすることができる。
は行	
HACCP（ハサップ）	「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略称。食品等事業者が原材料の入荷から製造・出荷までの各工程において、食中毒の原因となる微生物や危険な物質が食品に入らないように、微生物による汚染や増殖、異物の混入などの「危害要因」を「分析」する（Hazard Analysis）。その上で、危害の発生防止につながる「特に重要な」「管理できる」「工程」（Critical Control Point）のすべてを継続的に点検・記録することにより、問題が起きた時にすぐに対処できるようにする。このように、誰もが安全に食べられる食品を提供するための衛生管理の方法のこと。
BMI	「Body Mass Index」の略称。体重（kg）÷（身長（m）×身長（m））で算出される体格指数のこと。日本肥満学会の判定基準では、18.5未満を低体重（やせ）、18.5以上25未満を普通体重、25以上を肥満としている。
BCP（事業継続計画）	「Business Continuity Plan」の略称。緊急事態を想定し、事業の継続や早期復旧のために必要な対応策をまとめるもの。
風しん	風しんウイルスによって引き起こされる感染症。予防法はワクチンの接種が有効。
フレイル	加齢に伴い、筋力や食欲、認知機能などの心身の活力が低下した状態であるが、適切な対応（医療や介護予防）により健常化する可能性がある状態のこと。 葛飾区では、身体的な機能の低下（P：フィジカル）、咀嚼機能の低下や栄養不良（O：オーラル）、意欲や認知機能の低下（B：ブレイン）、地域社会との交流の減少などの社会性の低下（S：ソーシャル）、聞き取る機能の衰え（H：ヒアリング）、目の機能の低下（E：アイ）の6つの要素をまとめて「POBS-HE（ポブス-エイチイー）フレイル」という。
プレコンセプションケア	若い男女の健康を増進し、より質の高い生活を送ること。 より健全な妊娠・出産の機会を増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることを目指すもの。
HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）	赤血球の中にある酸素を運ぶヘモグロビンに血液中のブドウ糖が結合したもの。過去1～2か月間の平均血糖値を表す。

ま行	
麻疹	麻疹ウイルスによって引き起こされる感染症。「はしか」のこと。感染力が大変強い感染症で、予防法はワクチンの接種が有効。
ら行	
ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。国の「健康日本21（第三次）」では、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを、基本的な方向の一つとして掲げている。
リスクコミュニケーション	消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換すること。葛飾区保健所では食の安全に関して意見交換を行っている。
65歳健康寿命（東京保健所長会方式）	65歳になった人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの。
65歳平均余命	65歳になった人が、65歳以降何年生きられるかの平均年数を表すもの。
ロコモティブシンドローム	骨や関節の病気、筋力の低下、バランス能力の低下によって転倒・骨折しやすくなること。自立した生活ができなくなり、介護が必要となる危険性が高い状態を指す。
や行	
ユニバーサルスポーツ	年齢や国籍、障害の有無に関わらず、皆が一緒に楽しむことができるスポーツの総称。全員が平等に各競技へ参加できることを原則とする。